

# 調布市文化会館たづくり外壁改修工事

枚数	図番	図面名称
1	A-00	図面リスト
2	A-01	特記仕様書-1
3	A-02	特記仕様書-2
4	A-03	特記仕様書-3
5	A-04	特記仕様書-4
6	A-05	配置図・案内図
7	A-06	外壁改修工事リスト
8	A-07	南側立面図「外壁改修」
9	A-08	東側立面図「外壁改修」
10	A-09	北側立面図「外壁改修」
11	A-10	西側立面図「外壁改修」
12	A-11	南側立面図「外壁シーリング」
13	A-12	東側立面図「外壁シーリング」
14	A-13	北側立面図「外壁シーリング」
15	A-14	西側立面図「外壁シーリング」
16	A-15	6階内側立面図「外壁改修」
17	A-16	7階内側立面図「外壁改修」
18	A-17	13階内側立面図「外壁改修」
19	A-18	13階上部内側立面図「外壁改修」
20	A-19	南側立面図「建具キープラン」
21	A-20	東側立面図「建具キープラン」
22	A-21	北側立面図「建具キープラン」
23	A-22	西側立面図「建具キープラン」
24	A-23	外部建具表-1
25	A-24	外部建具表-2
26	A-25	外部建具表-3
27	A-26	外部建具表-4
28	A-27	外部建具表-5
29	A-28	外部建具表-6
30	A-29	笠木平面図
31	A-30	雑詳細図
32	K-01	仮設計画配置図
33	K-02	仮設計画1階平面図
34	K-03	仮設計画南側立面図
35	K-04	仮設計画東側立面図
36	K-05	仮設計画北側立面図
37	K-06	仮設計画西側立面図


第1編	1.1 工事件名 調布市文化会館たづくり外壁改修工事																																																								
共通事項	1.2 工事場所 調布市小島町二丁目3番地1																																																								
第1章	1.3 敷地面積 6,531.91㎡																																																								
工事概要	1.4 工事規模																																																								
	<table border="1"> <tbody><tr> <td>建物名称</td> <td colspan="3">調布市文化会館たづくり</td> </tr> <tr> <td>構造規模</td> <td colspan="3">SRC造一部RC造地下2階地上13階</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>3,916.28㎡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">各階床面積</td> <td>塔屋</td> <td>19.53㎡</td> <td>6階</td> <td>1,392.48㎡</td> </tr> <tr> <td>13階</td> <td>422.12㎡</td> <td>5階</td> <td>2,227.00㎡</td> </tr> <tr> <td>12階</td> <td>1,341.91㎡</td> <td>4階</td> <td>2,276.36㎡</td> </tr> <tr> <td>11階</td> <td>1,247.82㎡</td> <td>3階</td> <td>2,125.86㎡</td> </tr> <tr> <td>10階</td> <td>1,247.82㎡</td> <td>2階</td> <td>3,135.72㎡</td> </tr> <tr> <td>9階</td> <td>1,002.46㎡</td> <td>1階</td> <td>3,548.96㎡</td> </tr> <tr> <td>8階</td> <td>1,242.97㎡</td> <td>B1階</td> <td>4,133.23㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7階</td> <td>1,291.61㎡</td> <td>B2階</td> <td>4,810.89㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>31,466.74㎡</td> </tr> </tbody></table>	建物名称	調布市文化会館たづくり			構造規模	SRC造一部RC造地下2階地上13階			建築面積	3,916.28㎡			各階床面積	塔屋	19.53㎡	6階	1,392.48㎡	13階	422.12㎡	5階	2,227.00㎡	12階	1,341.91㎡	4階	2,276.36㎡	11階	1,247.82㎡	3階	2,125.86㎡	10階	1,247.82㎡	2階	3,135.72㎡	9階	1,002.46㎡	1階	3,548.96㎡	8階	1,242.97㎡	B1階	4,133.23㎡		7階	1,291.61㎡	B2階	4,810.89㎡							合計			31,466.74㎡
建物名称	調布市文化会館たづくり																																																								
構造規模	SRC造一部RC造地下2階地上13階																																																								
建築面積	3,916.28㎡																																																								
各階床面積	塔屋	19.53㎡	6階	1,392.48㎡																																																					
	13階	422.12㎡	5階	2,227.00㎡																																																					
	12階	1,341.91㎡	4階	2,276.36㎡																																																					
	11階	1,247.82㎡	3階	2,125.86㎡																																																					
	10階	1,247.82㎡	2階	3,135.72㎡																																																					
	9階	1,002.46㎡	1階	3,548.96㎡																																																					
	8階	1,242.97㎡	B1階	4,133.23㎡																																																					
	7階	1,291.61㎡	B2階	4,810.89㎡																																																					
	合計			31,466.74㎡																																																					
	1.5 改修内容																																																								
	○ 外壁タイル面（PC）吹付面改修工事																																																								
	○ 外部各所シーリング改修工事																																																								
	○ 玄関上部鳩避けネット設置工事																																																								
第2章	(1) 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 作業不能日数： 24日間																																																								
一般事項	(2) 上記(1)は、環境省が公表する「関東地方_東京_府中地点」におけるWBG T値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2021年（令和3年）～2025年（令和7年））について本工事の工期に対応する期間（「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBG T値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したも5年分を平均したものを。 (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_地点」におけるWBG T値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。																																																								
	(2) 週休2日促進(交替制)工事の適用については以下による																																																								
	○ 本工事は、週休2日を促進することを目的とし、発注者が週休2日に取り組むことを指定する、「週休2日促進工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は「財務局「週休2日促進工事」実施要領」を参照すること。 なお、「調布市要領」は調布市ホームページから、「財務局（週休2日促進工事）実施要領」は、東京都財務局ホームページから入手できる。 https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/eizen/syu2sokushin.pdf																																																								

	2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い						
	契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は発注者の指示による。						
	2.5 工事の入札等について						
	入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。						
	2.7 各種点検、調査、見学会等への協力						
	(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。						
	(2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。						
	(3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。						
第4章	4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い						
施工区分	本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。 ・受注者の負担とする。 ○発注者の支給とする。						
	イ 改修工事の場合は、それぞれの使用量に応じた従量料金を支払う。ただし、工事施工に伴い、契約電力を変更した場合は、従前との差分の基本料金を含む。						
	(2) 水道料						
	水道料金は、次表による。						
	<table border="1"> <tbody><tr> <th>工事区分</th> <th>基本料金</th> <th>従量料金</th> </tr> <tr> <td>建築工事</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody></table>	工事区分	基本料金	従量料金	建築工事		○
工事区分	基本料金	従量料金					
建築工事		○					
	(3) 電気料金						
	電気料金は、次による。						
	<table border="1"> <tbody><tr> <th>工事区分</th> <th>基本料金</th> <th>従量料金</th> </tr> <tr> <td>建築工事</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody></table>	工事区分	基本料金	従量料金	建築工事		○
工事区分	基本料金	従量料金					
建築工事		○					

第2編	第1節 共通事項
工種別事項	1.1.4 官公署その他への届出手続等
第1章	工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。
総則	

	1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者
	(2) 「建設業法」（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。 ○ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設 工事等が開始されるまでの間） 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。 ○ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間 当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。 ○ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。 なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。 ○ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 ・ (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
	(5) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用については次のとおりとする。 ○ 認めない。 ・ 認める。適用にあたっては、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」による。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」は、東京都財務局ホームページから入手できる。 https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/eizen/tekiseikasuishinyoukou/
	1.1.7 工事実績情報の登録
	契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。 登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。 【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。
	1.1.10 施工体制台帳等
	(1) 施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

	1.1.16 建設副産物の処理
	(1) 建設副産物の取扱いは、次による。 ア 建設副産物の処理 受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。
	イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項 受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。 (ア) 工事概要等 工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。 (イ) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等 建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地処分先、運搬経路、その他を記載する。 (ウ) 建設副産物等の運搬・処理業者 運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。 (エ) 現場での分別 工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。 (オ) 解体工事計画 建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。
	ウ 施工計画書の添付書類 受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。 (ア) 再生資源利用計画書 受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成する。 ①土砂を搬入する工事 ②碎石を搬入する工事 ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事
	(イ)再生資源利用促進計画書 受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する。 ①建設発生土を搬出する工事 ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事 (ウ) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）

 design office UMEZAWA CO. LTD.	〒182-0021 東京都調布市調布7丘3-39-11 TEL 042-489-2244 FAX 042-489-2245	承認	検図	設計	製図				
株式会社 梅沢設計	一級建築士事務所登録都知事第38437号 一級建築士大臣登録第178728号 梅澤 武男	設計年月日		26.03.16		図面承認日		26.03.23	

工事名称	調布市文化会館たづくり外壁改修工事		図面番号
図面名称	特記仕様書（1）	縮尺 N.S（A1） N.S（A3）	A—01

(イ) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m3 以上搬出する場合）  
受注者は、本工事から建設発生土を100m3以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。

(オ) 汚染土壌の処理  
受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14 年法律第53 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12 年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づき届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

エ 建設リサイクル法に係る手続  
受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12 年法律第104 号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」、に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

オ 有害物質のチェック  
受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

カ 工事情報の登録等  
○ 本工事は、COBRISの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRISにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、COBRIS若しくは国土交通省HPに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。  
（問合せ先）

一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター  
（カスタマーセンター）  
所在地〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル2階  
電話03-3505-0416 FAX03-3505-0520  
https://www.recycle.jaic.or.jp  
E-mail recycle@jaic.or.jp

1.1.17 過積載の防止  
本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。  
「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。

第2節 工事関係図書  
1.2.1 実施工程表  
(2) 全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5 工期」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事等の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。また、工事の完了が、関連工事等と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（関連工事等は、「1.1.11関連工事等の調整」による。）  
なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い工期末に同時しゅん功するよう協力する。

1.2.2 各工程表の作成  
(1) 以下の工程表で作成し、監督員に提出する。  
①全体工程表（ネットワーク工程表）  
②月間工程表（各月終わりに次月工程表を提出）  
③週間工程表（2週間工程表を作成し、各週終わりに次週工程表を提出）

1.2.3 施工図等  
(4) 施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1.2.4 工事の記録等  
(5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。  
○ 作成する。  
・ 作成しない。  
エ 写真帳の提出は、次による。  
工事完了時に電子データで提出する。  
なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だつて整理し、必要に応じてキープラン、説明図を添付したものである。

(9) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下「電子黑板」という。）は次による。  
受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。  
なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）に関する資料を添付する。  
ア 対象機器の導入  
使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。  
なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載している技術を使用することをいう。  
電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）については、CRYPTRECホームページを参照する。

イ 適用範囲  
対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。

ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。  
デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェアについては、JACICホームページを参照する。  
エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理  
1.3.5 施工条件  
(3) 工所用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。  
○ 図面による。

(4) 施工条件  
○ 本工事は、施設を使用しながら行う。  
○ 工事期間中は、施設利用者、職員、歩行者等に危害を加えないよう、事前に施工計画、工程等の打合せを行い、十分な安全対策を施すこと。  
○ 工事に起因して損害等が生じた場合は、受注者の責任において復旧または補償を行うこと。  
○ 整理、清掃、片付けはその都度行い、飛散、転倒防止等、安全対策、事故防止に努めること。  
○ 工事着手及び施工時期については、施設運営に支障をきたさないよう、施設管理者及び監督員と協議すること。  
○ 仮設を含む工事の開始は、令和8年9月1日からとする。  
○ 本工事は、令和10年3月31日までに完了検査を受け、施設の引渡しを行うこと。

1.3.7 施工中の安全確保  
(3) 「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については次による。  
○ 本工事の受注者を指名する。  
・ 本工事の受注者を指名しない。  
なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。また、「労働安全衛生法」第15条第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

ア 統括安全衛生責任者  
イ 元方安全衛生管理者  
ウ 店社安全衛生管理者

第4節 材料  
1.4.1 環境への配慮  
(1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は原則として、次による。  
「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。  
ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

(7) 特別品目  
○ 低VOC塗料  
(4) 特定調達品目  
○ 建設機械  
イ 受注者は、ア以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目の「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。  
なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

1.4.4 材料の検査等  
(1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。  
標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに記載されているので、参照する。

第5節 石綿含有建材の調査  
1.5.1 事前調査  
(1) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。  
○ 分析調査結果による。また、調査報告書を貸与する。ただし、調布市から調査報告書を提供された場合でも、必ず現場で確認し、必要に応じて分析調査を実施すること。

事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。

①建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成20年10月23日 厚生労働省国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を終了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）  
②（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日登録されたもの  
ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習終了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。また、事前調査の結果について、法令に基づき、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び市環境保全課報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提出すること。  
イ 次の作業は事前調査の対象外とする。ただし、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は事前調査を行う。  
(7) 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなのもの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させる恐れのない作業  
(4) 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業  
(9) 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業  
(1) 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

ウ「設計図書等による調査」とは、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日の調査、使用されている建築材料の種類や調査、使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、赤面含有建材データベース等を使用した石綿の含有の有無の調査等をいう。  
エ「目視による調査」とは、解体工事に関わる建築物において設計図書と異なる点がないか、建築材料に印字されている製品名や製品番号等を確認すること、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定すること等をいう。なお、当該建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後目視が可能となった時点で調査を行うこと

 design office UMEZAWA CO. LTD.	〒182-0021 東京都調布市調布7丘3-39-11 TEL 042-489-2244 FAX 042-489-2245	承認	検図	設計	製図	
株式会社 梅沢設計	一級建築士事務所登録都知事第38437号 一級建築士大臣登録第178728号 梅澤 武男	設計年月日		26.03.16	図面承認日	26.03.23

工事名称	調布市文化会館たづくり外壁改修工事			図面番号
図面名称	特記仕様書（2）	縮尺 N.S（A1） N.S（A3）		A—02

(3) 分析方法は次による。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」〔平成18年8月21日付け基発第0821002号（厚生労働省）

（令和3年12月22日付け基発1222第18号により一部改正）参照〕

- JIS A 1481-1（定性分析）
- ・ JIS A 1481-2（定性分析）
- ・ JIS A 1481-3（定量分析）
- ・ JIS A 1481-4（定量分析）
- JIS A 1481-5（定量分析）

「分析を行なう者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については「建築物等の解体等に係る石綿暴露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）の「調査を適切に行なうために必要な知識を有する者」に関する記載を参考とする。また、試料採取に際して、飛散抑制剤等で対象材を湿潤化し石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉塵が飛散しないよう補修する。

## 第6節 施工調査

### 1.6.3 施工数量調査

施工数量調査の調査範囲及び調査方法は、次による。

- 外壁タイルひび割れ、剝離全数調査

### 1.6.5 調査のための破壊部分の補修

補修方法は、次による。

- 本補修としてタイル張替え

### 1.7.7 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。

- 一般工事用建設機械

（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）

(1) 発電発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）

(2) 空気圧縮機（可搬式）

(3) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）

(4) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）

### 1.7.8 低騒音・低振動型建設機械

(1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。

ア クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン

イ 空気圧縮機

ウ 発電発電機

### 1.7.9 化学物質の濃度測定

(1) 化学物質の濃度測定は、次による。

- 測定は行わない。

## 第9節 しゅん功図等

### 1.9.1 完了時の提出図書

(1) 提出図書

ア しゅん功図は、次による。

- 作成する（「1.9.2 しゅん功図」による。）。
- ・ 作成しない。

イ しゅん功写真は、次による。

- 作成しない。

### 1.9.2 しゅん功図

しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原図としてもよい。

種類、記入内容及び提出部数は、次による。

(1) 電子データ版（CD-R等） 2 部

(2) 見開製本 (A1) 部

(A2) 部

(A3) 部

(3) しゅん功原図 部

## 第2章

### 仮設工事

## 第1節 共通事項

### 2.1.3 仮設材料

(2) 仮設材料のうち、次のものは新品を使用する。

- ・

## 第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

### 2.2.4 足場、仮囲い等

(2) 仮囲いについては、別途指示する位置に次のものを設置する。

○ 万能鋼板 H=3.0m

・ 波形鋼板 H=1.8m

○ ガードフェンス・カラーコーン・コーンバー

仮囲い以外の指定する仮設は、次による。

○ ゴンドラ足場

○ 手摺先行型枠組本足場

(3) 足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特

別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主任技能講習を修了した者等が行うこととする。

・

また、仮設足場については、次のものを想定している。

○ 足場の設置か所、シート等の設置については、図面による。

・ 防音パネルの設置範囲は、「2.5.4騒音・粉じん等の対策(2)」による。

○ 手すり先行枠組足場

・ 手すり先行くさび緊結式足場

## 第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

### 2.3.5 受注者事務所等

(1) 受注者事務所、休憩所、トイレ等仮設物の設置に当たっては、関係法令等に基づき行う。

(2) 作業員宿舎は、工事現場内に設けない。

(3) 工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。

## 第5節 既存部分の養生

### 2.5.2 既存部分の養生

(1) 既存部分の養生は、次による。

- 図面による。

### 2.5.4 騒音・粉じん等の対策

(1) 騒音・粉じん等の対策は次による。

- ・ 防音パネル
- ・ 防音シート
- 養生シート

(2) 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲は次による。

- ・ 図面による。

・

## 第23章

### 防水改修

工事

## 第1節 共通事項

### 23.1.3 施工一般

(6) 降雨等に対する養生方法は、次による。

・

## 第7節 シーリング

### 23.7.2 材料（9.7.2 材料）

(2) シーリング材の種類等は、次による。

シーリング材の種類	使用箇所	シーリング面に仕上げを行わない
○ 2成分変成形シリコン	PC目地 他図面による	○適用する
○ 2成分形シリコン	ガラス・ACW方立・無目地	○適用する
		・適用する

### 23.7.3 目地寸法

(1) シーリング材の目地寸法等は、次を標準とする。

箇所	コンクリートの打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地	ガラス回り（標準仕様書16.14.3による場合を除く。）	左記以外
幅（mm）	30	15	
深さ（mm）	15	10	

### 23.7.8 シーリング材の試験（9.7.5 シーリング材の試験）

(2) 接着性試験は、次による。

○ 簡易接着性試験

・ 引張接着性試験

## 第24章

### 外壁改修

## 第1節 共通事項

### 24.1.5 外壁改修工法の種類

外壁改修工法は、次による。

既存外壁仕上げ		改修工法	
○コンクリート 打放し	ひび割れ部	○樹脂注入工法 ○Uカットシール材充填工法 ○シール工法	
	欠損部	○充填工法	
○タイル張り	ひび割れ部	・樹脂注入工法 ○タイル部分張替え工法	
	欠損部	○タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法	
	浮き部	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法 ○タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法	
	目地改修	○目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮調整目地改修工法	

### 24.1.6 外壁改修塗り仕上げの種類

外壁改修塗り仕上げは、次による。

既存外壁仕上げ		改修工法	
○塗り仕上げ	劣化、剝離、ひび割れ	全面	・薄付け仕上塗材塗り
			・厚付け仕上塗材塗り
			○複層仕上塗材塗り
			・可とう形改修用仕上塗材塗り
			・外壁用塗膜防水材塗り

表面仕上げは、次による。

○超耐久低汚染型一液性セラミックシリコン

## 第4節 タイル張り仕上げ外壁の改修

### 24.4.5 材料

(4) タイル張替え工法及びタイル部分張替え工法用材料

イ タイルの形状、寸法、吸水率による区分等は、次による。

(11.2.2 材料(1))

主な用途による区分	形状寸法(mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	耐凍害性	備考
○ 外壁	227×60	○Ⅰ類(磁器) ・Ⅱ類(せつ器) ・Ⅲ類(陶器)	○施ゆう ・無ゆう	○有 ・無	・標準 ○特注	○有 ・無	

役物の適用は、次による。

○ 図面による。

ウ(7) 既製調合モルタルは、次による。

・

エ(ウ) シーリング材は、次による。

- 2成分形変成シリコン

### 24.4.6 樹脂注入工法（24.2.5 樹脂注入工法）

樹脂注入工法の種類等は、次による。

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/本)	備考
○自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	250	25	
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満			
	0.3以上～0.5未満			
	0.5以上～1.0未満			

### 24.4.7 タイル部分張替え工法

(1) 既存の下地モルタル等を撤去せず、1か所当たりの張替え面積が0.25㎡を超える場合は下記による。

・

### 24.4.8 タイル張替え工法

(2) 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置は、次による。（11.1.3伸縮目地及びひび割れ誘発目地）

○ 図面による。

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の寸法は、次による。

○ 図面による。

・

(3) ア タイルの見本焼きは、次による。

・ 行わない。

○ 行う。（1回）

イ 試験張りは、次による。

○ 行わない。

・ 行う。

イ(7) d 下地モルタル及び下地調整塗材塗りの接着力試験は次による。

○ 行わない。

・ 行う。

イ(イ) タイル張りの各工法は次による。

タイルの種類	タイルの大きさ	工 法	使用箇所
・ 内装タイル		・ 改良積上げ張り	
		・ 密着張り	
○ 外装タイル	小口以上 二丁掛け以下	○ 改良積上げ張り	1階床廻り・外構部分
		・ 改良圧着張り	
・ 内装タイル以外のユニットタイル	25mm角を超え 小口未満	・ マスク張り	
	小口未満	・ モザイクタイル張り	



design office UMEZAWA CO. LTD.

〒182-0021  
東京都調布市調布7丘3-39-11  
TEL 042-489-2244  
FAX 042-489-2245

株式会社 梅沢設計

一級建築士事務所登録都知事第38437号  
一級建築士大臣登録第178728号 梅澤 武男

承認

検図

設計

製図

設計年月日

26.03.16

図面承認日

26.03.23

工事名称

調布市文化会館たづくり外壁改修工事

図面番号

図面名称

特記仕様書（3）

縮尺 N.S (A1)  
N.S (A3)

A—03

- (8) 有機系接着剤によるタイル張り  
 ア(7) a 下地調整材塗りをを行うコンクリート素地面の下地処理は、次による。  
 ○サンディング等による研磨  
 ア(7) d (c) 下地調整塗材塗りの接着力試験は次による。  
 ○行わない。  
 ・ 行う。  
 ア(イ) タイル張りの工法は次による。  
 ○外装タイル接着張り  
 ・ユニットタイル  
 ア(ウ) 外装タイル接着張りにおいて、目地詰めを行わない場合は次による。  
 ○適用する。

- 24.4.9 アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法  
 24.4.10 アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法  
 24.4.11 アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法  
 24.4.12 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法  
 24.4.13 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法  
 24.4.14 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

アンカーピンの本数、充量等は、次による。

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	アンカーピンの本数 (本/m)		注入口の箇所数 (箇所/m)		充填量 注入量
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	16本 (0.2%)	25本 (0.2%)			25ml/本
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法					
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法					
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法					
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法					
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法					
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入タイル固定工法					

- 24.4.15 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入タイル固定工法  
 (2) 注入口付きアンカーピンの本数は次による。  
 ○ 図面による。  
 24.4.16 目地改修工法  
 (2)イ(7) 伸縮調整目地の位置及び寸法は、次による。  
 ○ 図面による。  
 ・

第5節 仕上塗材仕上げ外壁等の改修

24.5.2 材料

(2) 仕上塗材は次による。

○複層仕上塗材 (表15.6.1)

呼び名	仕上げの形状等	工 法	耐候性	防火材料
・複層塗材CE ・複層塗材RE ・複層塗材Si ○複層塗材E	・ 凸部処理 ・ 凹凸状 ○ ゆず肌状	○吹付け ・ ローラー塗り	○耐候性3種 ・	・適用する ○適用しない

複層仕上げ塗材の上塗材は、次による。

- (樹脂) ・アクリル系 ・シリカ系 ・ポリウレタン系  
 ・アクリルシリコン系  
 ・ふっ素系  
 ○超耐久低汚染型一液性水性セラミックスシリコン樹脂  
 (外観) ○つやあり ・つやなし ・メタリック  
 (溶媒) ・溶剤系 ・弱溶剤系 ○水系

24.5.4 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整

(1) 洗浄方法は、次による。

工法	処理範囲	備考
・サンダー工法		
○高圧水洗工法 (高圧水洗機加圧力は、次による。) ○15～30MPa ・30～50MPa ・50～100MPa ※試験施工を行う	○防水床面	○周囲に飛散する恐れのある場合は、飛散防止高圧水洗工法とする。
○飛散防止高圧水洗工法 (高圧水洗機加圧力は、次による。) ○15～30MPa ・30～50MPa ・50～100MPa ※試験施工を行う	○外壁面・アルミパネル・ガラス面・EXP.J・ルーバー	
○水洗い工法	○石面・キャノピートラス	○十分に拭取ること。

下地処理及び下地調整は次による。

・ひび割れ部改修における樹脂注入工法の種類等は、次による。

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/mm)	備考
○ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	4本/1000mm	○25ml/本	
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満		・	
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満		・	
	0.5以上～1.0未満		・	
			・	

ひび割れ部の注入状況の確認方法は、次による。

○コア抜き

コア抜きによるひび割れ部の注入状況の確認は、次による。

○ 行う。

・ 行わない。

抜き取り部の補修方法は、次による。

○ モルタル充填補修

・ ひび割れ部改修におけるUカットシール材充填工法は次による。  
 施工に先立ち行うシーリング材の接着性試験は、次による。  
 (9.7.5シーリング材の試験)

○ 簡易接着性試験

・ 引っ張り接着性試験

・ 浮き部改修における各改修工法は次による。

アンカーピンの本数、充填量等は、次による。

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	アンカーピンの本数 (本/m)		注入口の箇所数 (箇所/m)		充填量 注入量
	一般部	指定部	一般部	指定部	
○ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	16本 (3%)	25本 (3%)			25ml/本
・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法					
・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法					
・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法					
・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法					
・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法					

(2) 下地調整で、下地調整塗材に代えて使用する場合は、次による。

○ ポリマーセメントモルタル

第9節 その他外壁廻りの改修

24.9.1 鳩避けネット設置工事「南側・東側キャノピー下」

(1) 材料は次による。

○防鳥ネット：難燃性ポリエステル 0.61φ 網目15×15

○固定用結束バンド：屋外用4.8×300L@300

○壁面固定用リング：SUSアイボルト丸環（内径30φ）

○ネット固定用ワイヤー：SUS（1×19）3φ

(2) 固定方法は次による。

○図面による。

第27章

塗装改修工事

第1節 共通事項

27.1.3 材料 (18.1.3 材料)

(5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のを原則とするほか図面（仕上げ表等）による。

また、「1.4.1環境への配慮」による低VOC塗料は、次による。

イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。

第2節 下地調整

27.2.1 施工一般

既存塗膜の除去範囲は、次による。

○図面による。

鉄鋼面の下地調整の種類等は、次による。

種 別	施工部位
・RA種	
○RB種	鋼製扉（両面）
・RC種	

27.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の下地調整

(1) コンクリート及びALCパネル面の下地調整の種類等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・RA種	
○RB種	屋上内部側壁面
・RC種	

RA種、RB種の「第24章 外壁改修工事」によるひび割れ部の補修は次による。

○ Uカットシール充填工法・自動エポキシ樹脂注入工法

第3節 素地ごしらえ

27.3.1 一般事項

(18.2.3 鉄鋼面の素地ごしらえ)

鉄鋼面の素地ごしらえの種類等は、次による。

種 別	施工部位
・A種	
○B種	鋼製扉（両面）
・C種	

(18.2.6 コンクリート面及びALCパネル面の素地ごしらえ)

(1) コンクリート面及びALCパネル面の素地ごしらえの種類等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
○A種	屋上内部側壁面
・B種	

第4節 さび止め塗料塗り

27.4.3 さび止め塗料塗り

(1) 鉄鋼面のさび止め塗料塗りの工程

耐候性塗料塗り（DP）の場合	
種 別	使用箇所
・A種	
○B種	鋼製扉（両面）
・C種	

第8節 耐候性塗料塗り（DP）

27.8.2 鉄鋼面の耐候性塗料塗り

鉄鋼面の耐候性塗料塗りの上塗り塗料の等級等は、次による。

上塗り塗料の等級	使用箇所
○1級	鋼製扉（両面）
・2級	
・3級	

電気設備工事

9.1.4.1 再使用機材

(1) 取外し後再使用と特記に記載された機材は、次による。

ア 取外し前に状態及び機能の確認を行い、機材に損傷を与えないように取外す。

イ 取外し後に、再使用する機材をウエス等で清掃する。なお、特別な清掃を行う場合は、特記による。

ウ 取外し後再使用までの間は、機材の性能、機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。なお、保管場所は、監督員と協議する。

(2) 取外し後、再使用するに当たり機器の性能、機能に疑義が生じた場合は監督員と協議する。



design office UMEZAWA CO. LTD.

〒182-0021  
 東京都調布市調布7丘3-39-11  
 TEL 042-489-2244  
 FAX 042-489-2245

株式会社 梅沢設計

一級建築士事務所登録都知事第38437号  
 一級建築士大臣登録第178728号 梅澤 武男

承認 検図 設計 製図

設計年月日

26.03.16

図面承認日

26.03.23

工事名称 調布市文化会館たづくり外壁改修工事

図面名称

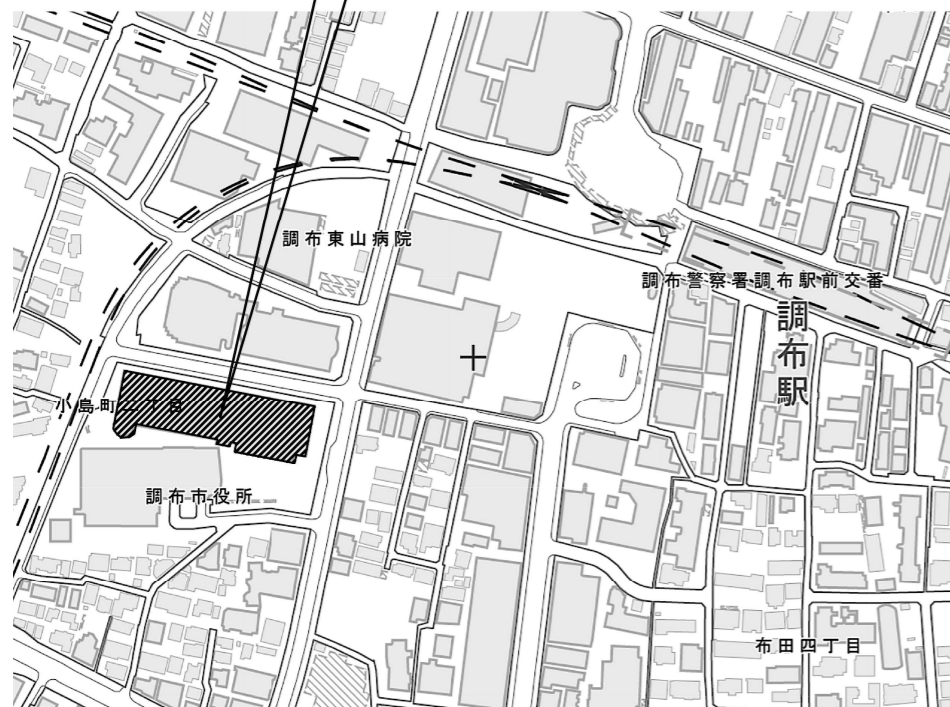
特記仕様書（4）

縮尺 N.S (A1)  
 N.S (A3)

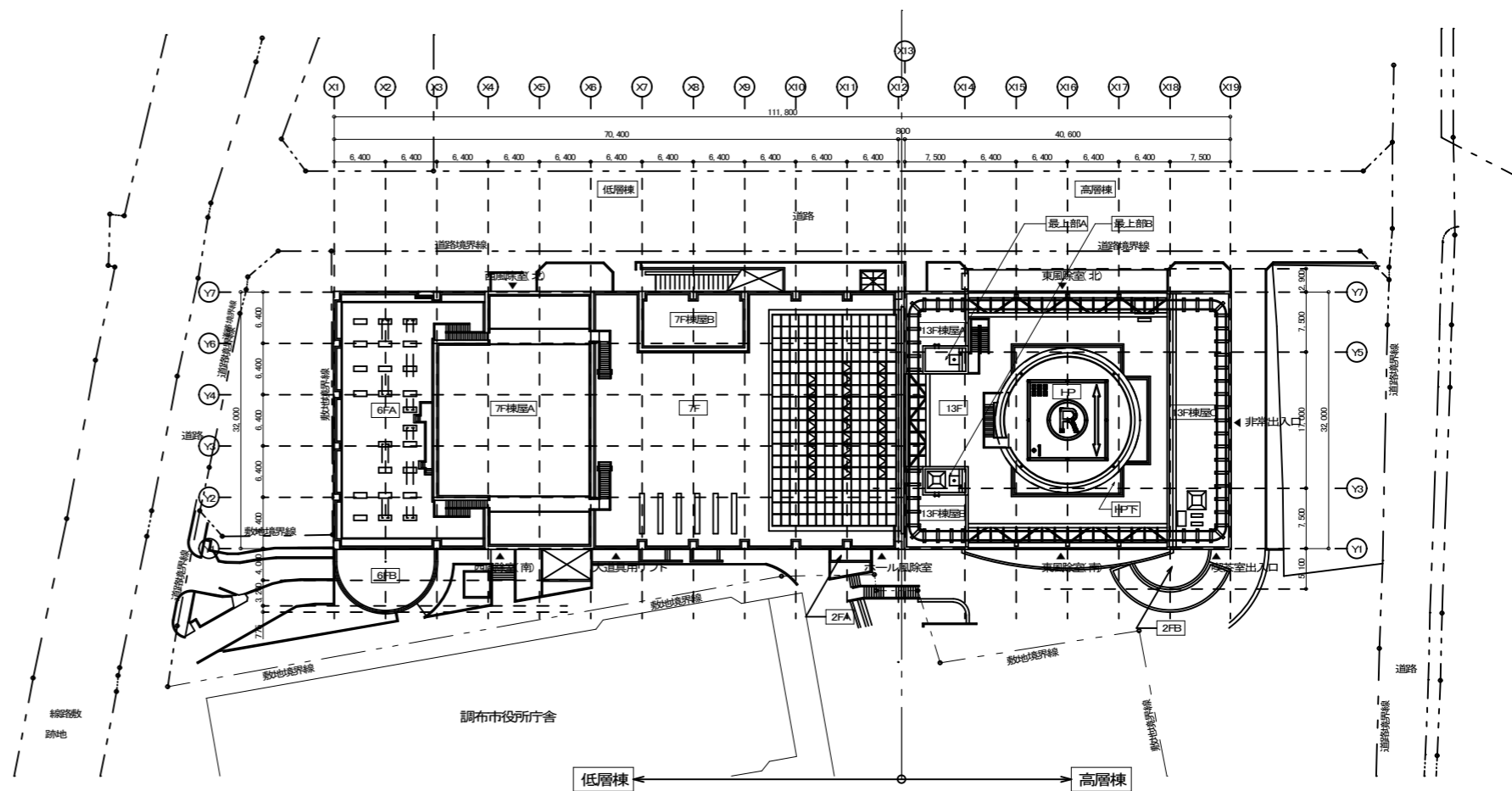
図面番号

A-04

工事場所：調布市小島町二丁目33番地1



案内図 N.S



配置図 1:400

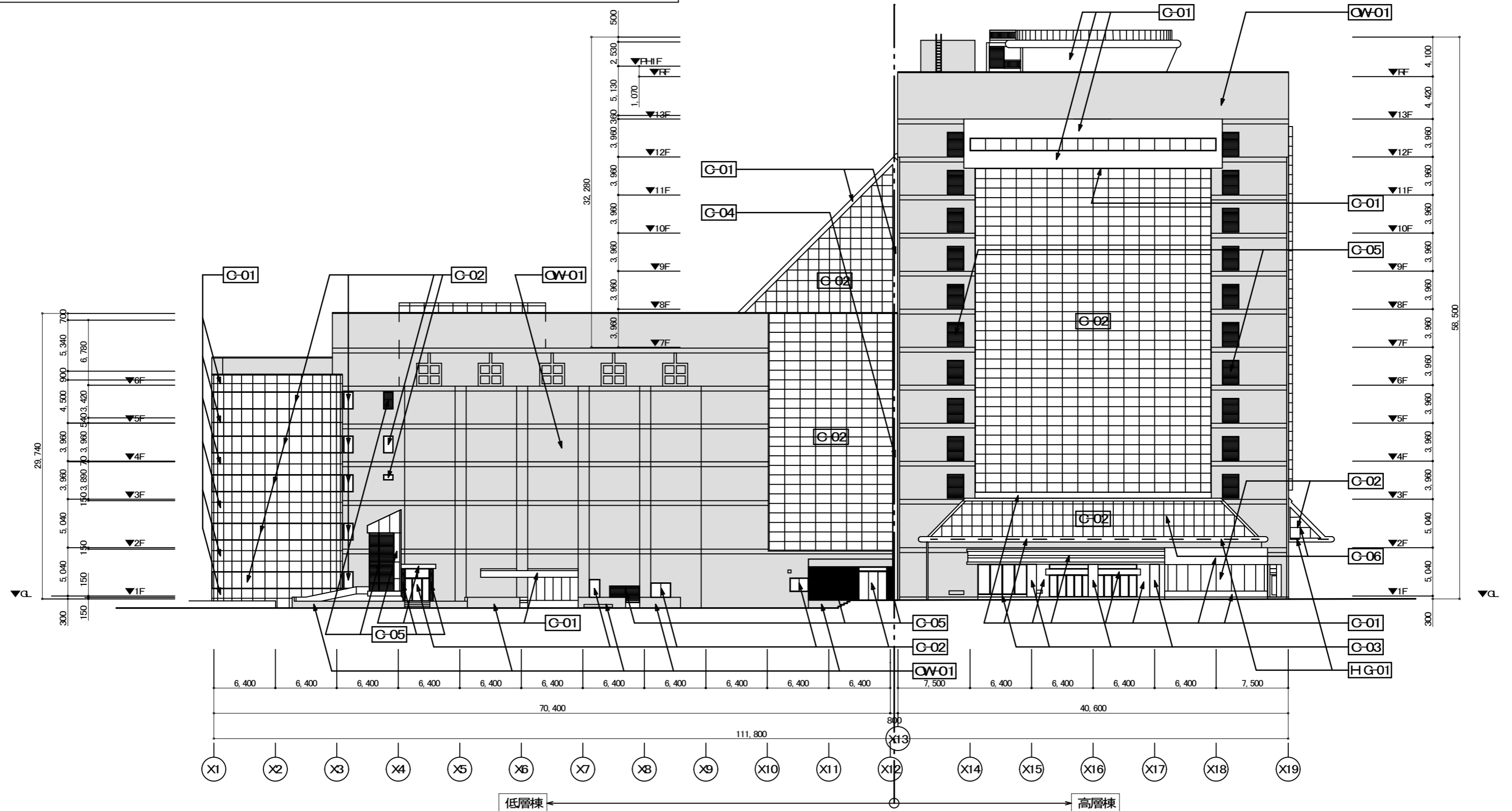


外壁改修工事リスト

記号	改修箇所	既存仕上	改修		シーリング改修
CW-01	外壁	FCパネル二丁掛タイル先付	【共通】 現状調査(打診・目視調査・現地マーキング・プロット図作成・報告書作成) 【7,011㎡】 タイル面飛散防止高圧洗浄(15~30MPa) 【7,011㎡】 伸縮目地・サッシ廻りシーリング材【撤去】 ひび割れタイル撤去 【11,000枚】 美濃県特注二丁掛(60×227)タイル貼 【11,000枚】(そのうち ボーダータイル【3,700枚】 施工後タイル水洗拭取り 【7,011㎡】		S-01(MS2) FC目地: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) 【6,247㎡】
			既存状態	補修内容	S-02(MS2) パネル目地: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) 【2,065㎡】
			タイル下地凹凸浮き補修浮き面積0.25㎡/カ所未満	アカビニリング部分ポキ樹脂注入工法 アカビニリング 配置数16穴/㎡ 想定数量 【11.4㎡】	S-03(MS2) 開口部廻り: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) 【2,576㎡】
			タイル下地凹凸浮き補修浮き面積0.25㎡/カ所以上	アカビニリング部分ポキ樹脂注入工法 アカビニリング 配置数25穴/㎡ 想定数量 【11.1㎡】	S-04(SF2) 笠木取合: 2成分形シリコンシーリング(30×15) 【719㎡】
			タイル下地凹凸ひび割れ補修ひび割れ幅0.3mm以上	ウツシール充填工法可とう性ポキ樹脂・弾性シーリング 想定数量 【281㎡】	S-05(MS2) 笠木ジョイント: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) L=350 【105箇所】
			タイル目地欠損	NS目地セメント 想定数量 【351㎡】	S-06(SF2) ガラス廻り: 2成分形シリコンシーリング(15×10) 【6,779㎡】
CW-02	外壁(吹付け面)	複層仕上塗材吹付け	【共通】 現状調査(打診・目視調査・現地マーキング・プロット図作成・報告書作成) 【2,007㎡】 飛散防止高圧洗浄(15~30MPa) 【2,007㎡】 サッシ廻りシーリング【撤去】 吹付け面: 超耐久低汚染型一液性水性セラミックシリコン樹脂塗装 【2,007㎡】		S-07(SF2) ガラス突き合わせ目地: 2成分形シリコンシーリング(15×10) 【942㎡】
			既存状態	補修内容	S-08(MS2) ACW廻り: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) 【209㎡】
			塗装下地浮き補修浮き面積0.25㎡/カ所未満	アカビニリング部分ポキ樹脂注入工法 アカビニリング 配置数16穴/㎡ 想定数量 【47.7㎡】	S-09(SF2) ACW立上ジョイント: 2成分形シリコンシーリング(15×10) L=150 【415箇所】
			塗装下地浮き補修浮き面積0.25㎡/カ所以上	アカビニリング部分ポキ樹脂注入工法 アカビニリング 配置数25穴/㎡ 想定数量 【47.7㎡】	S-10(SF2) ACW無目ジョイント: 2成分形シリコンシーリング(15×10) L=150 【2,450箇所】
			塗装下地ひび割れ補修ひび割れ幅0.3mm未満	シール工法弾性ポキ樹脂 想定数量 【101㎡】	S-11(MS2) ガラリ椋間ジョイント: 2成分形変成シリコンシーリング(15×10) L=3,000 【2箇所】
			塗装下地ひび割れ補修ひび割れ幅0.3~1.0mm	ウツシール充填工法可とう性ポキ樹脂 想定数量 【40.2㎡】	S-12(MS2) 水切取合: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) 【444㎡】
			塗装下地ひび割れ補修ひび割れ幅1.0mm以上	自動低圧ポキ樹脂注入工法軟質ポキ樹脂 注入間隔4本/m 想定数量 【652㎡】	S-13(MS2) 水切ジョイント: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) L=400 【111箇所】
			既存塗膜脆弱部欠損補修	塗膜脆弱部の除去・樹脂凹凸補修 0.01㎡×D10mm 想定数量 【101箇所】	S-14(MS2) 目隠しパネル鉄骨脚部: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) L=1,500 【108箇所】
			露筋部補修軽い錆・切片状の爆裂	防錆処理プライマー+ポキ樹脂凹凸 0.01㎡×D80mm 想定数量 【20箇所】	S-15(MS2) 鉄骨根元廻り: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) L=1,500~4,000 【28箇所】
					S-16(MS2) パラペット 躯体目地: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) L=700 【121箇所】
記号	改修箇所		改修		S-17(MS2) EXP.J取合: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) 【196㎡】
G-01	アルミパネル		飛散防止高圧洗浄(15~30MPa) 【881㎡】		S-18(SF2) 低層部防錆材パッキンジョイント: 2成分形シリコンシーリング(15×10) L=800 【890箇所】
G-02	ガラス面 (カーテンウォール主材共)		飛散防止高圧洗浄(15~30MPa) 【4,873㎡】		S-19(MS2) 吸排気口廻り: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) φ300 【6箇所】
G-03	石面		水洗拭取り 【102㎡】		S-20(MS2) 低層部丸柱目地取合: 2成分形変成シリコンシーリング(15×10) 【255㎡】
G-04	EXP.J		飛散防止高圧洗浄(15~30MPa) 【14.9㎡】		S-21(MS2) メンテナンス金物根元: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) L=800 【93箇所】
G-05	ルーバー		飛散防止高圧洗浄(15~30MPa) 【335㎡】		S-22(MS2) 塔屋アンテナ根元廻り: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) L=700 【14箇所】
G-06	キャノピートラス		水洗拭取り 【2箇所】		S-23(SF2) 軒天パネル目地取合: 2成分形シリコンシーリング(30×15) 【98.0㎡】
					S-24(MS2) 最上部笠木ジョイント: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) L=350 【17箇所】
					S-25(MS2) パネル内笠木ジョイント: 2成分形変成シリコンシーリング(30×15) L=350 【17箇所】
					S-26(MS2) 雑シーリング(壁面凹凸部等): 2成分形変成シリコンシーリング 【総量の10%を想定】
					※ 2成分形変成シリコンシーリングは高耐久仕様とする。

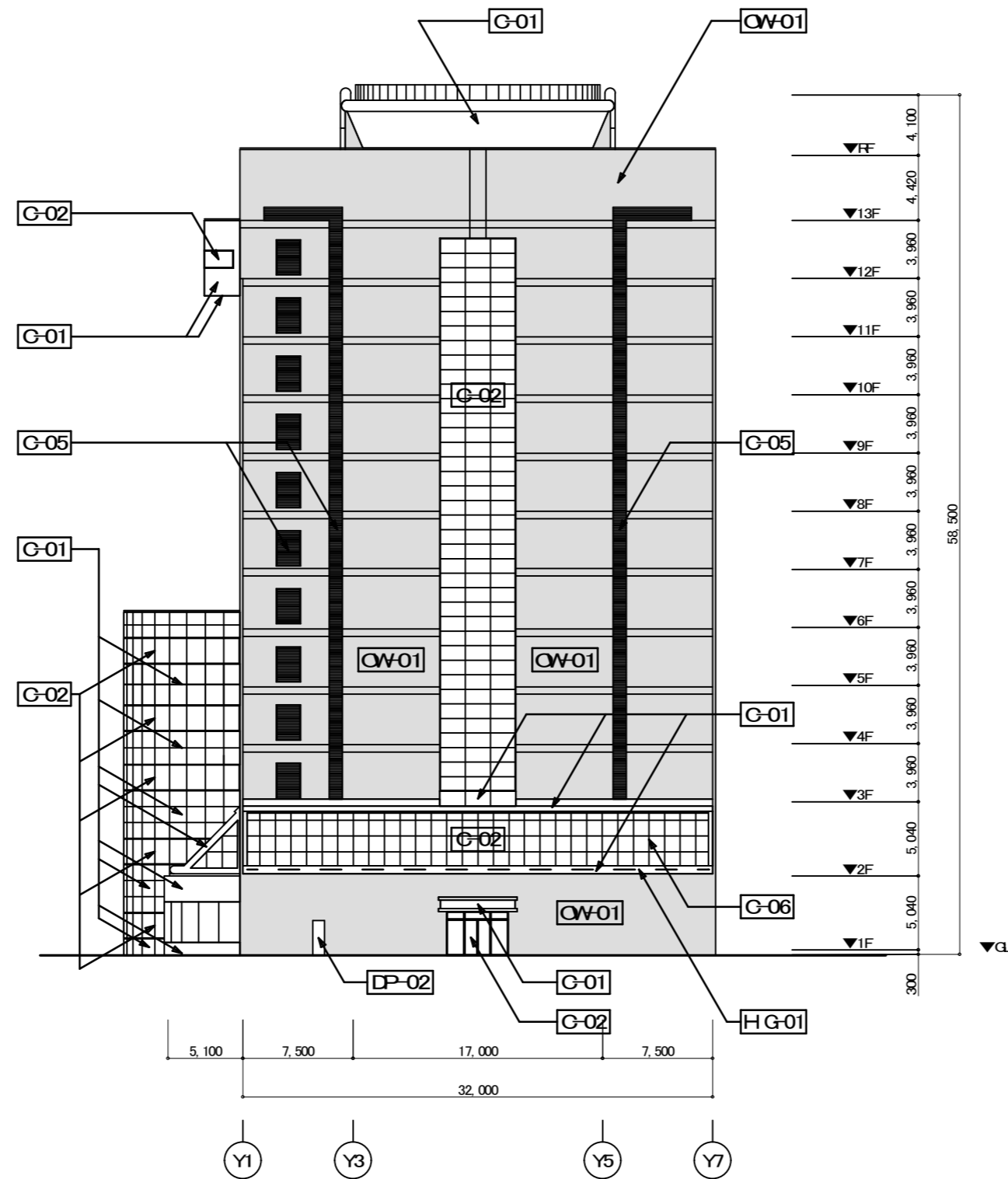
低層棟	
QW-01	POタイル : 実数調査の上美濃焼特注二丁掛(60×227)タイル貼【貼替】(シーリング更新)
G-01	アルミパネル : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
G-02	ガラス : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
G-04	アルミEXP-J : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
G-05	ルーバー : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)

高層棟	
QW-01	POタイル : 実数調査の上美濃焼特注二丁掛(60×227)タイル貼【貼替】(シーリング更新)
G-01	アルミパネル : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
G-02	ガラス : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
G-03	石 : 水洗拭取り(シーリング更新)
G-05	ルーバー : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
G-06	キャノピートラス : 水洗拭取り
HG-01	玄関庇下鳩籠ネット【新設】



低層棟	G-01	アルミパネル	: 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
	G-02	ガラス	: 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
	HG-01	玄関底下鳩避けネット【新設】	

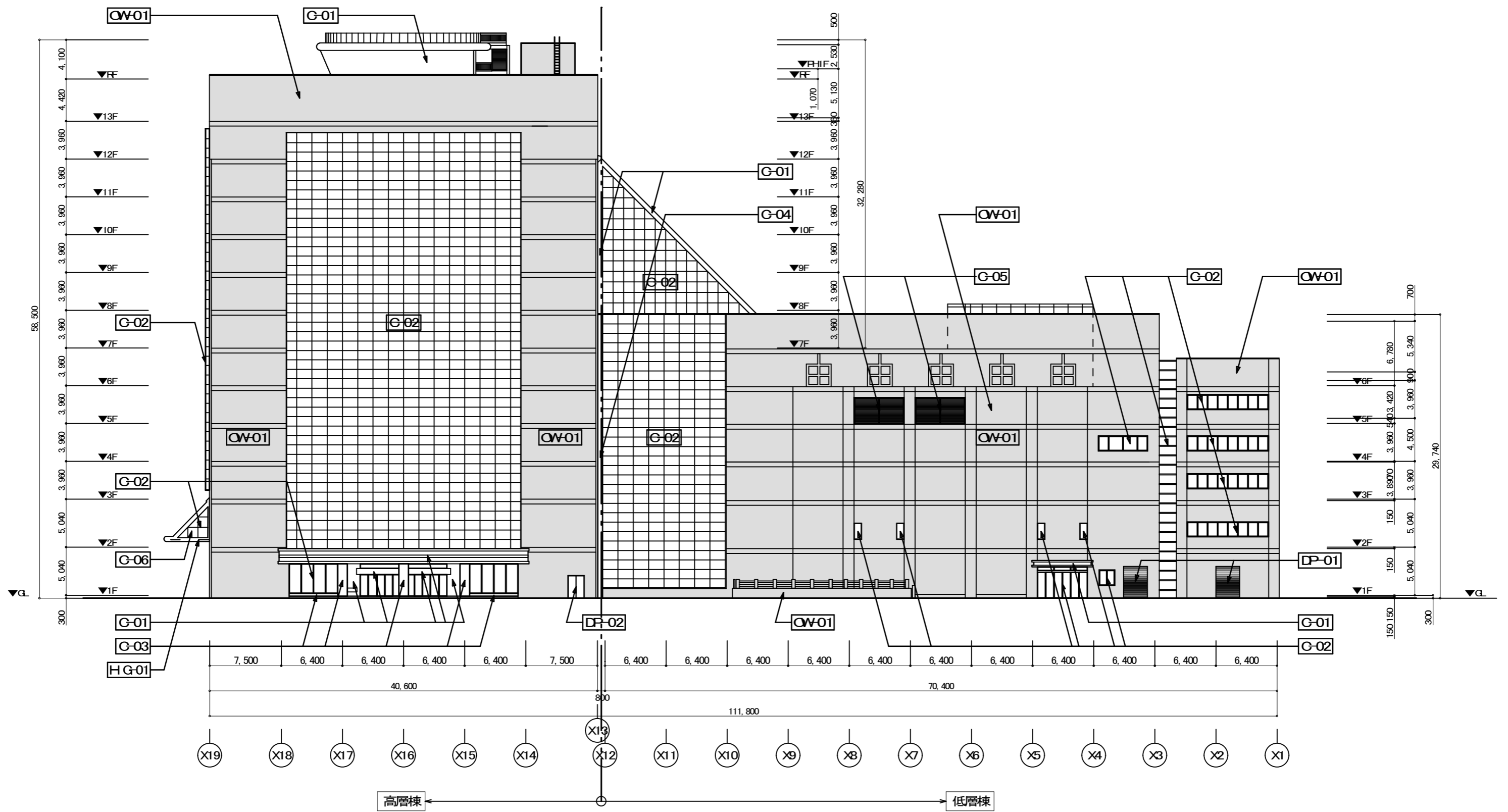
高層棟	OW-01	POタイル	: 実数調査の上美濃焼特注二丁掛(60×227)タイル貼【貼替】(シーリング更新)
	G-01	アルミパネル	: 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
	G-02	ガラス	: 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
	G-05	ルーバー	: 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
	G-06	キャノピートラス	: 水洗い拭取り
	DP-02	鋼骨建具	: 【下地調整】の上DP塗装【塗装改修】



東立面図

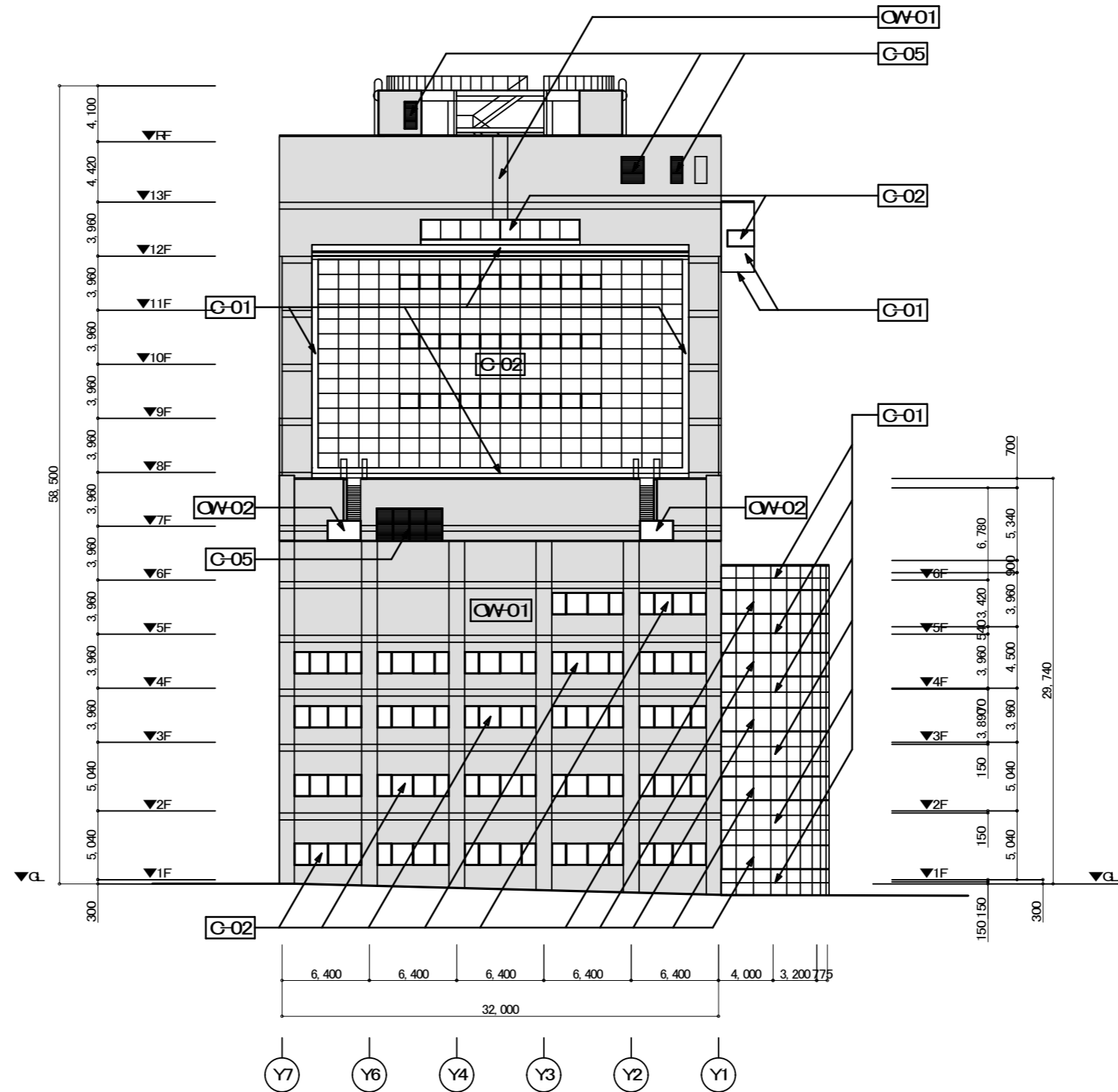
高層棟	
OW-01	PCタイル : 実数調査の上美濃焼特注二丁掛(60×227)タイル貼【貼替】(シーリング更新)
G-01	アルミパネル : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
G-02	ガラス : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
G-03	石 : 水洗拭取り(シーリング更新)
G-04	アルミEXP-JN : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
G-05	ルーバー : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
DP-02	鋼製建具 : 【下地調整】の上D塗装【塗装改修】

低層棟	
OW-01	PCタイル : 実数調査の上美濃焼特注二丁掛(60×227)タイル貼【貼替】(シーリング更新)
G-01	アルミパネル : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
G-02	ガラス : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
G-04	アルミEXP-JN : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
G-05	ルーバー : 飛沫防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
DP-01	シャッター : 【下地調整】の上D塗装【塗装改修】



低層棟	OW-01	POタイル	: 実数調査の上美濃焼特注二丁掛(60×227)タイル貼【貼替】(シーリング更新)
	OW-02	吹付面	: 現状調査、【下地調整】の上 超耐久低汚染型一液性水性セラミックシリコン樹脂塗装「A-16参照」
	C-01	アルミパネル	: 飛散防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
	C-02	ガラス	: 飛散防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
	C-05	ルーバー	: 飛散防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)

高層棟	OW-01	POタイル	: 実数調査の上美濃焼特注二丁掛(60×227)タイル貼【貼替】(シーリング更新)
	C-01	アルミパネル	: 飛散防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
	C-02	ガラス	: 飛散防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)
	C-05	ルーバー	: 飛散防止高圧洗浄(15~30MPa)(シーリング更新)



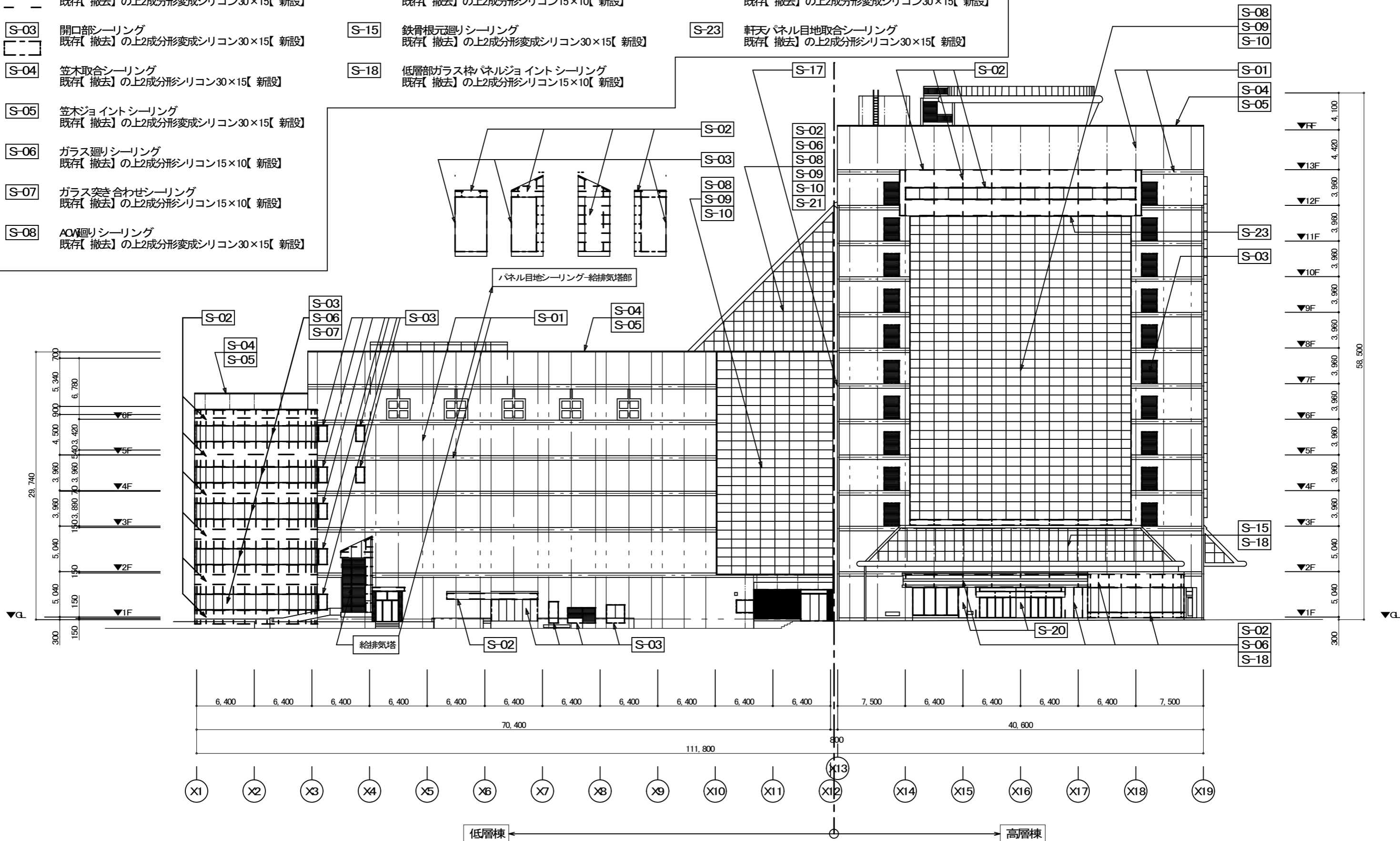
西立面図

南側外壁シーリング

- S-01 PC目地シーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-02 パネル目地シーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-03 開口部シーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-04 笠木取合シーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン30×15【新設】
- S-05 笠木ジョイントシーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-06 ガラス廻りシーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】
- S-07 ガラス突き合わせシーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】
- S-08 AOW廻りシーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】

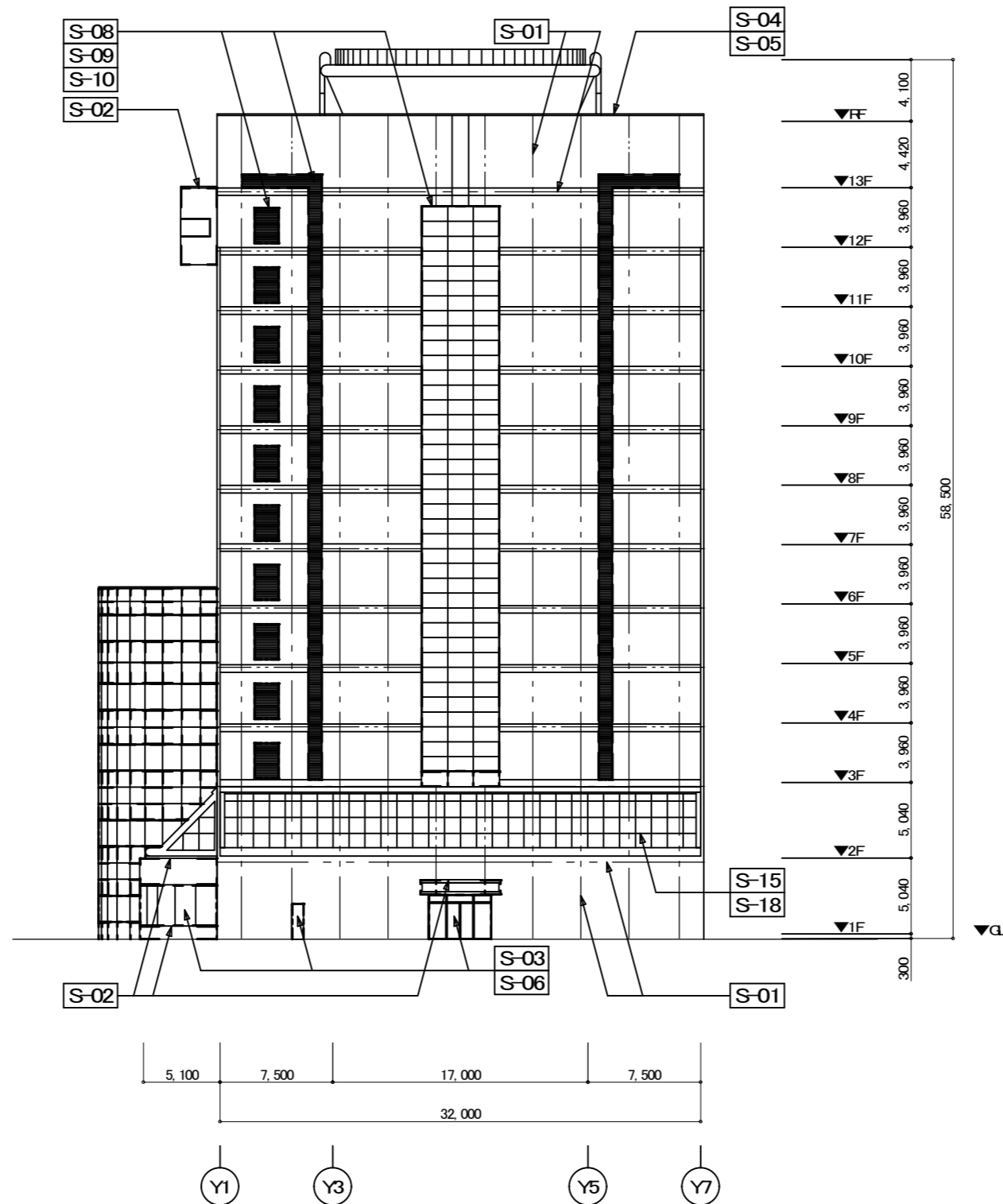
- S-09 AOW方立シーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】
- S-10 AOW無目ジョイントシーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】
- S-15 鉄骨根元廻りシーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-18 低層部ガラス枠/パネルジョイントシーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】

- S-20 低層部丸柱目地取合シーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン15×10【新設】
- S-21 メンテナンス金物根元シーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-23 軒天/パネル目地取合シーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン30×15【新設】



東側外壁シーリング

- S-01 PC目地シーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-02 パネル目地シーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-03 開口部シーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-04 笠木取合シーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン30×15【新設】
- S-05 笠木ジョイントシーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-06 ガラス廻りシーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】
- S-08 AOW廻りシーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-09 AOW方立シーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】
- S-10 AOW無目ジョイントシーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】
- S-15 鉄骨根元廻りシーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-18 低層部ガラス枠/パネルジョイントシーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】



東側立面図



design office UMEZAWA CO. LTD.

〒182-0021  
東京都調布市調布ヶ丘3-39-11  
TEL 042-489-2244  
FAX 042-489-2245

株式会社 梅沢設計

一級建築士事務所登録都知事第38437号  
一級建築士大臣登録第178728号 梅澤 武男

承認 検図 設計 製図

設計年月日 26.03.16

図面承認日 26.03.23

工事名称 調布市文化会館たづくり外壁改修工事

図面名称 東側立面図【外壁シーリング】

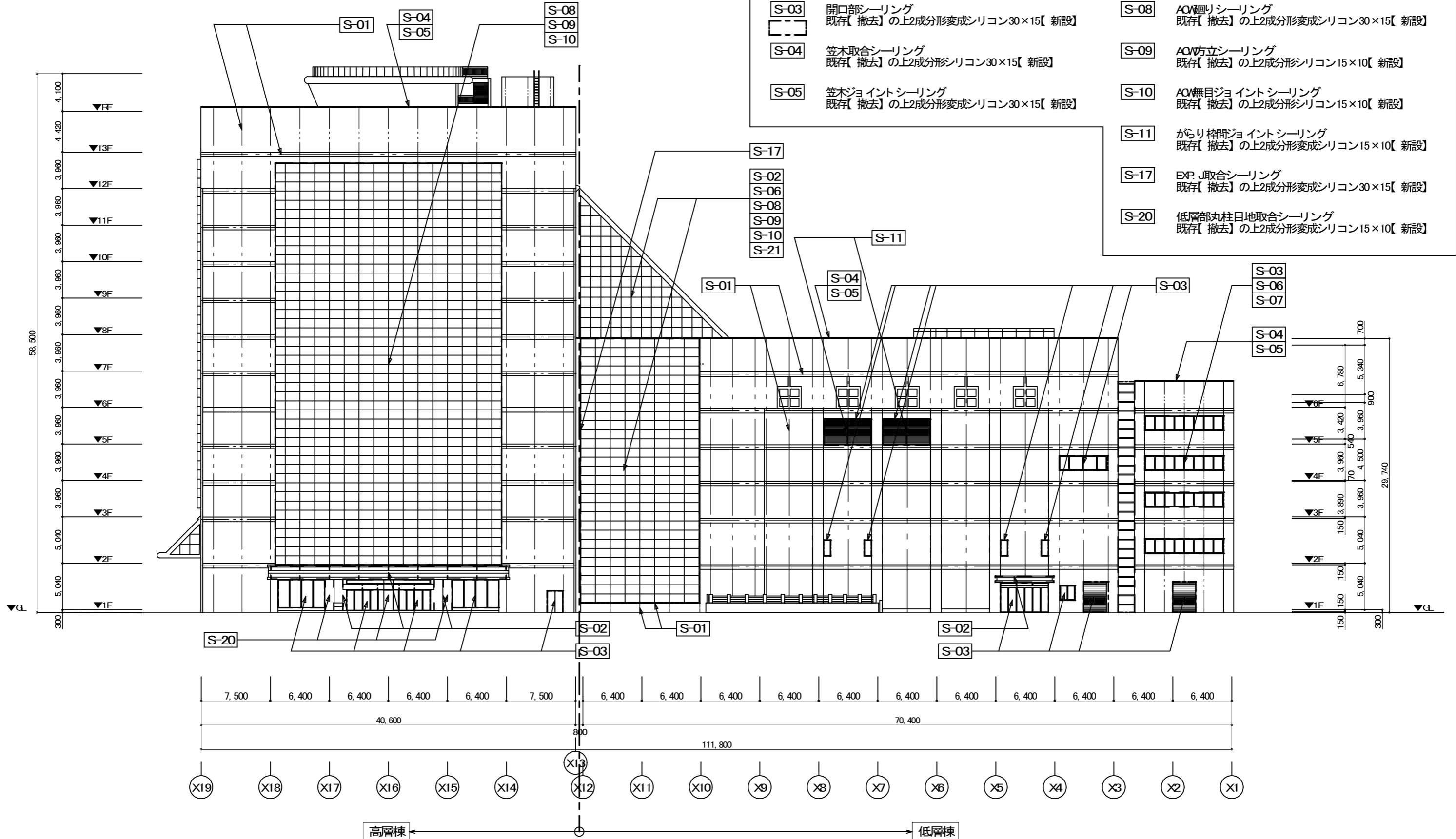
縮尺 1:200 (A1)  
1:400 (A3)

図面番号

A-12

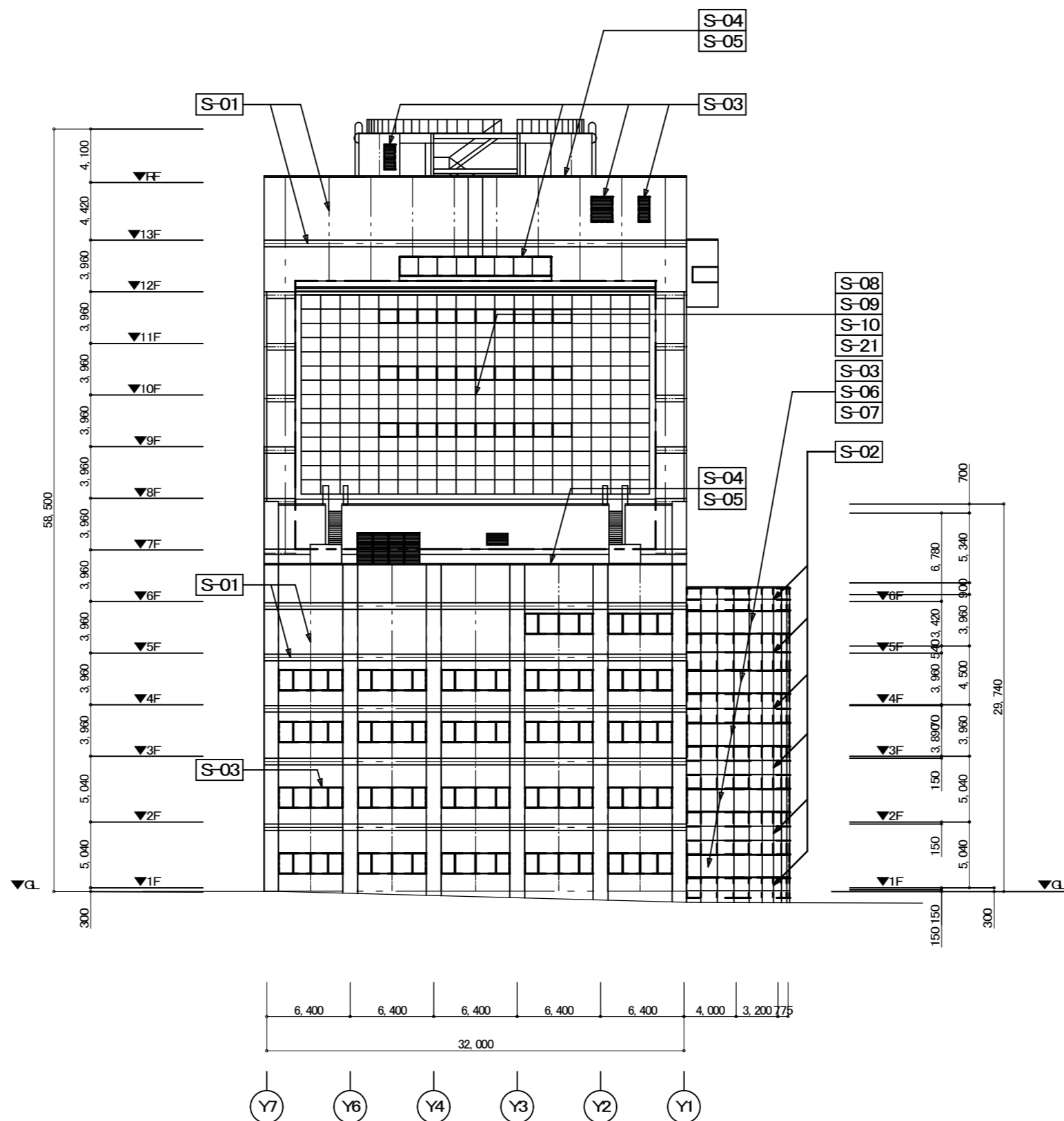
北側外壁シーリング

- |      |   |      |  |
|------|---|------|--|
| S-01 | PC目地シーリング<br>既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】    | S-06 | ガラス廻りシーリング<br>既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】        |
| S-02 | パネル目地シーリング<br>既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】   | S-07 | ガラス突き合わせシーリング<br>既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】     |
| S-03 | 開口部シーリング<br>既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】     | S-08 | AOV廻りシーリング<br>既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】      |
| S-04 | 笠木取合シーリング<br>既存【撤去】の上2成分形シリコン30×15【新設】      | S-09 | AOV方立シーリング<br>既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】        |
| S-05 | 笠木ジョイントシーリング<br>既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】 | S-10 | AOV無目ジョイントシーリング<br>既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】   |
|      |   | S-11 | がらり枠間ジョイントシーリング<br>既存【撤去】の上2成分形変成シリコン15×10【新設】 |
|      |   | S-17 | EXP.J取合シーリング<br>既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】    |
|      |   | S-20 | 低層部丸柱目地取合シーリング<br>既存【撤去】の上2成分形変成シリコン15×10【新設】  |

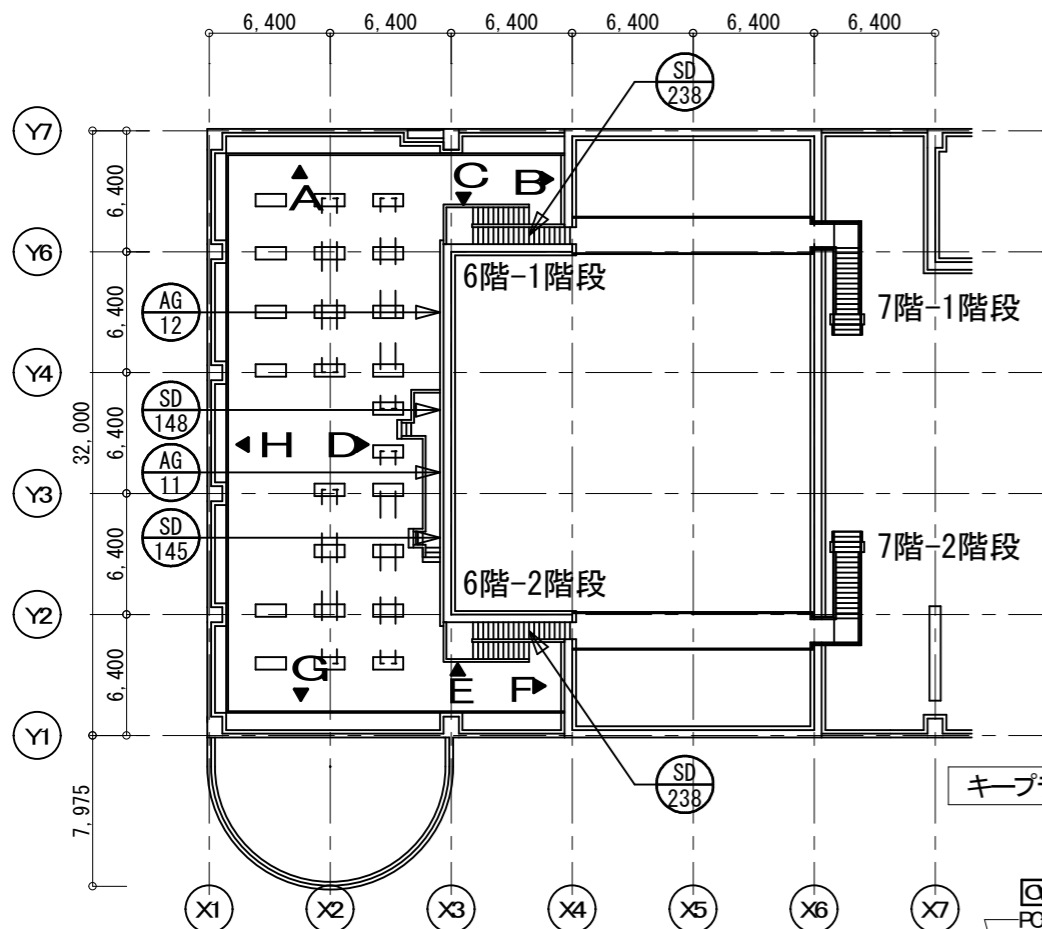


西側外壁シーリング

- S-01 PC目地シーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-02 パネル目地シーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-03 開口部シーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-04 笠木取合シーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン30×15【新設】
- S-05 笠木ジョイントシーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-06 ガラス廻りシーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】
- S-07 ガラス突き合わせシーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】
- S-08 AOW廻りシーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】
- S-09 AOW方立シーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】
- S-10 AOW無目ジョイントシーリング  
既存【撤去】の上2成分形シリコン15×10【新設】
- S-21 メンテナンス金物根元シーリング  
既存【撤去】の上2成分形変成シリコン30×15【新設】

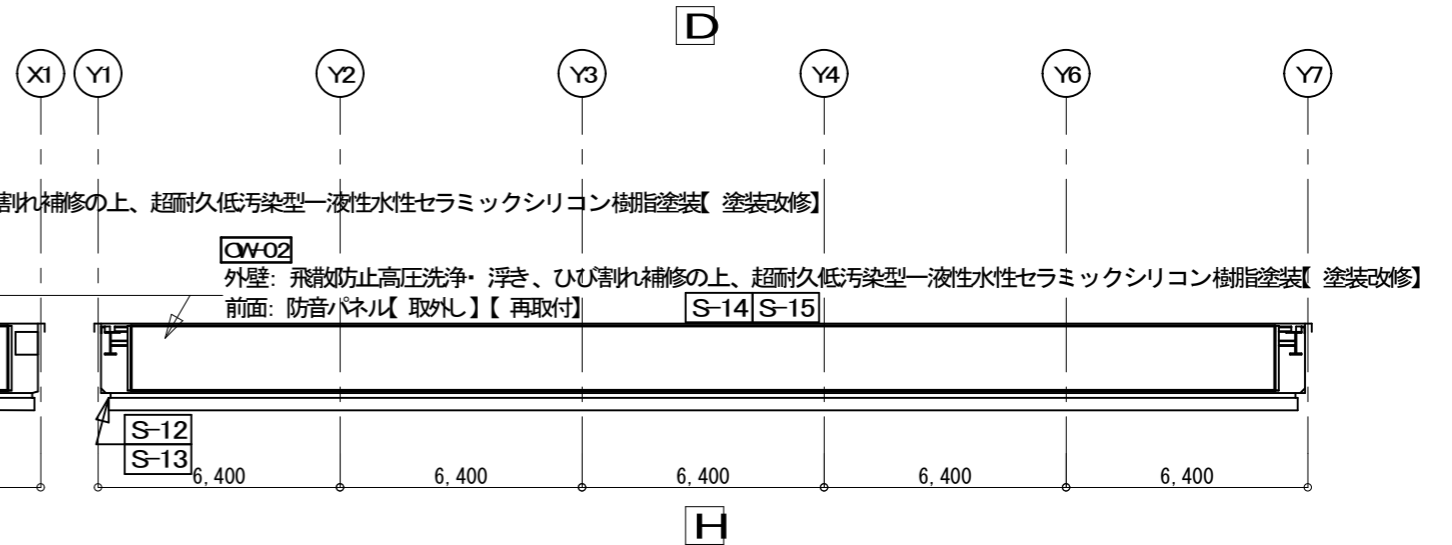
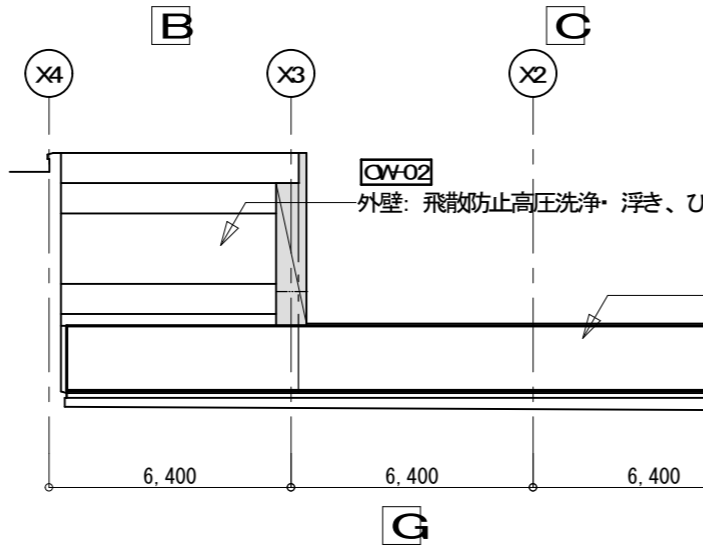
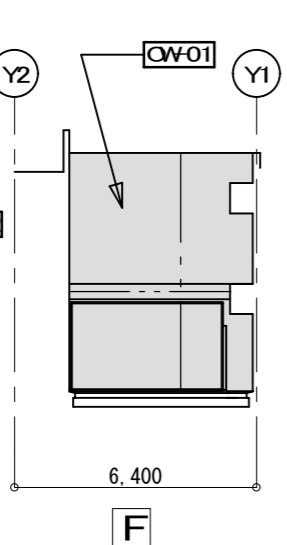
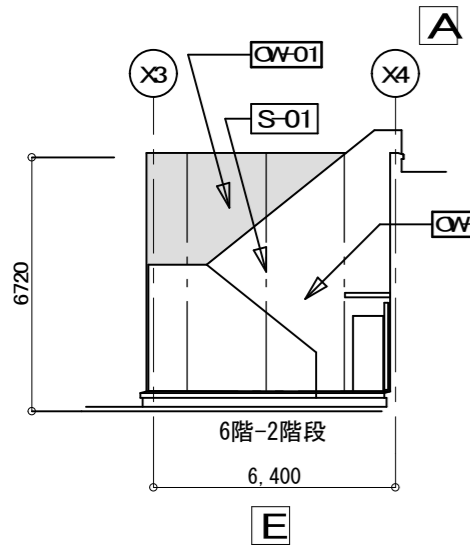
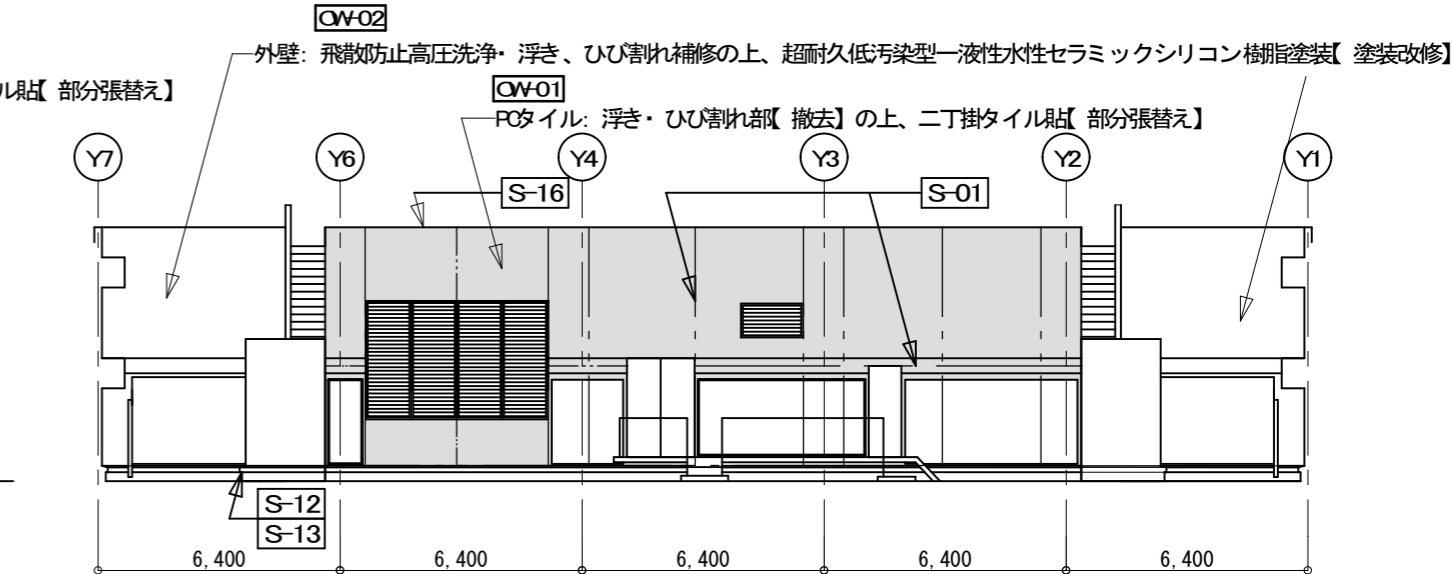
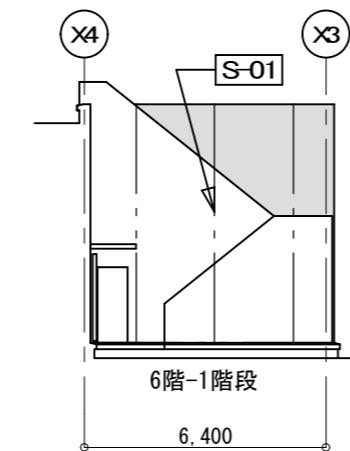
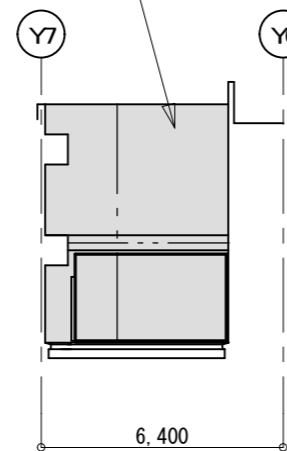
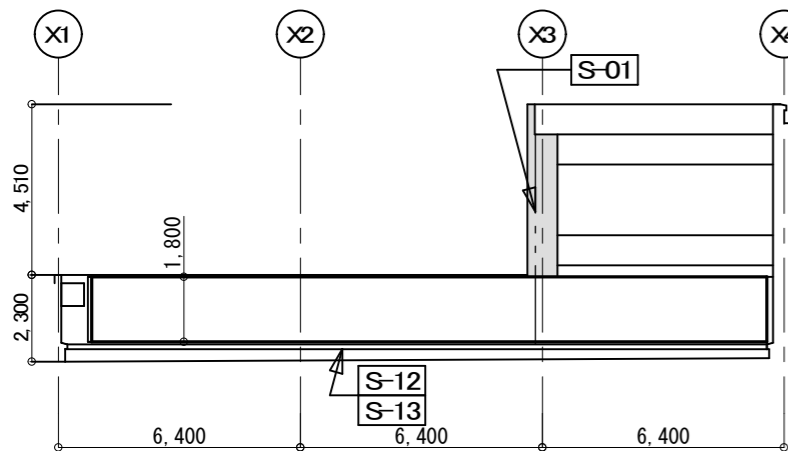


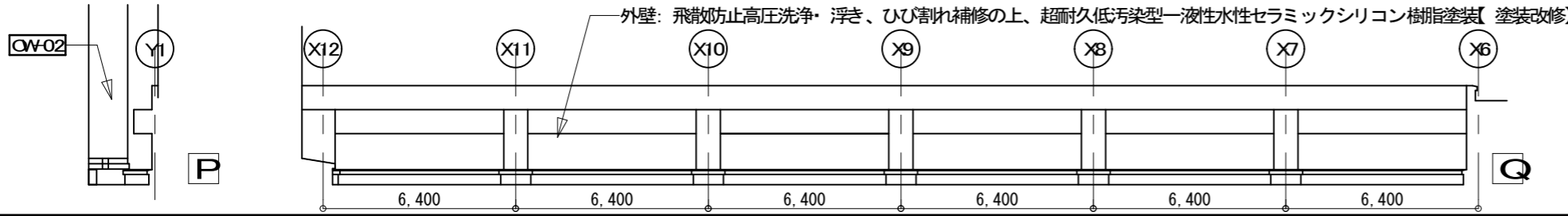
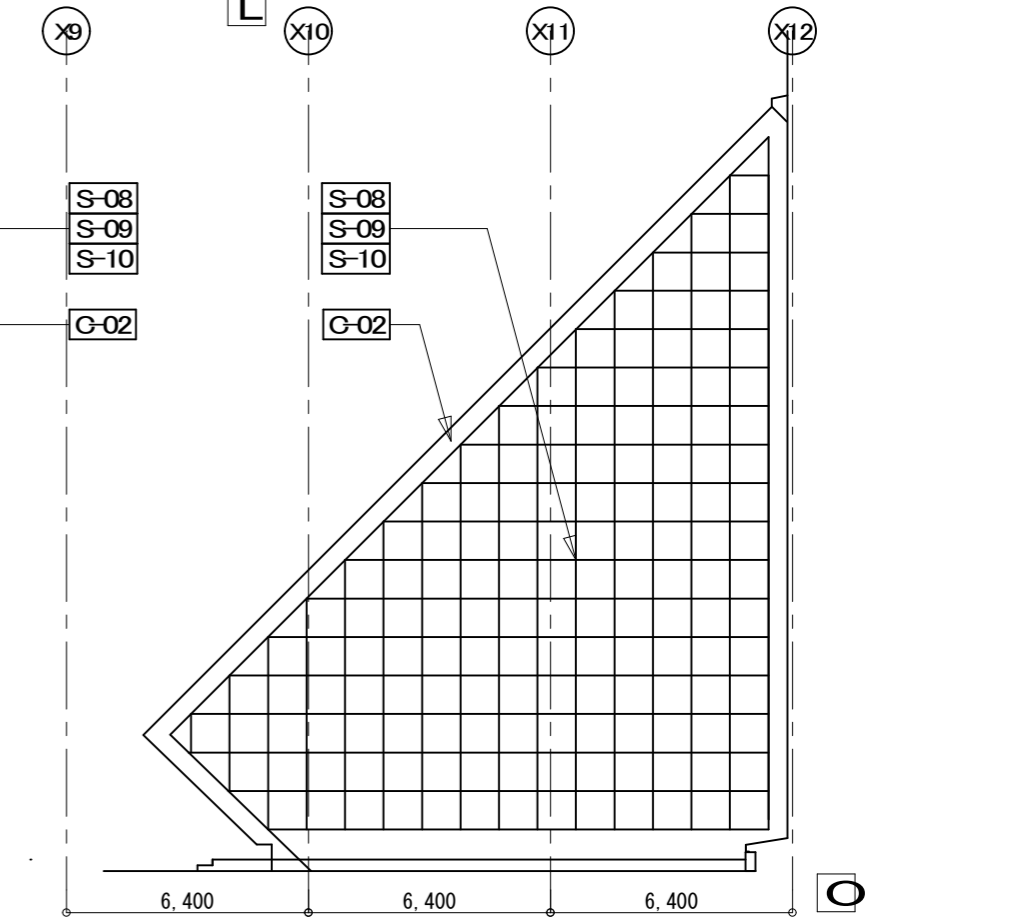
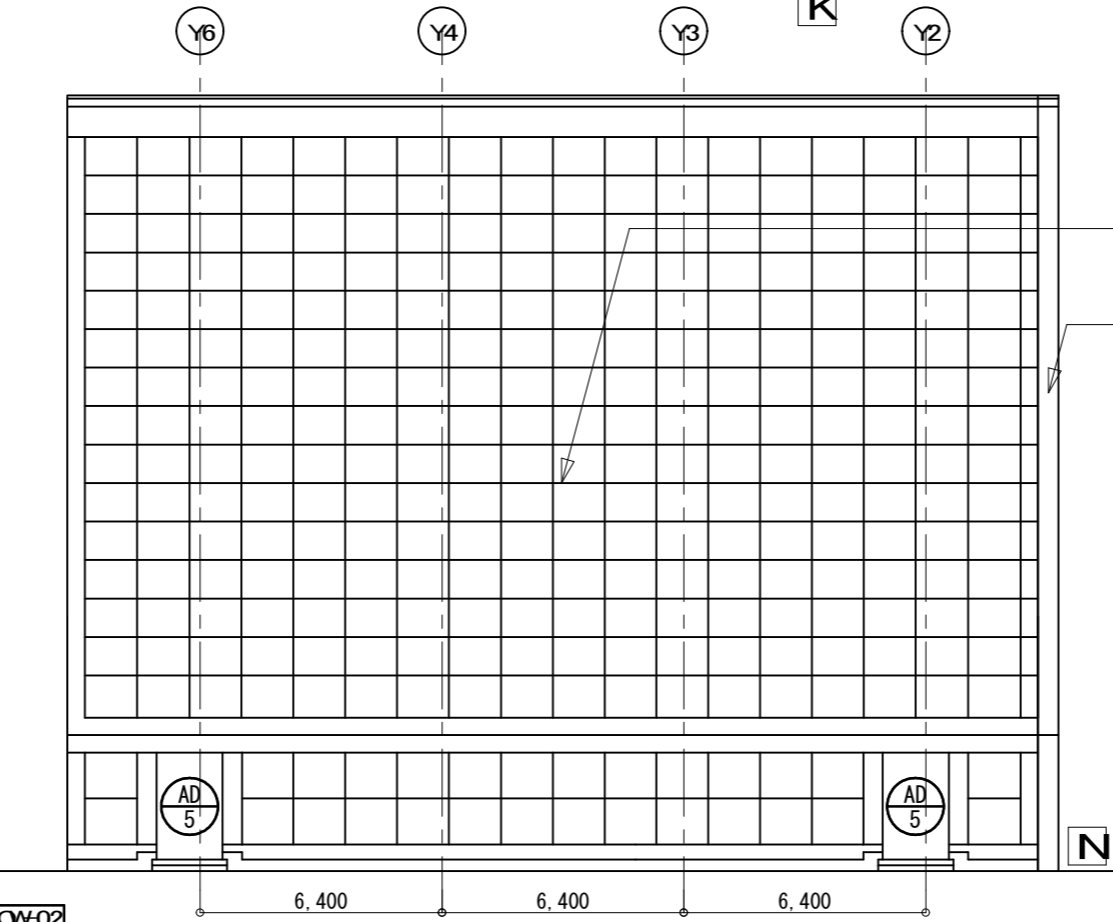
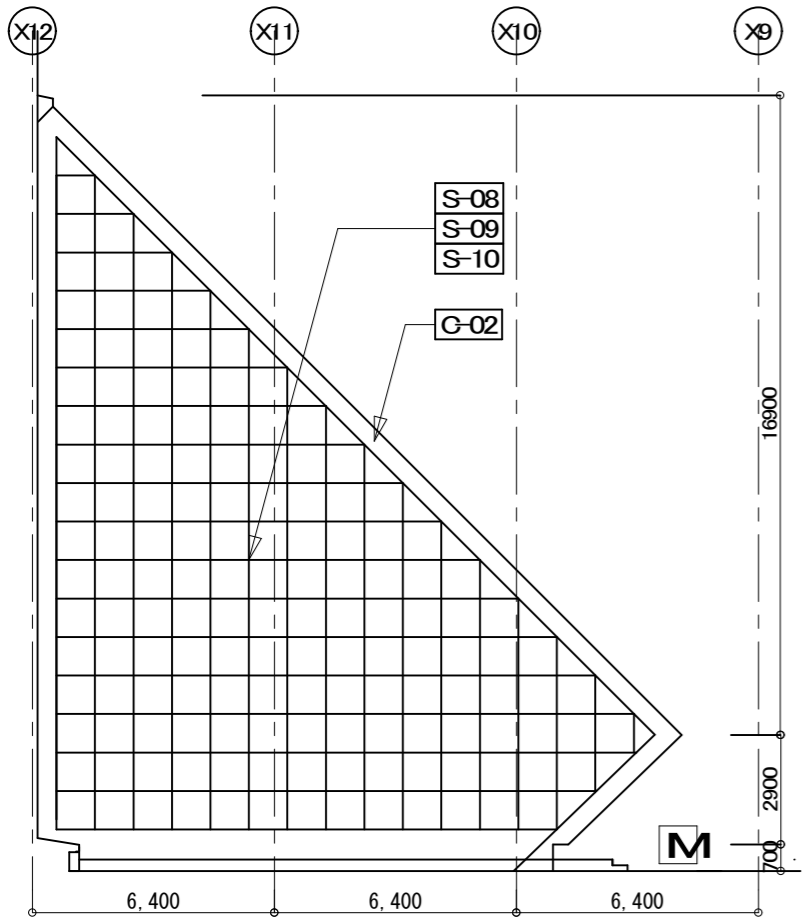
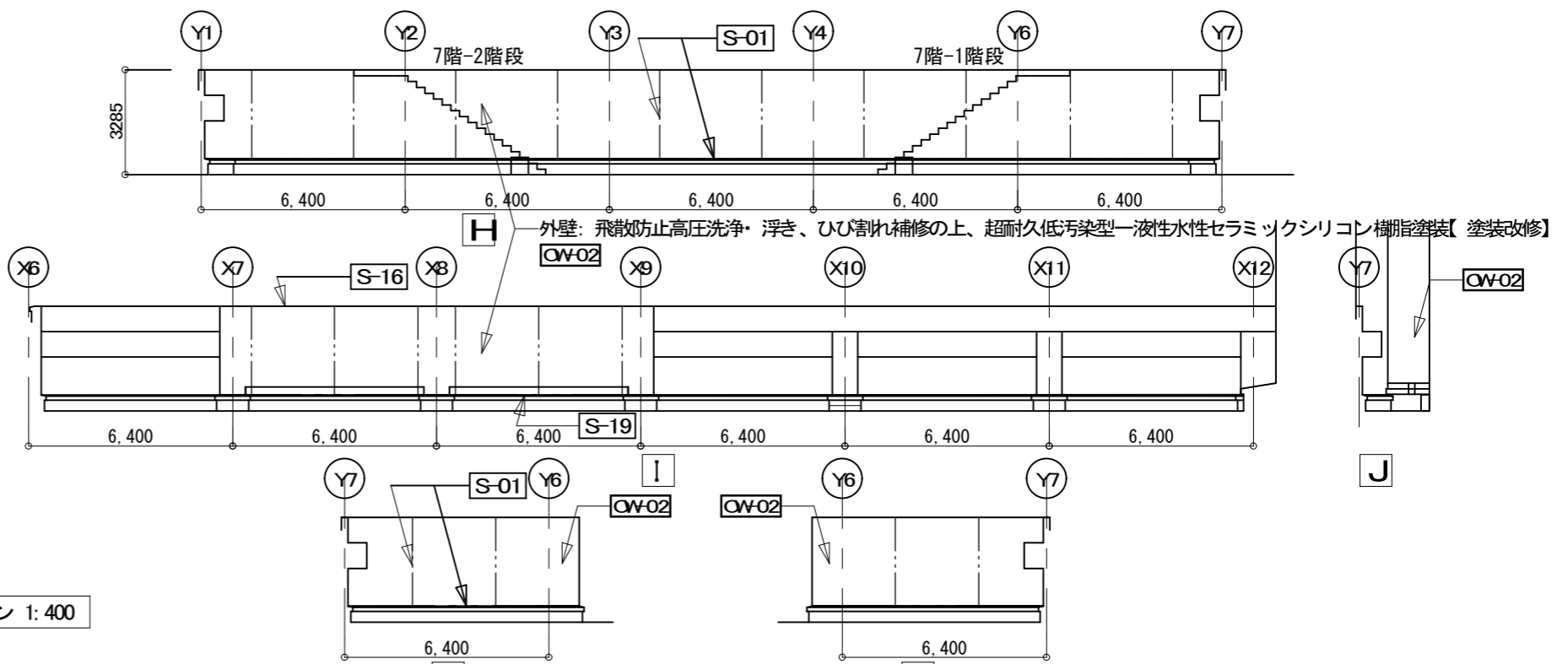
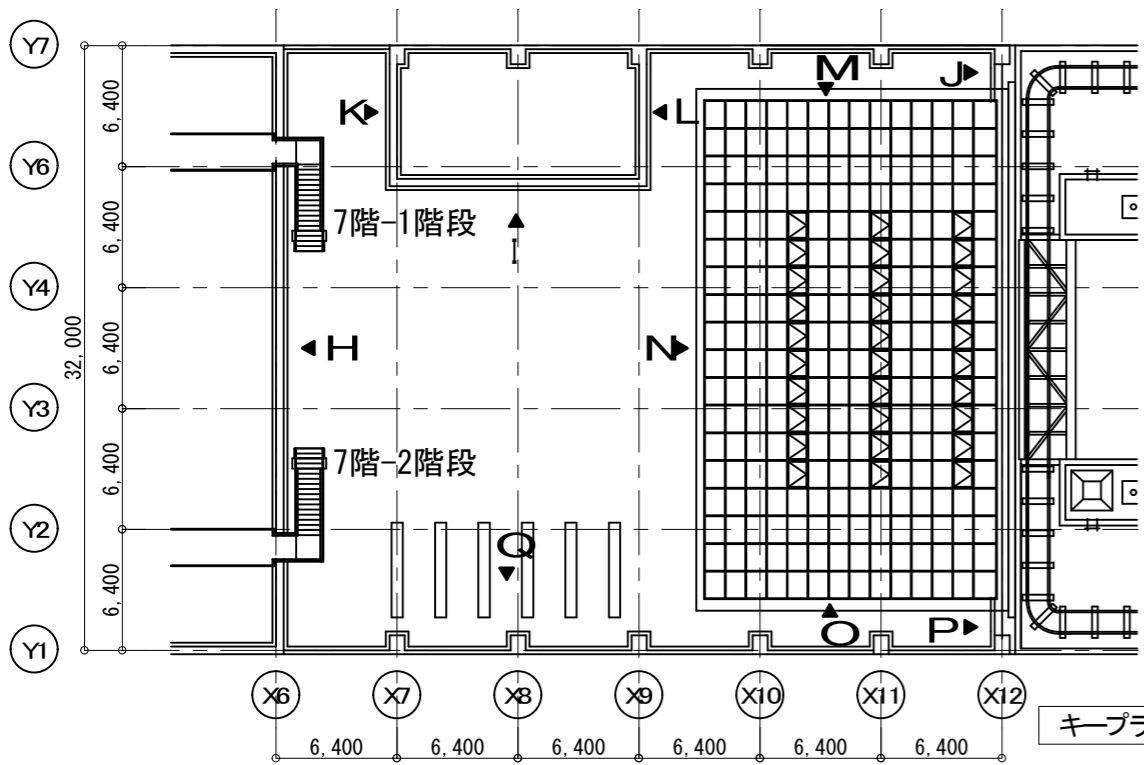
西側立面図



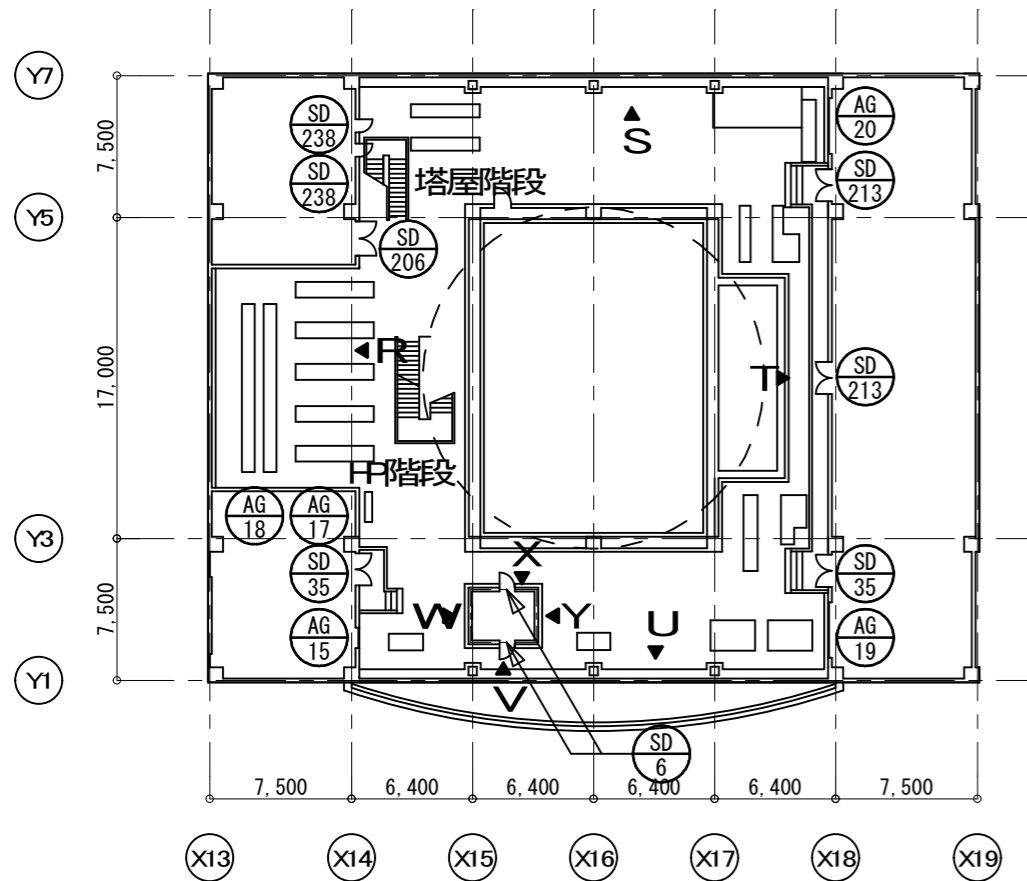
キープラン 1:400

凡例	
S-01	FC目地シーリング 既存目地【撤去】の上、2成分変成シリコン 30×15【新設】
OW-01	PCタイル: 浮き・ひび割れ部【撤去】の上、二丁掛タイル貼【部分張替え】
S-14	防音パネル: 【取外し】【再取付】
S-15	鉄骨脚部: 既存目地【撤去】の上、2成分変成シリコン 30×15 L=1,500
S-15	鉄骨根元廻: 既存目地【撤去】の上、2成分変成シリコン 30×15 L=1,500~4,000
OW-02	外壁: 飛散防止高圧洗浄・浮き、ひび割れ補修の上 超耐久低汚染型一液性水性セラミックシリコン樹脂塗装【塗装改修】
S-12	水切取合: 2成分形変成シリコンシーリング (30×15)
S-13	水切ジョイント: 2成分形変成シリコンシーリング (30×15) L=400
S-16	パラペット 躯体目地: 2成分形変成シリコンシーリング (30×15) L=700

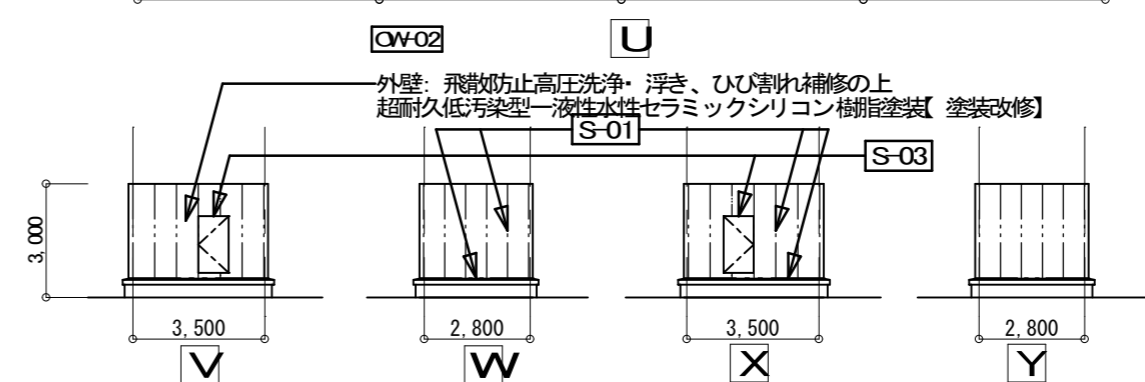
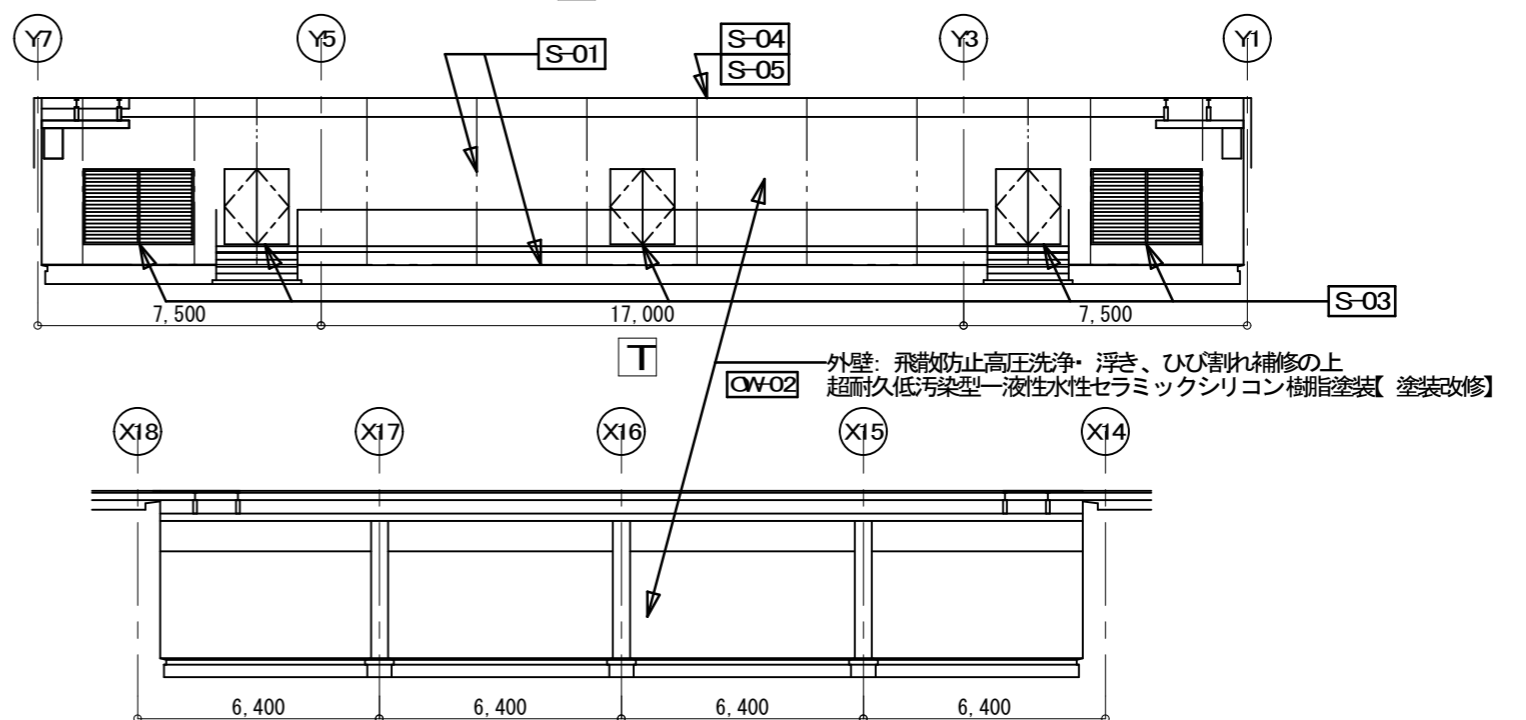
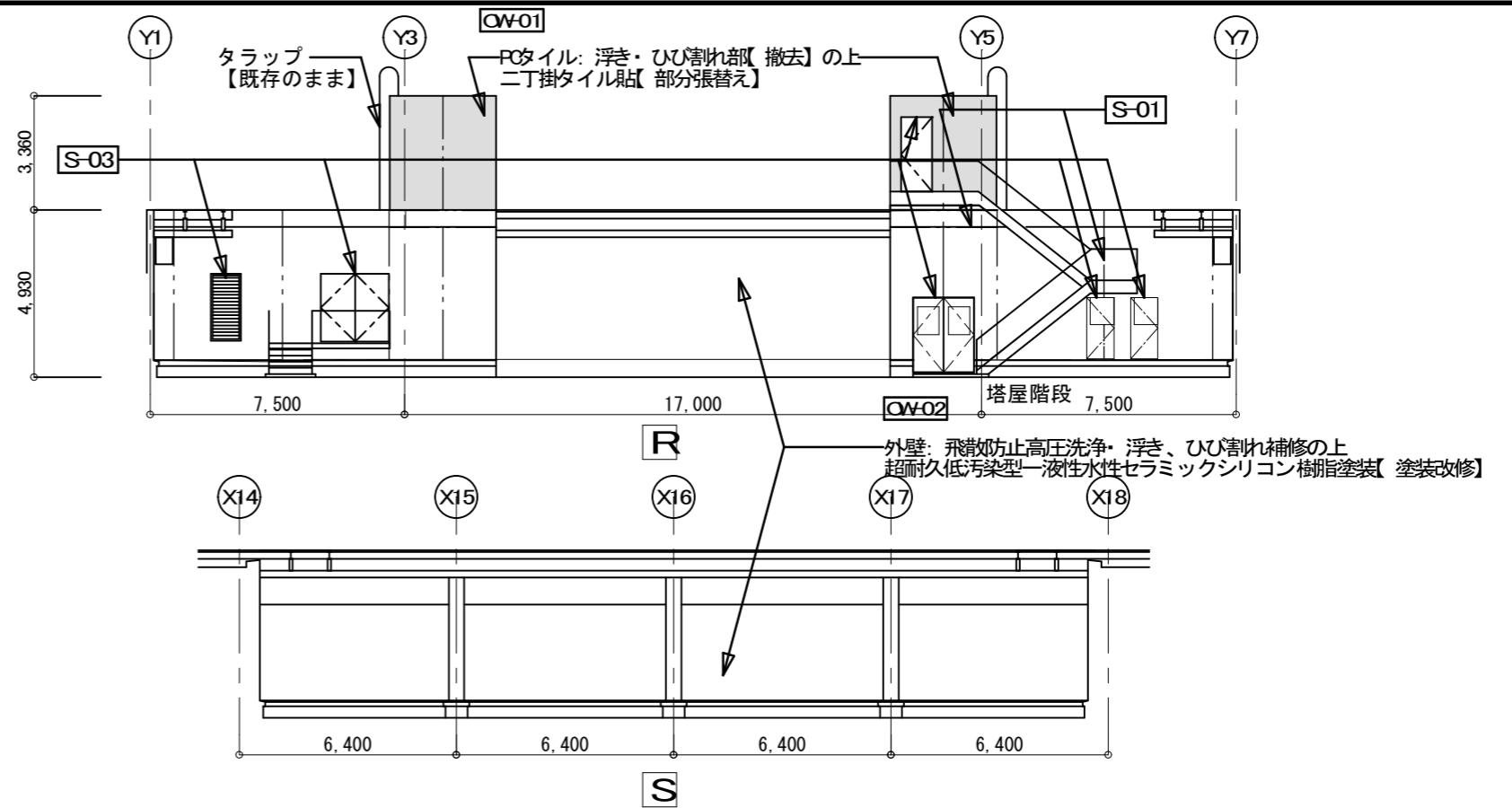




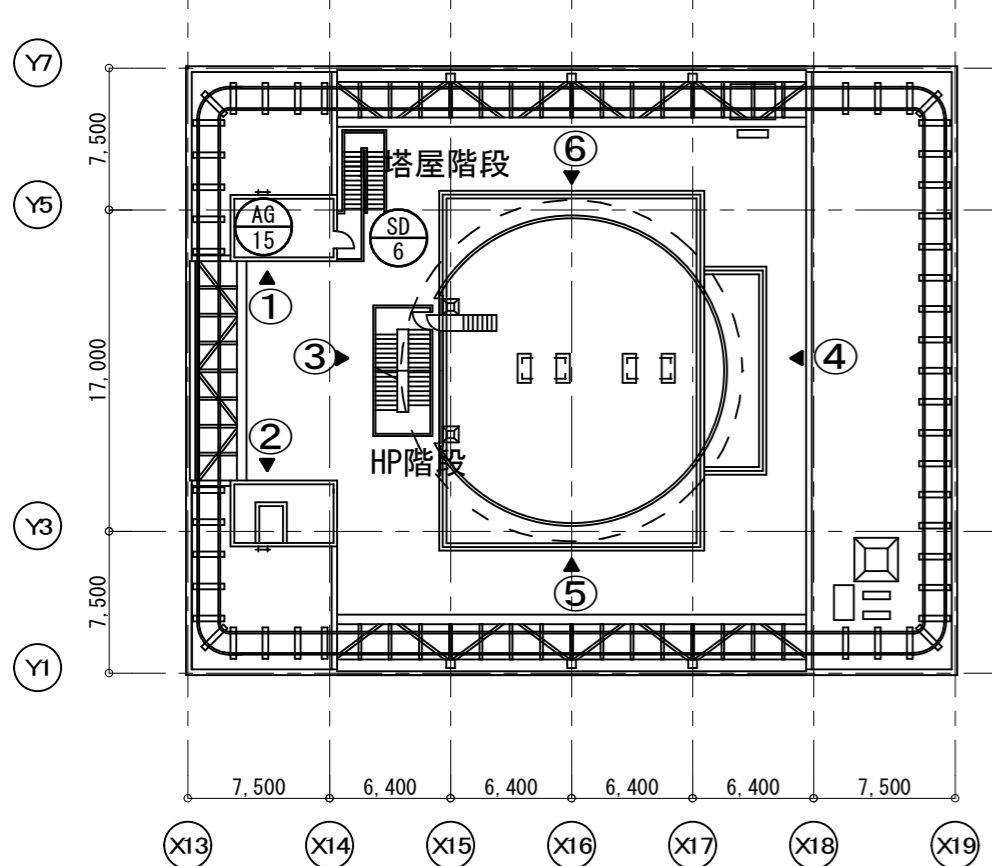
凡例	
S-01	PC目地シーリング 既存目地【撤去】の上、2成分変成シリコン 30×15【新設】
OW-02	外壁: 飛散防止高圧洗浄・浮き、ひび割れ補修の上 超耐久低汚染型一液性水性セラミックシリコン樹脂塗装【塗装改修】 ACW廻り: 2成分変成シリコンシーリング(30×15)
S-08	ACW方立ジョイント: 2成分形シリコンシーリング(15×10) L=150
S-09	ACW無目ジョイント: 2成分形シリコンシーリング(15×10) L=150
S-10	
S-16	パラペット 躯体目地: 2成分変成シリコンシーリング(30×15) L=700



キープラン 1:400

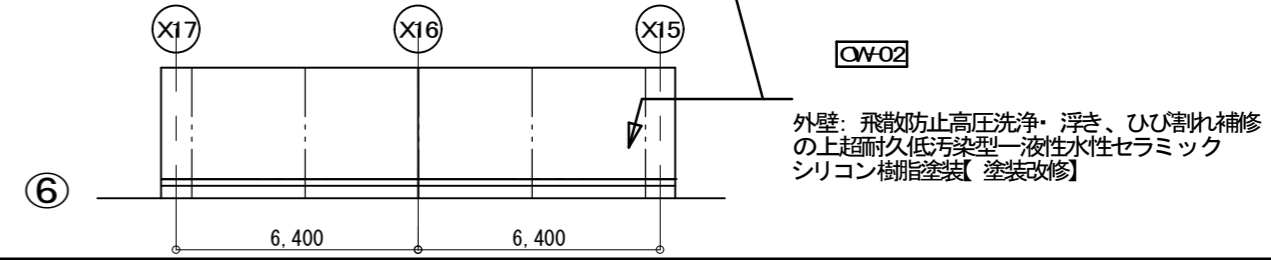
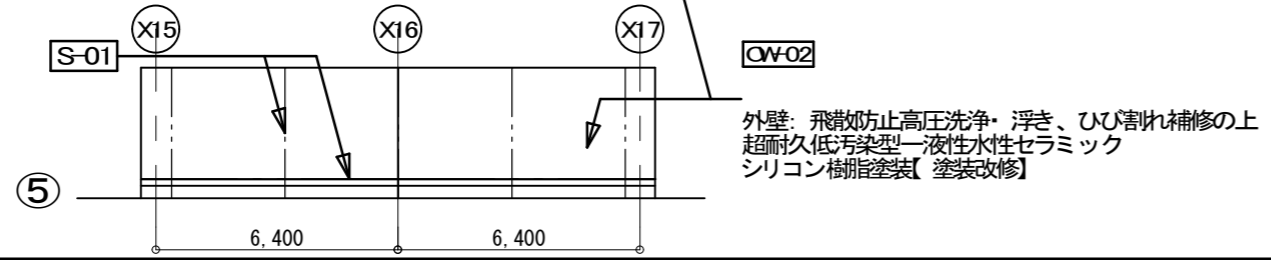
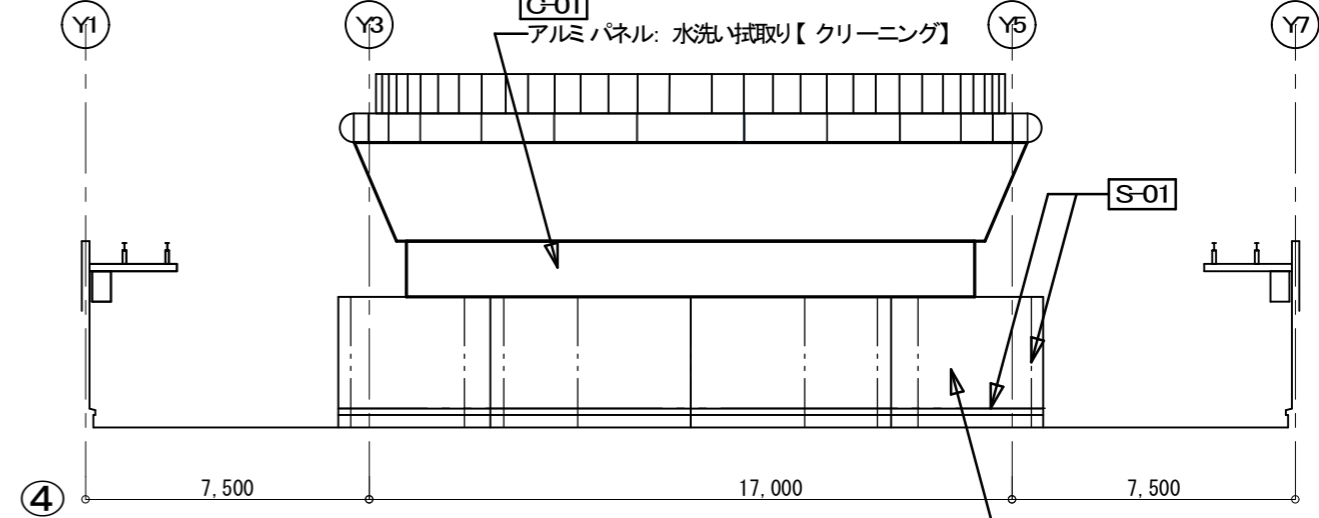
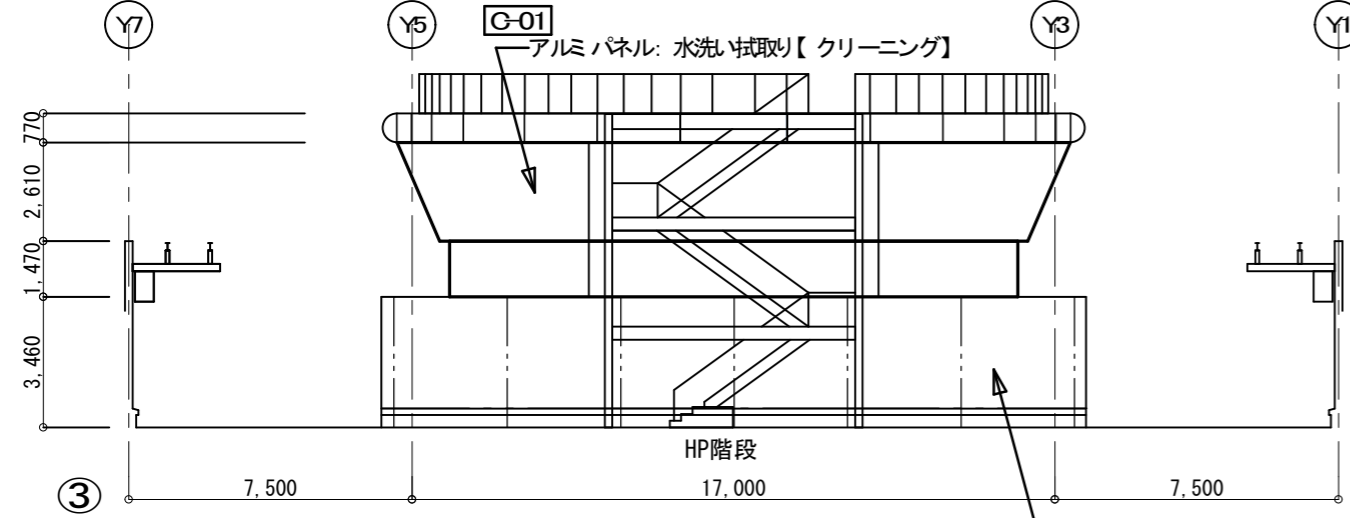
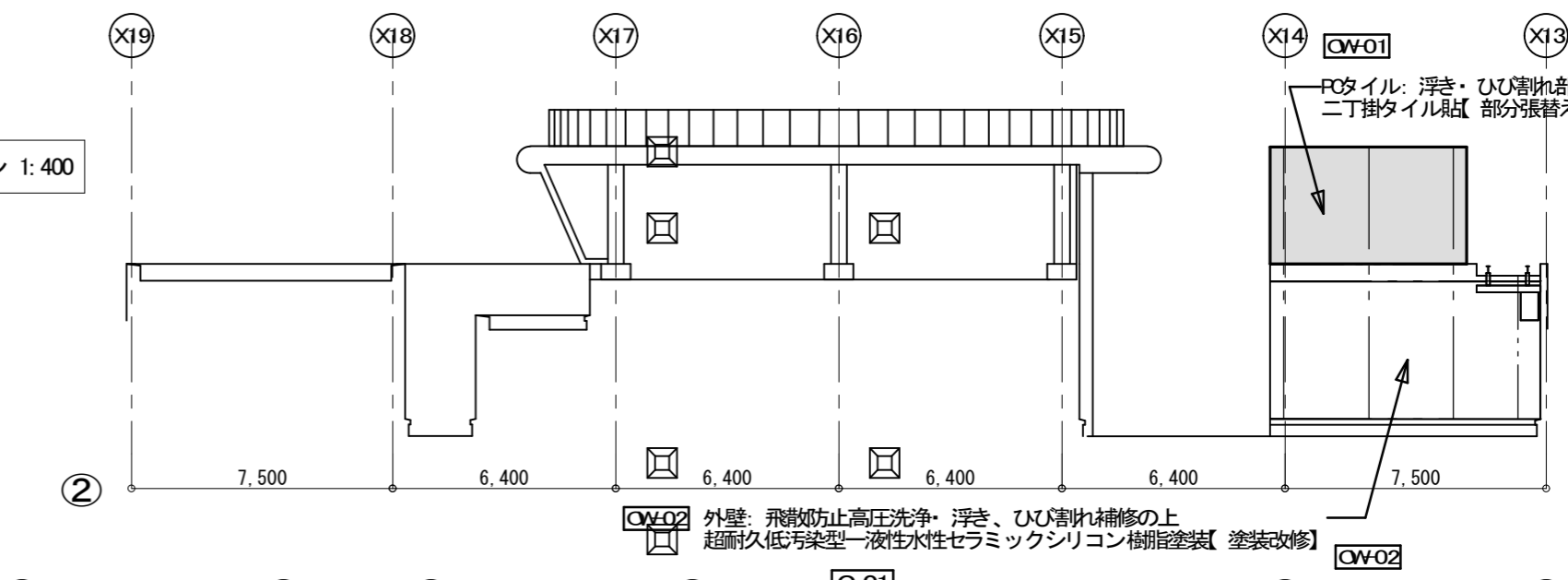
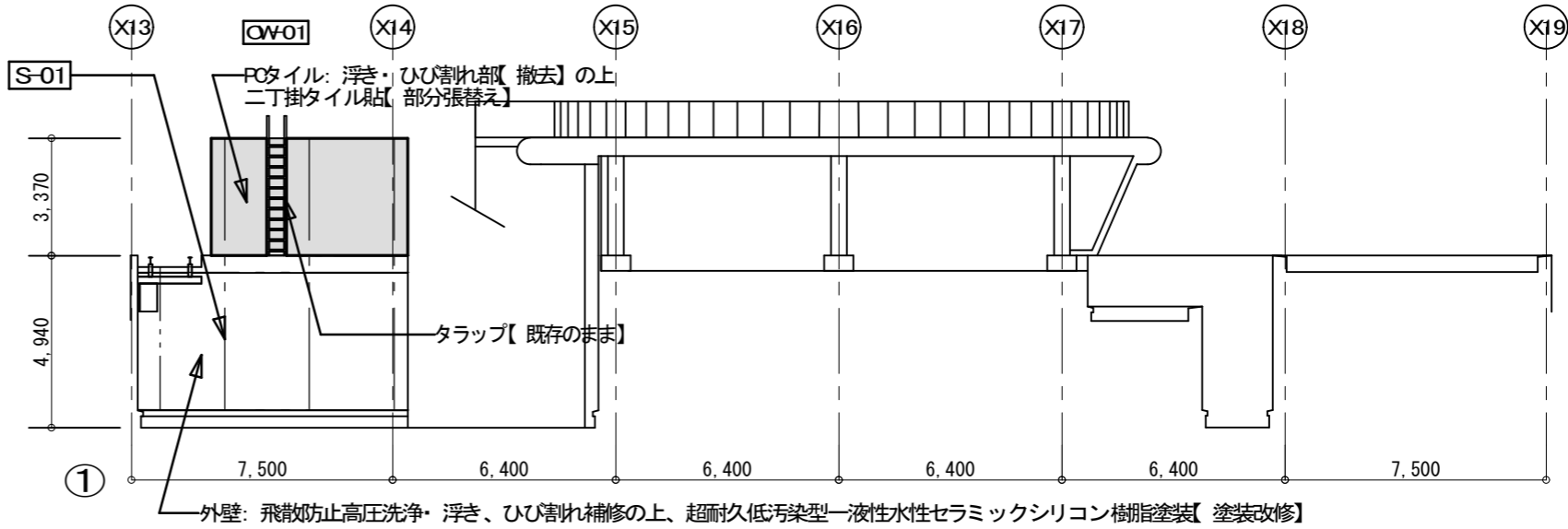


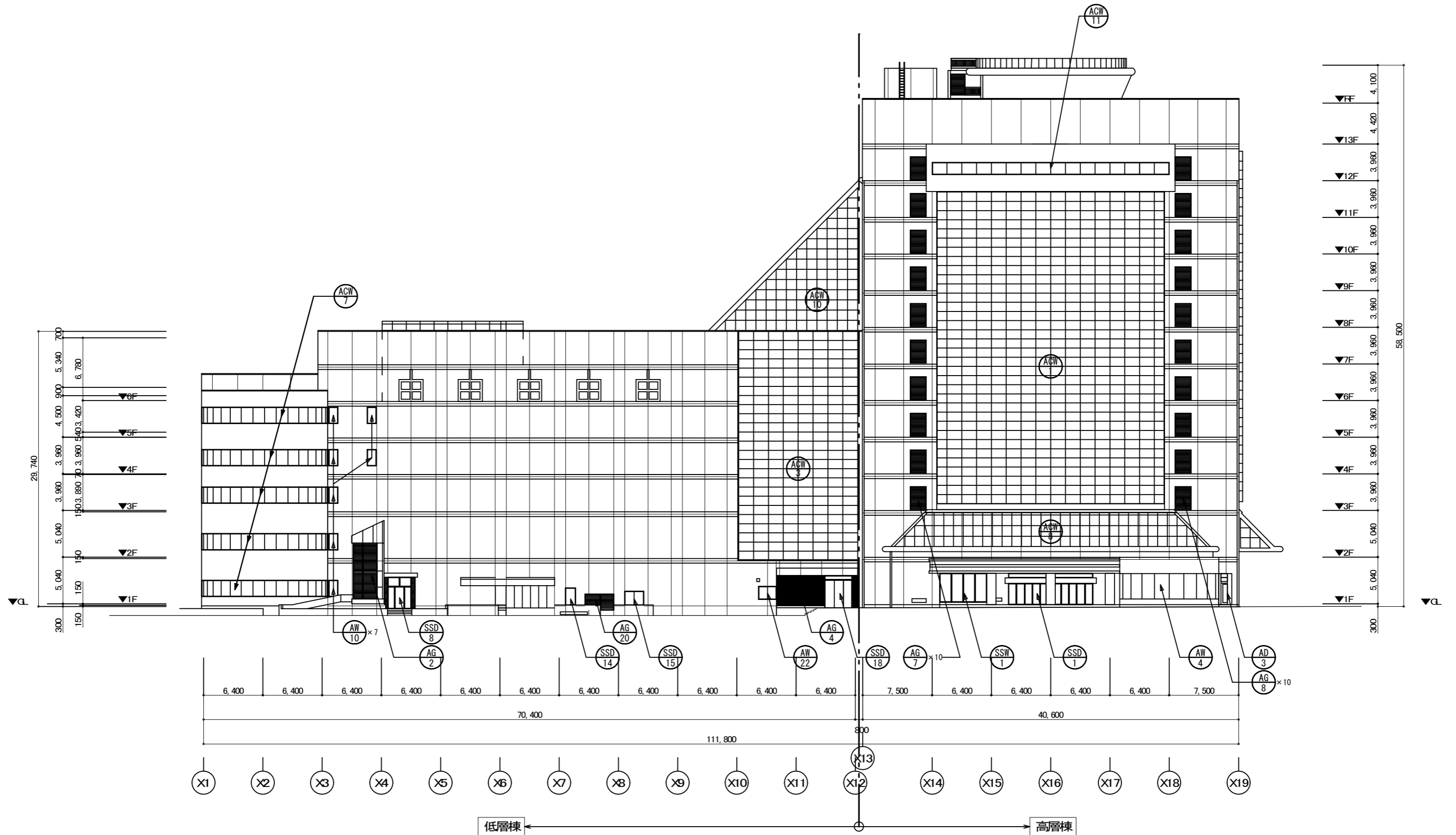
凡例	
S-01	FC目地シーリング 既存目地【撤去】の上、2成分変成シリコン 30×15【新設】
QW-01	POタイル: 浮き・ひび割れ部【撤去】の上、二丁掛タイル貼【部分張替え】
QW-02	外壁: 飛散防止高圧洗浄・浮き、ひび割れ補修の上 超耐久低汚染型一液性水性セラミックシリコン樹脂塗装【塗装改修】
S-03	開口部廻り: 2成分変成シリコンシーリング(30×15)
S-04	笠木取合: 2成分シリコンシーリング(30×15)
S-05	笠木ジョイント: 2成分変成シリコンシーリング(30×15) L=350

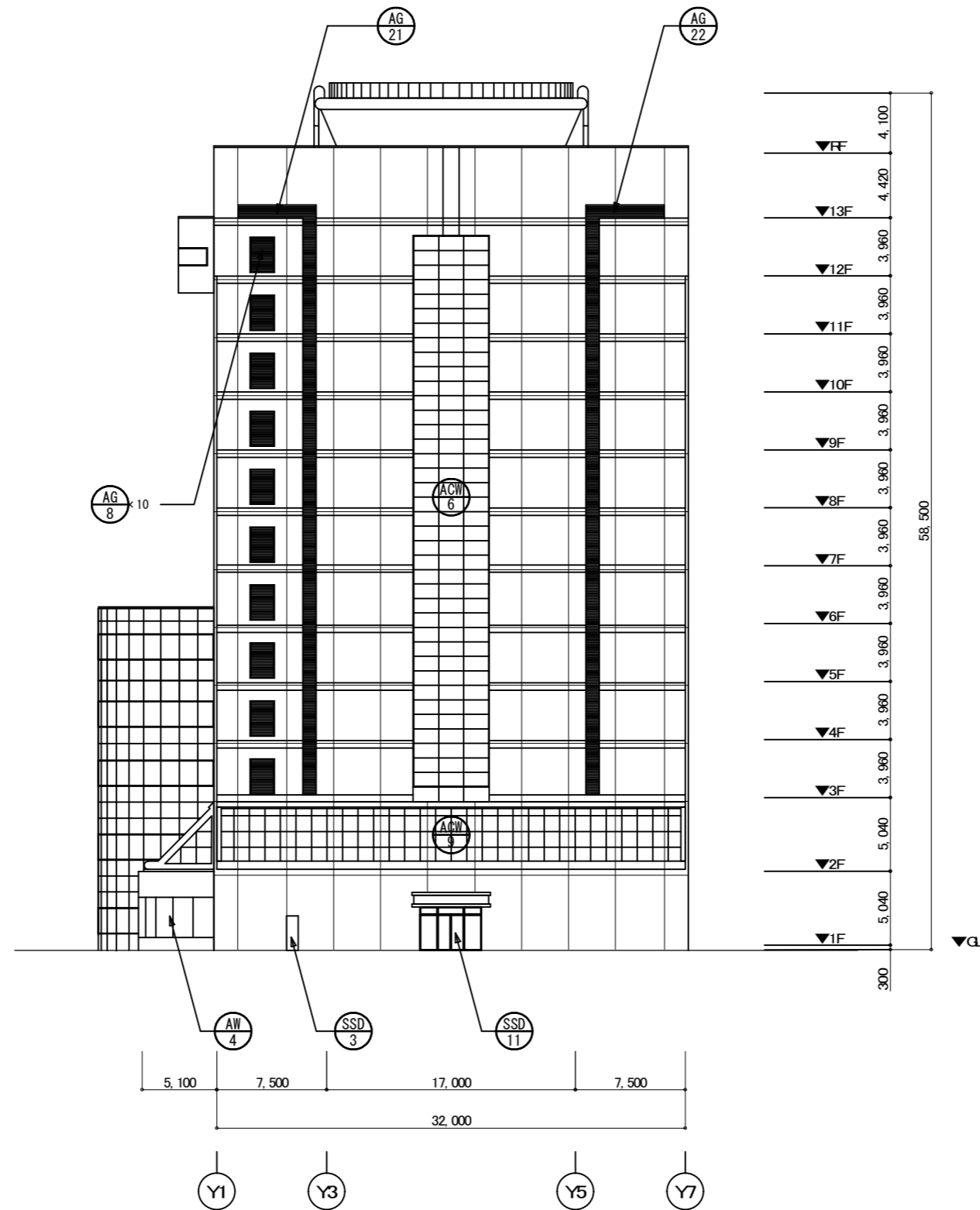


キープラン 1:400

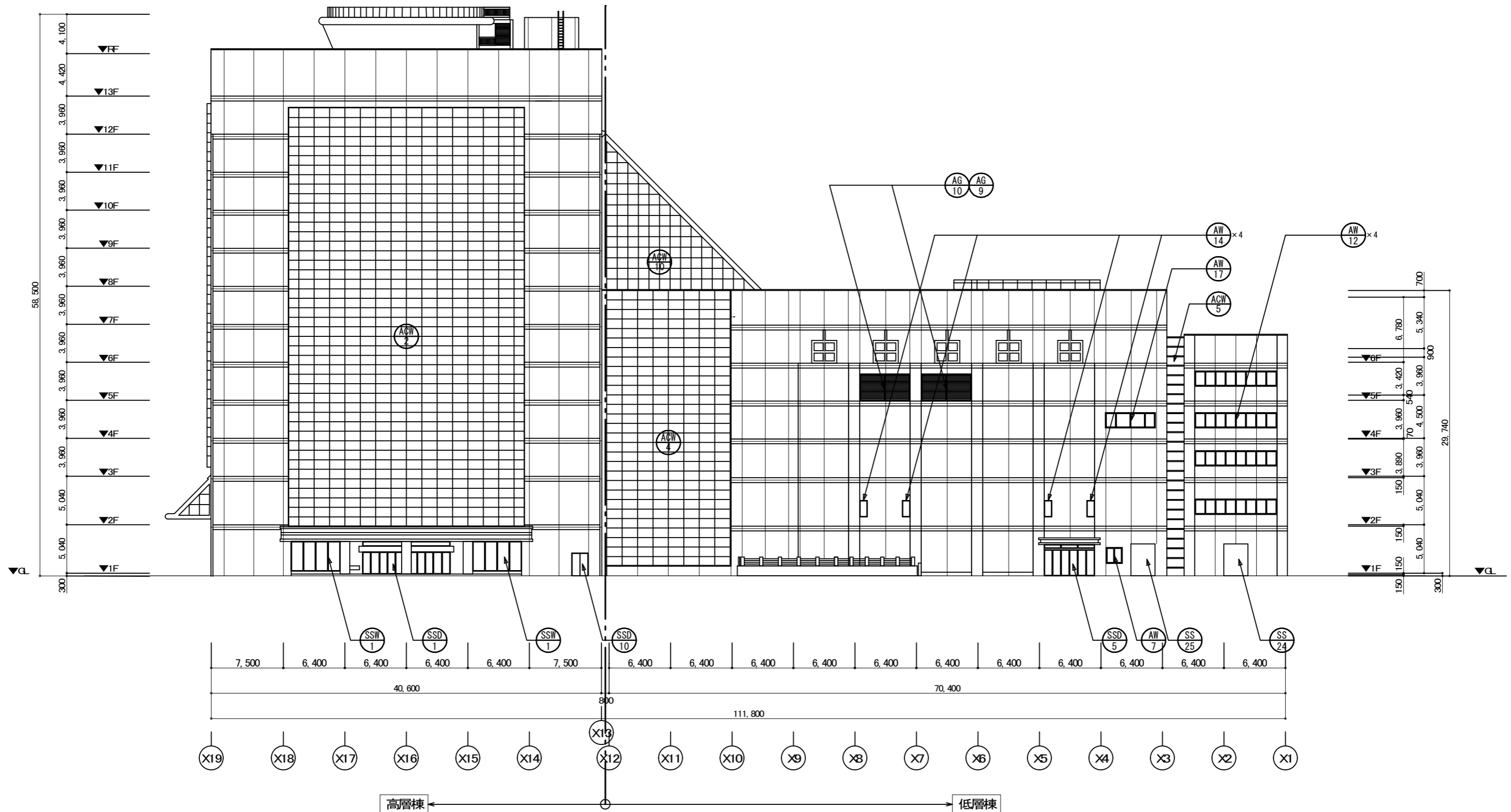
- 凡例
- S-01** PC目地シーリング  
既存目地【撤去】の上、2成分変成シリコン 30×15【新設】
  - OW-01** PCタイル: 浮き・ひび割れ部【撤去】の上、二丁掛タイル貼【張替え】
  - G-01** アルミパネル: 飛散防止高圧洗浄(15~30MPa)
  - OW-02** 外壁: 飛散防止高圧洗浄・浮き、ひび割れ補修の上  
超耐久低汚染型一液性水性セラミックシリコン樹脂塗装【塗装改修】

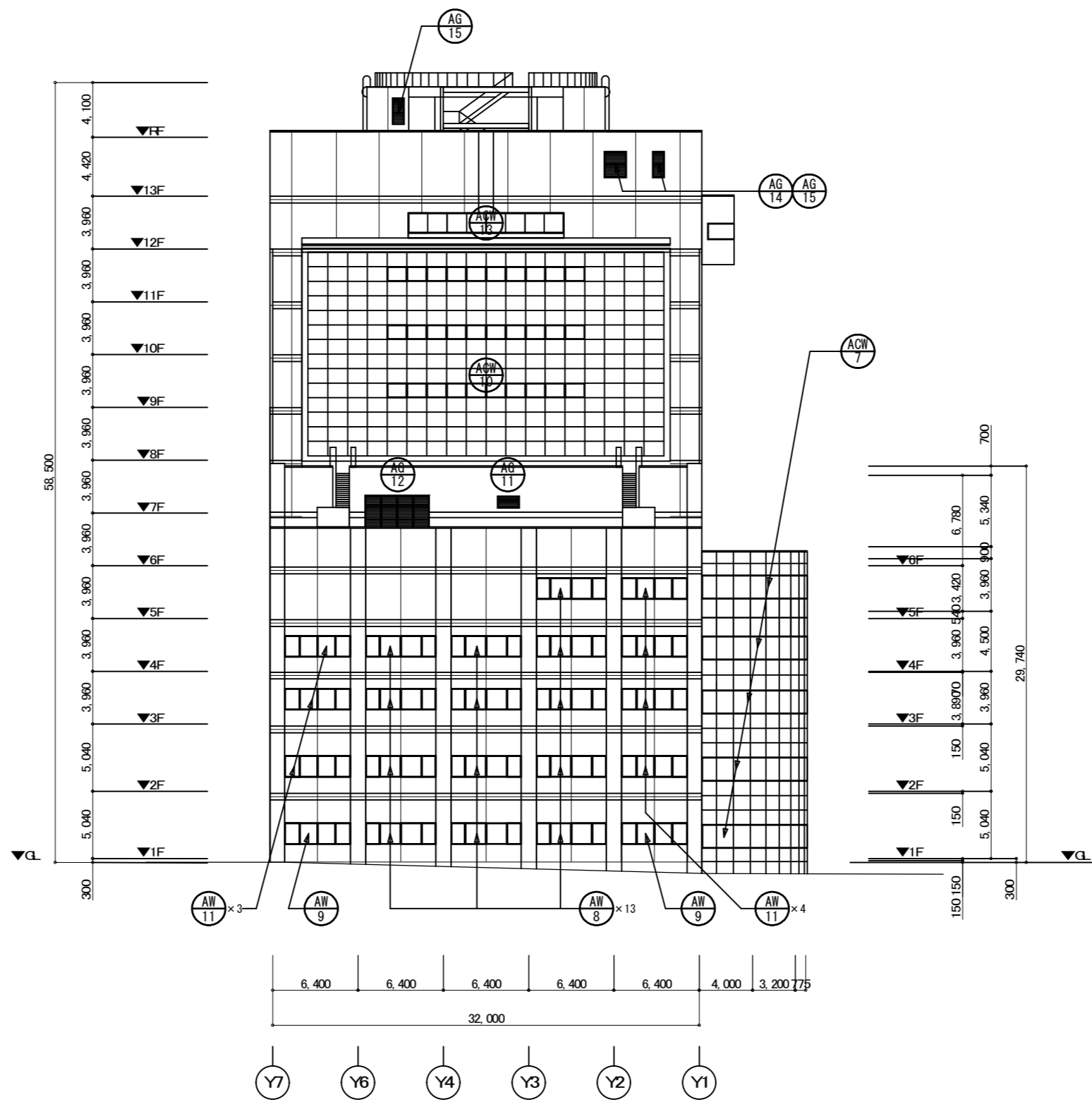




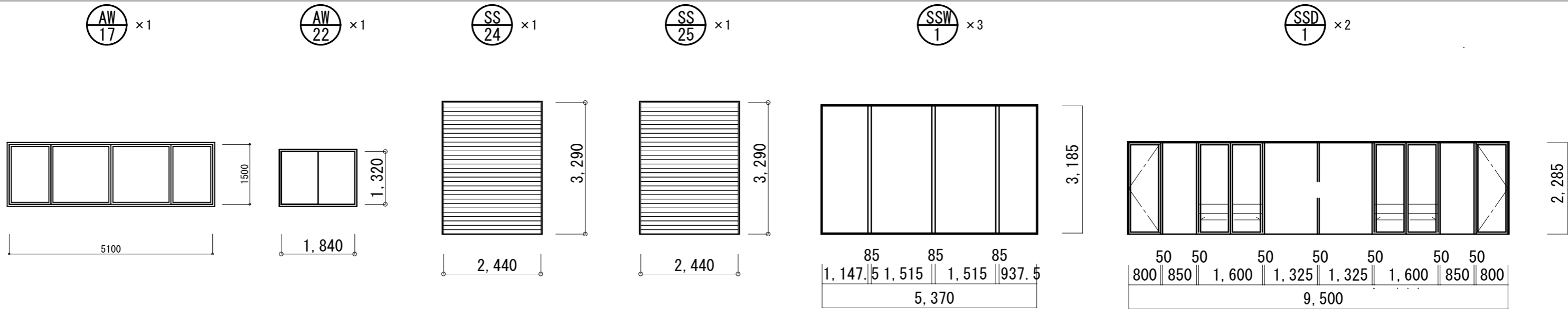
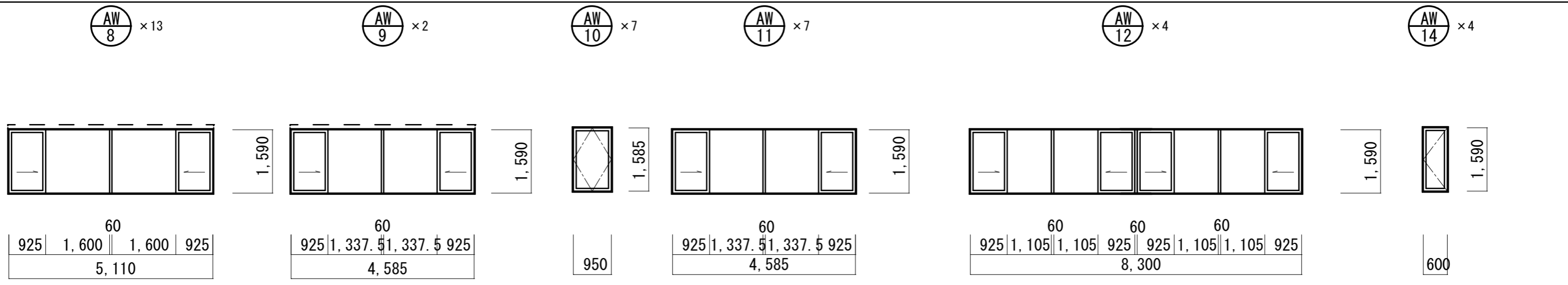
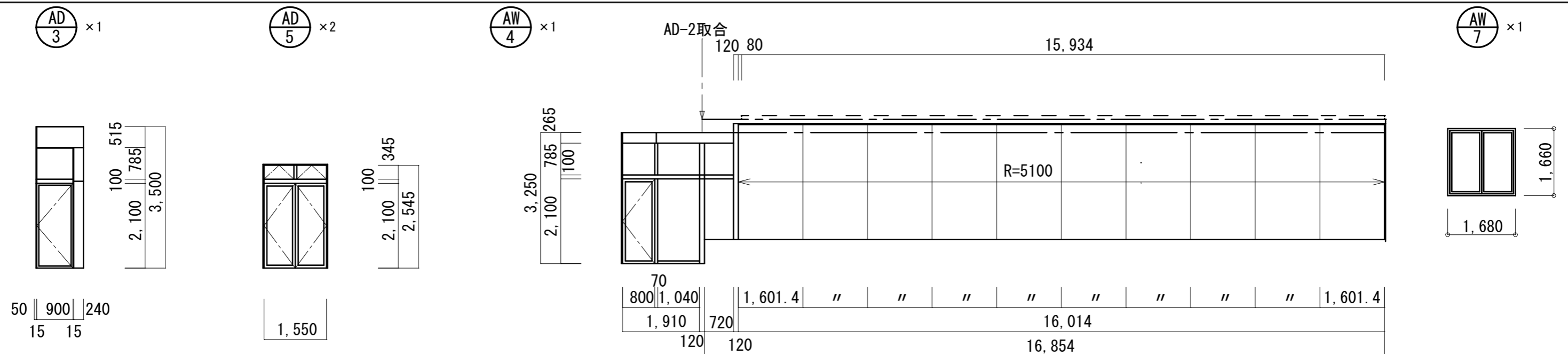


東側立面図

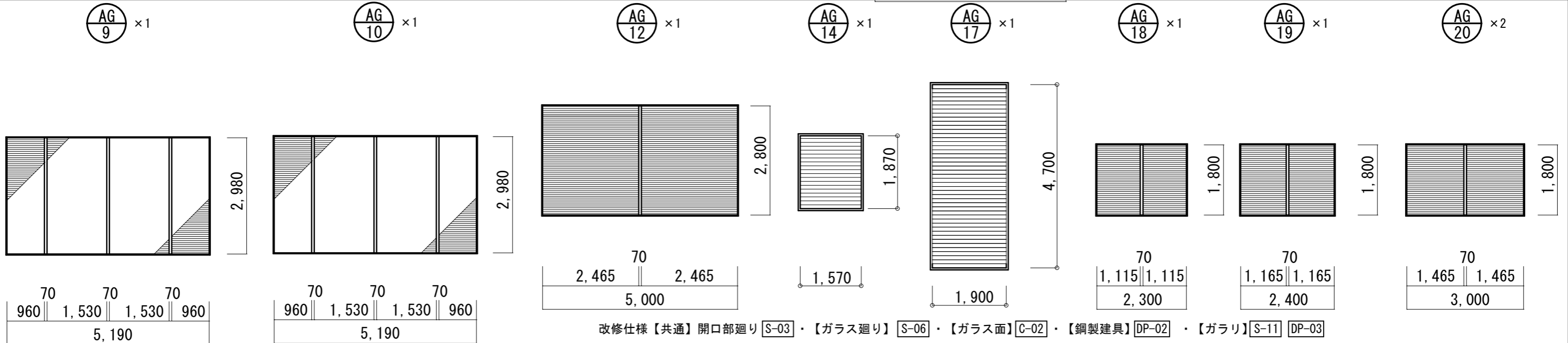
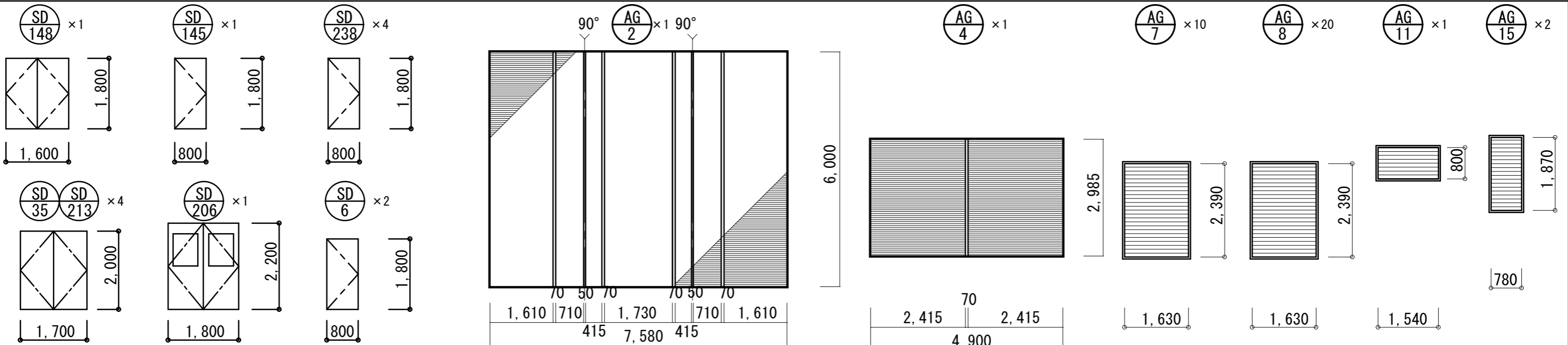
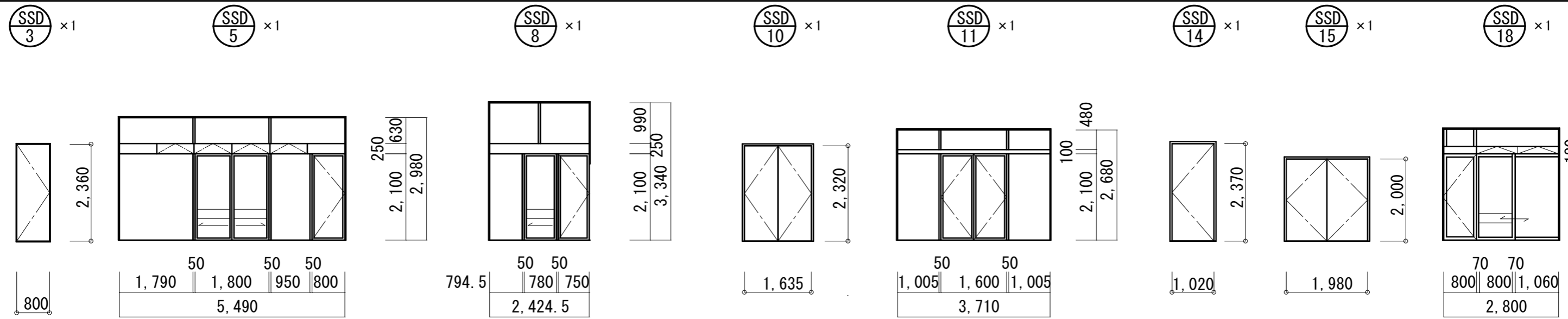




西側立面図



改修仕様【共通】開口部廻り S-03・【ガラス廻り】S-06・【ガラス面】C-02・【鋼製建具】DP-02



改修仕様【共通】開口部廻り S-03・【ガラス廻り】S-06・【ガラス面】C-02・【鋼製建具】DP-02・【ガラリ】S-11 DP-03



design office UMEZAWA CO. LTD.

〒182-0021  
東京都調布市調布7丘3-39-11  
TEL 042-489-2244  
FAX 042-489-2245

株式会社 梅沢設計

一級建築士事務所登録都知事第38437号  
一級建築士大臣登録第178728号 梅澤 武男

承認 検図 設計 製図

設計年月日

26.03.16

図面承認日

26.03.23

工事名称 調布市文化会館たづくり外壁改修工事

図面名称

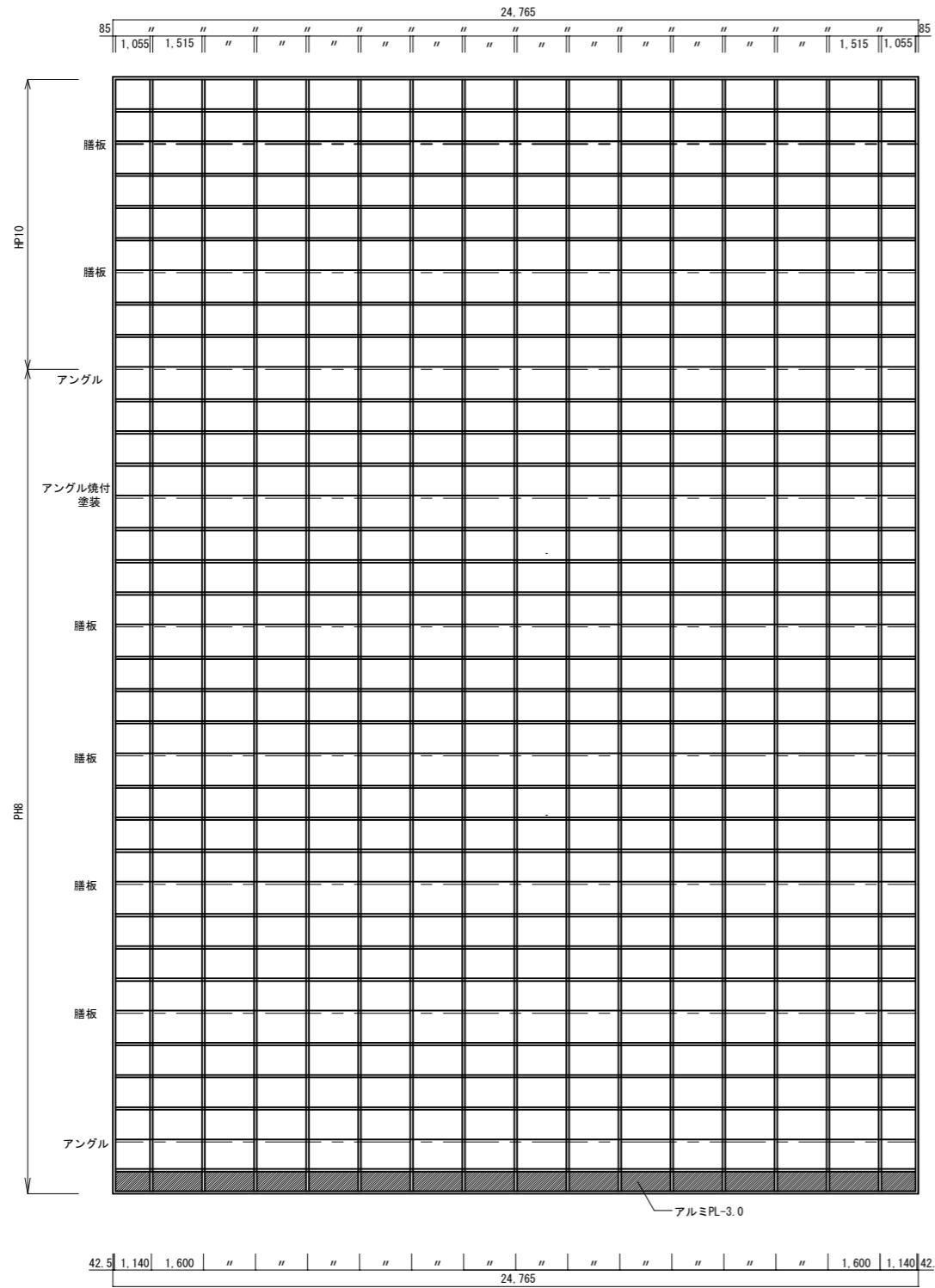
建具表-2

縮尺 1:50 (A1)  
1:100 (A3)

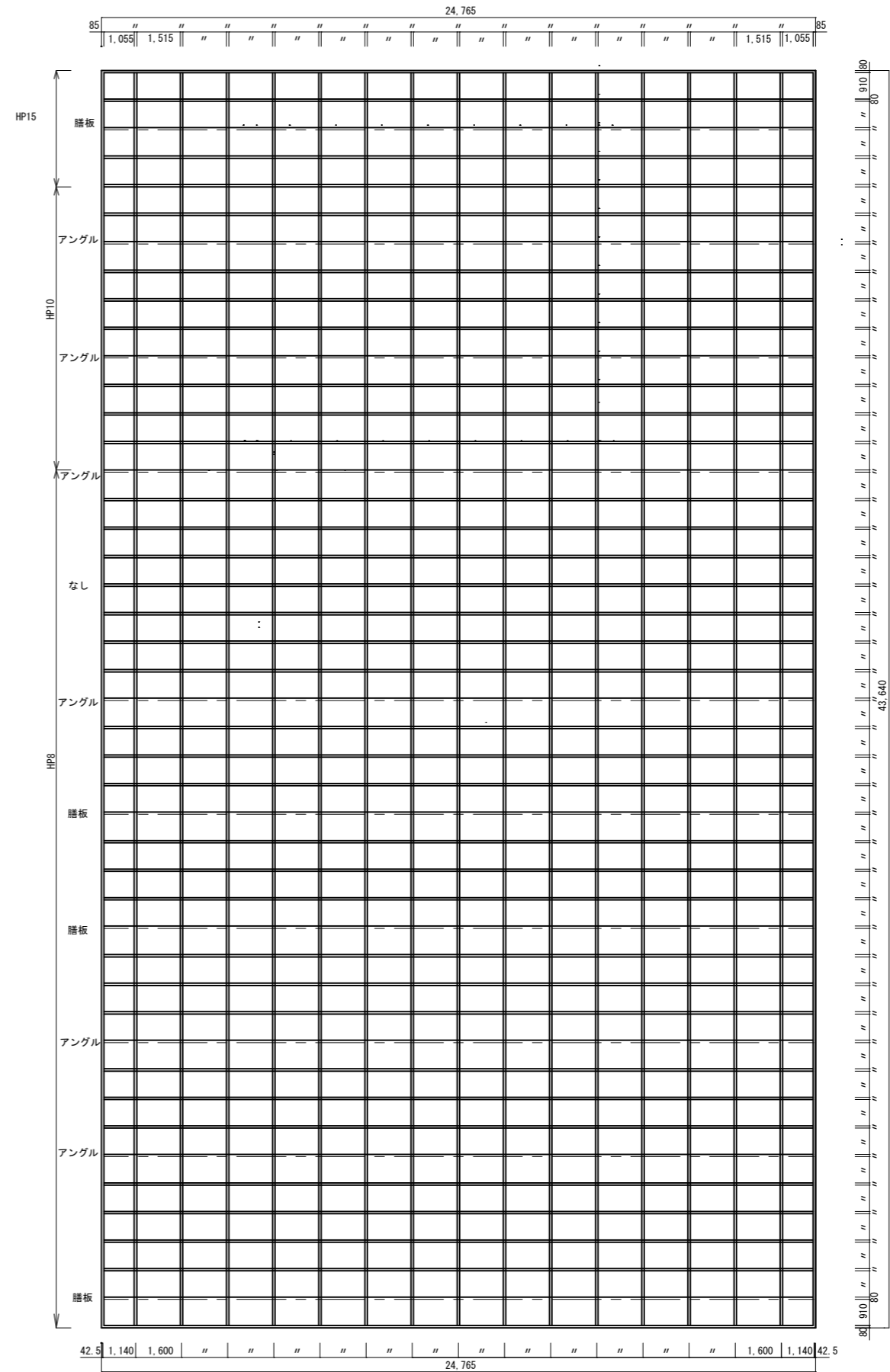
図面番号

A-24

ACW  
1  
×1

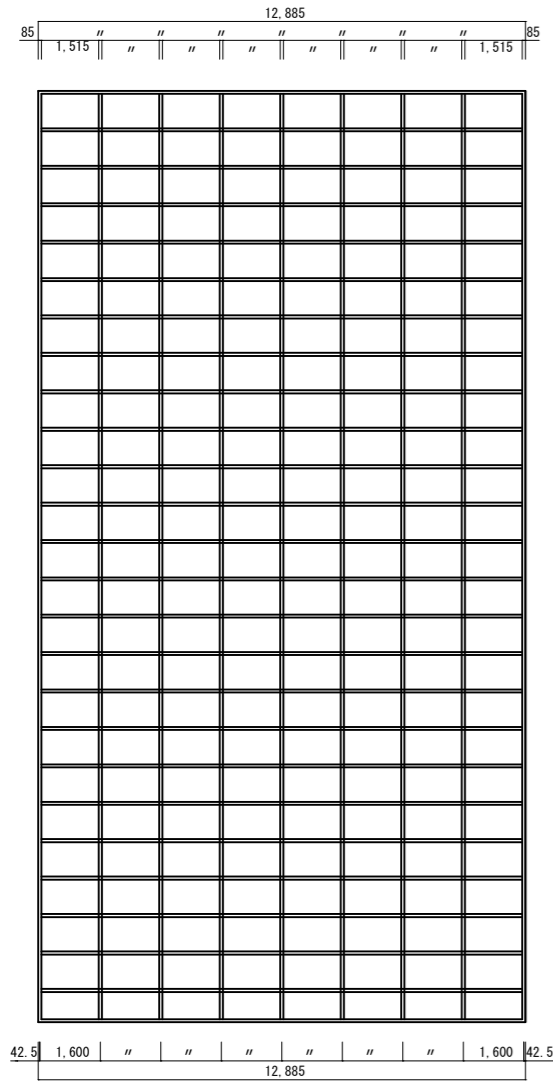


ACW  
2  
×1

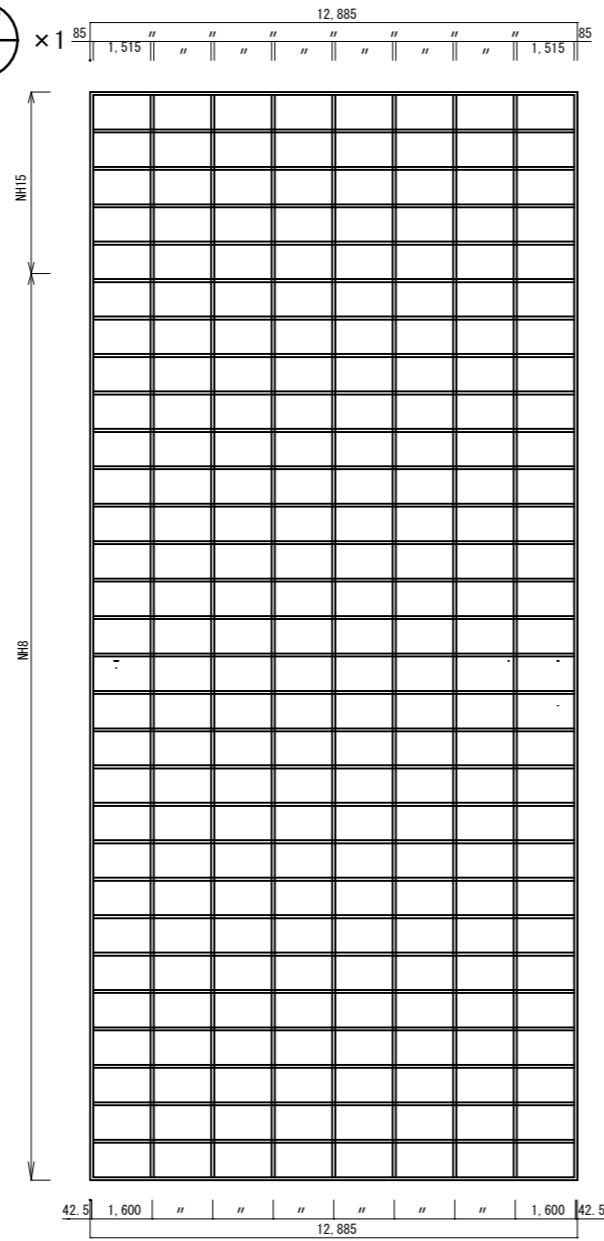


改修仕様【共通】開口部廻り [S-03] ・ 【ガラス廻り】 [S-06] ・ 【ガラス面】 [C-02] ・ 【ACW】 [S-08] [S-09] [S-10]

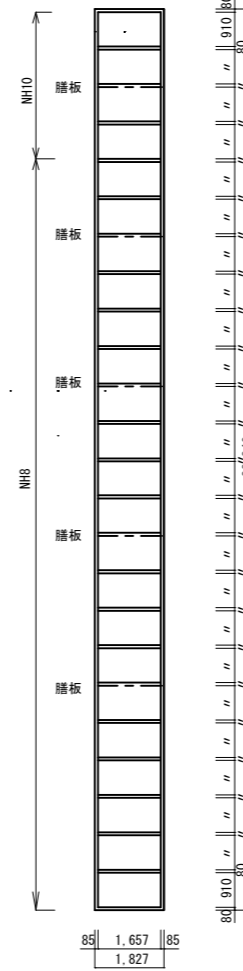
ACW 3 × 1



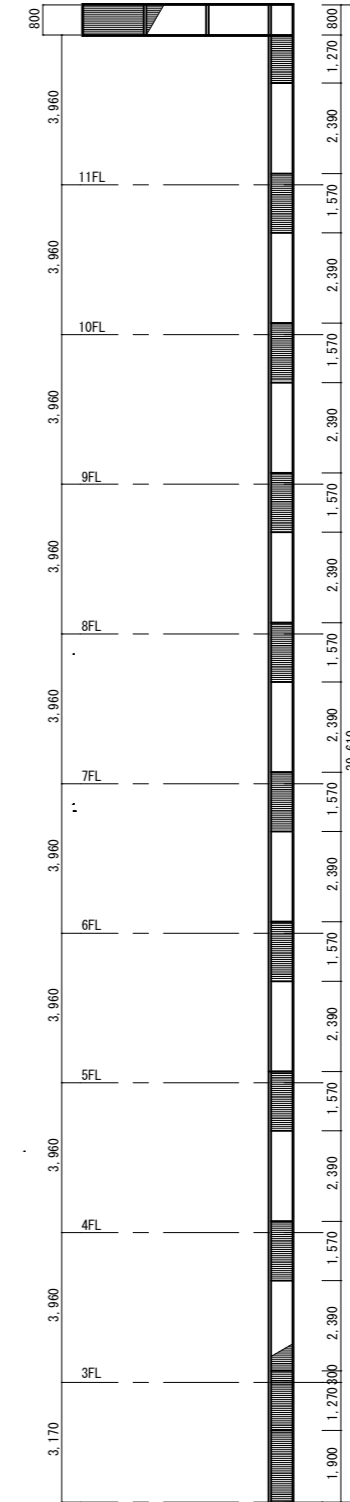
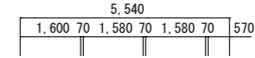
ACW 4 × 1



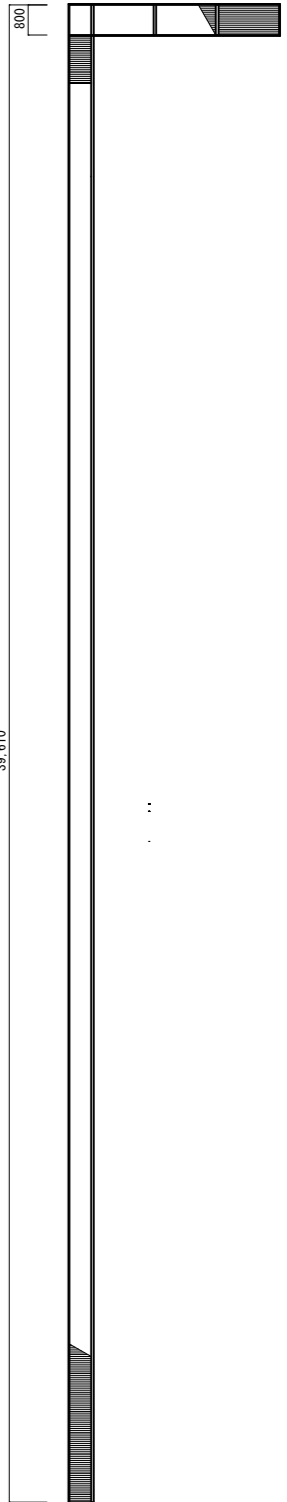
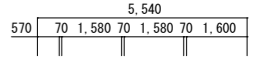
ACW 5 × 1



AG 21 × 1



AG 22 × 1



改修仕様【共通】開口部廻り S-03 ・ 【ガラス廻り】 S-06 ・ 【ガラス面】 C-02 ・ 【ACW】 S-08 S-09 S-10 ・ 【ガラリ】 S-11 DP-03



design office UMEZAWA CO.LTD.

〒182-0021  
東京都調布市調布ヶ丘3-39-11  
TEL 042-489-2244  
FAX 042-489-2245

株式会社 梅沢設計

一級建築士事務所登録都知事第38437号  
一級建築士大臣登録第178728号 梅澤 武男

承認 検図 設計 製図

設計年月日 26.03.16

図面承認日 26.03.23

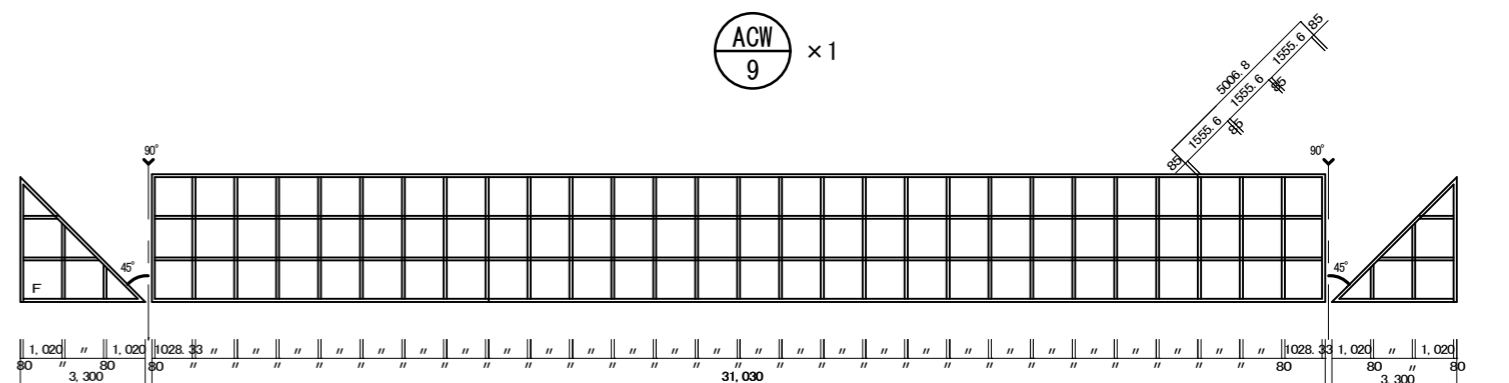
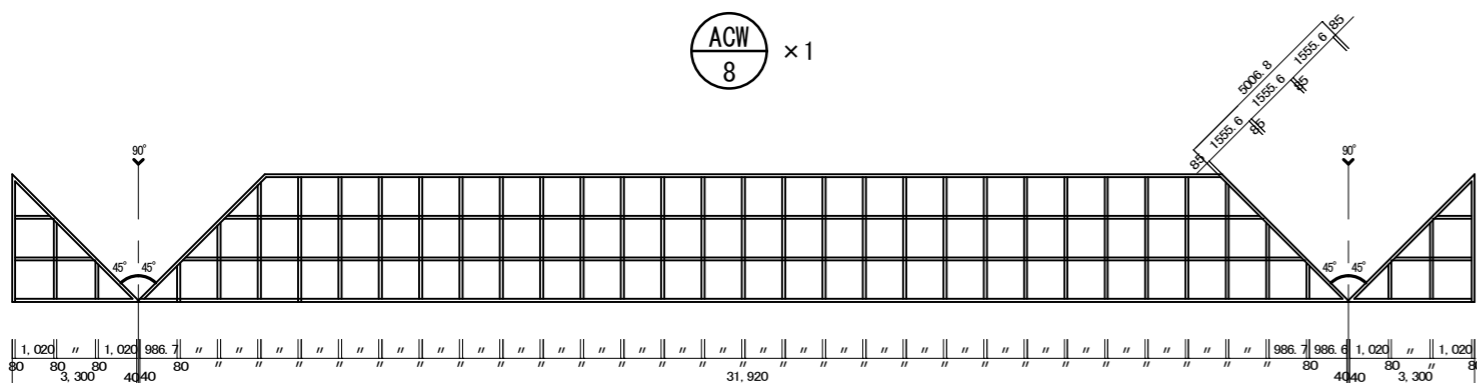
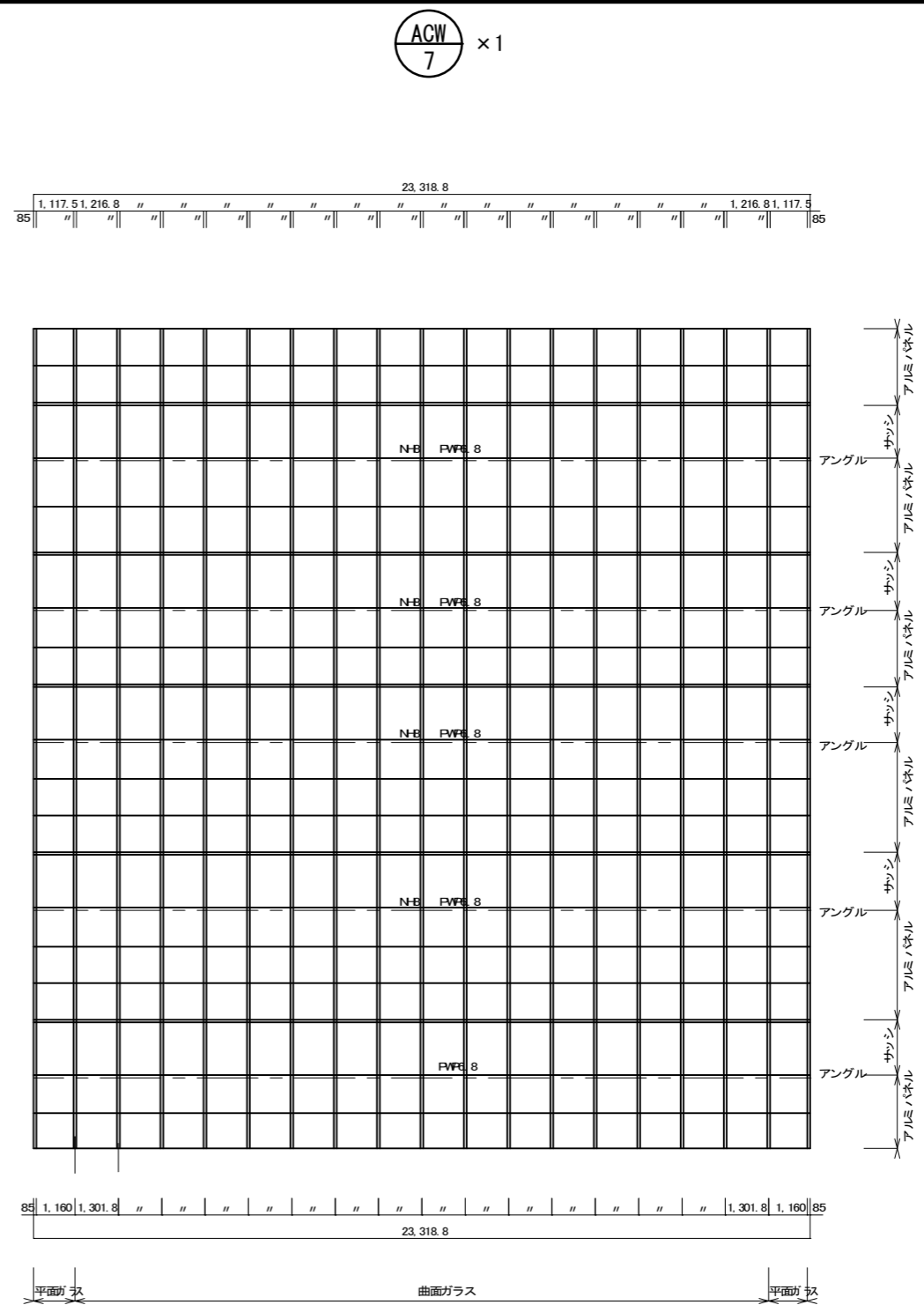
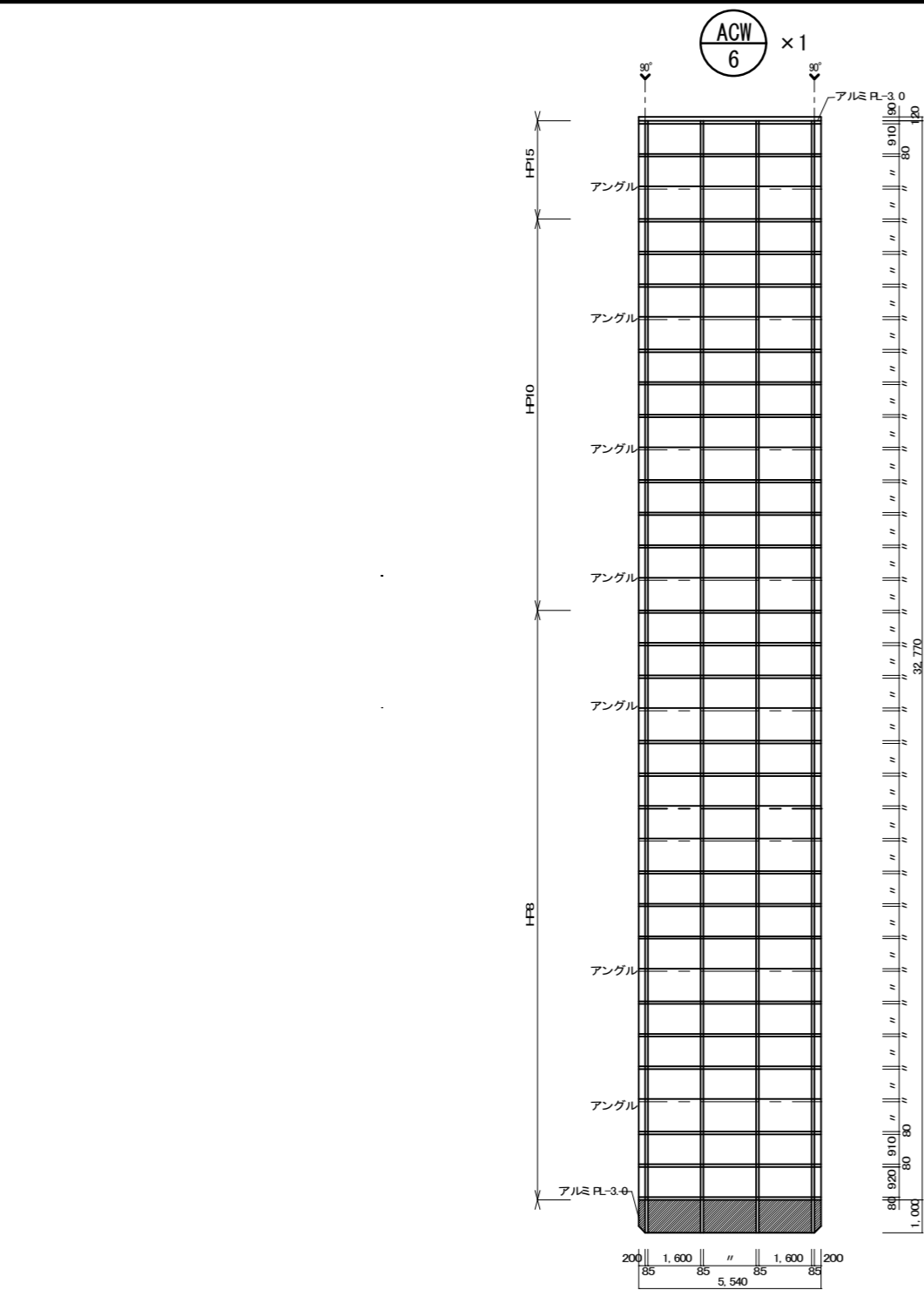
工事名称 調布市文化会館たづくり外壁改修工事

図面名称 建具表-4

縮尺 1:100 (A1)  
1:200 (A3)

図面番号

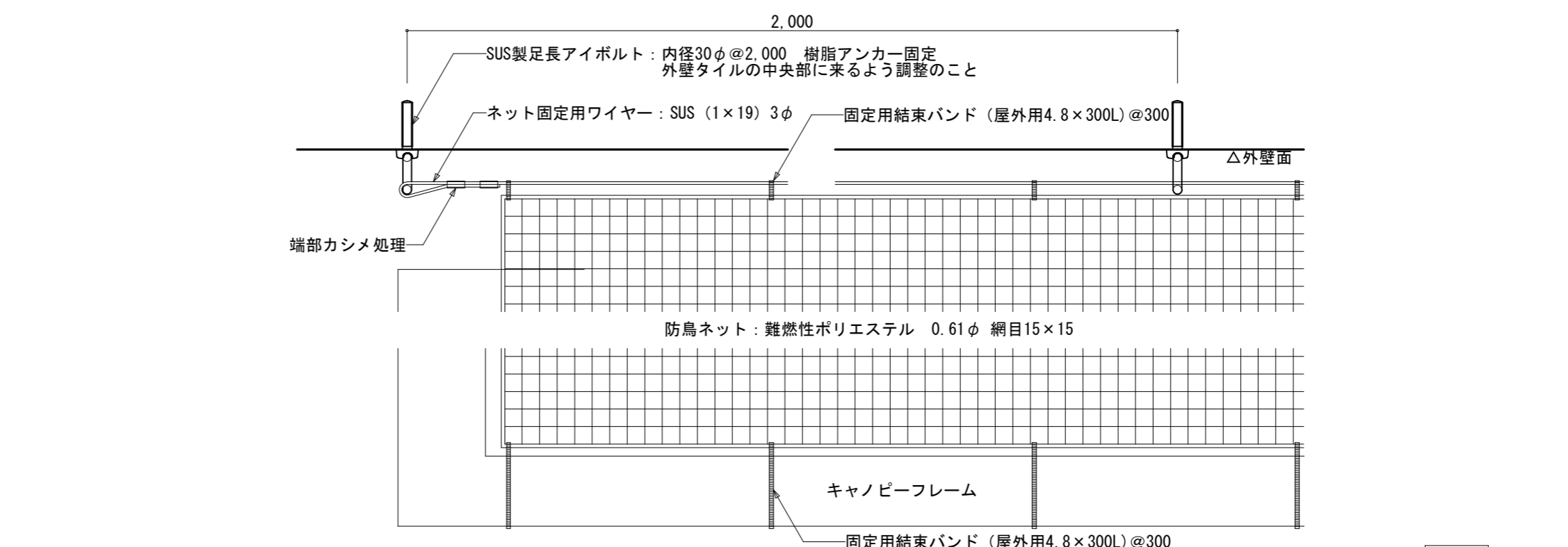
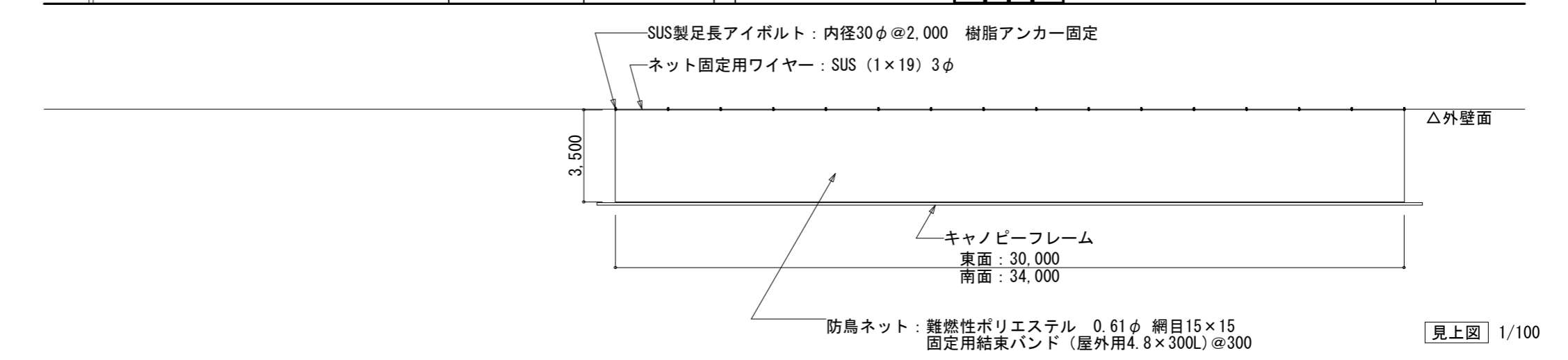
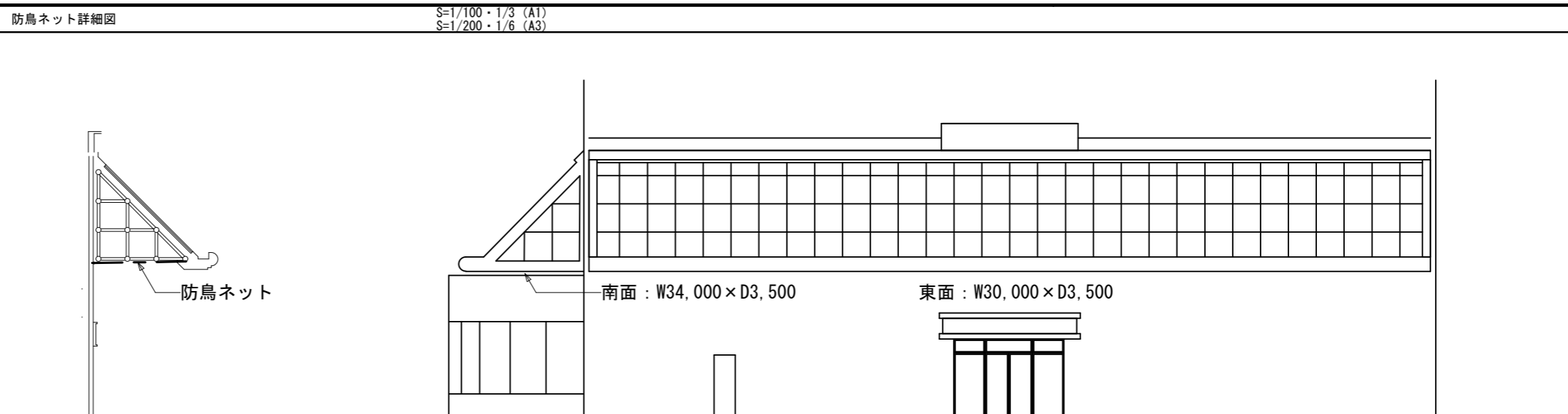
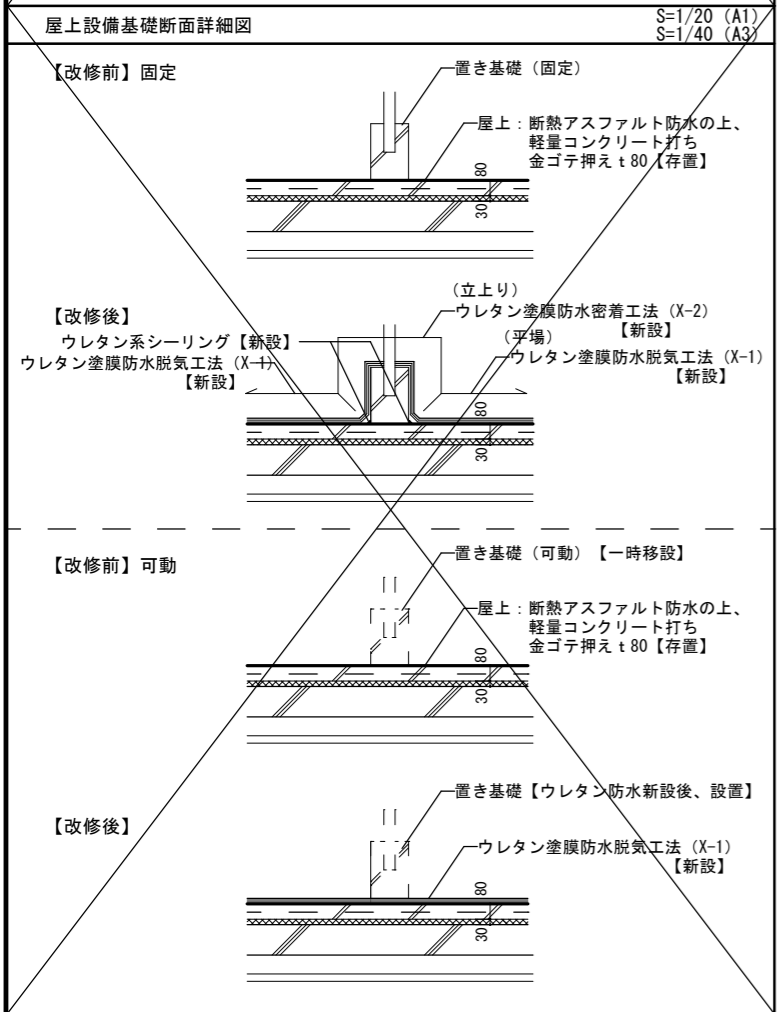
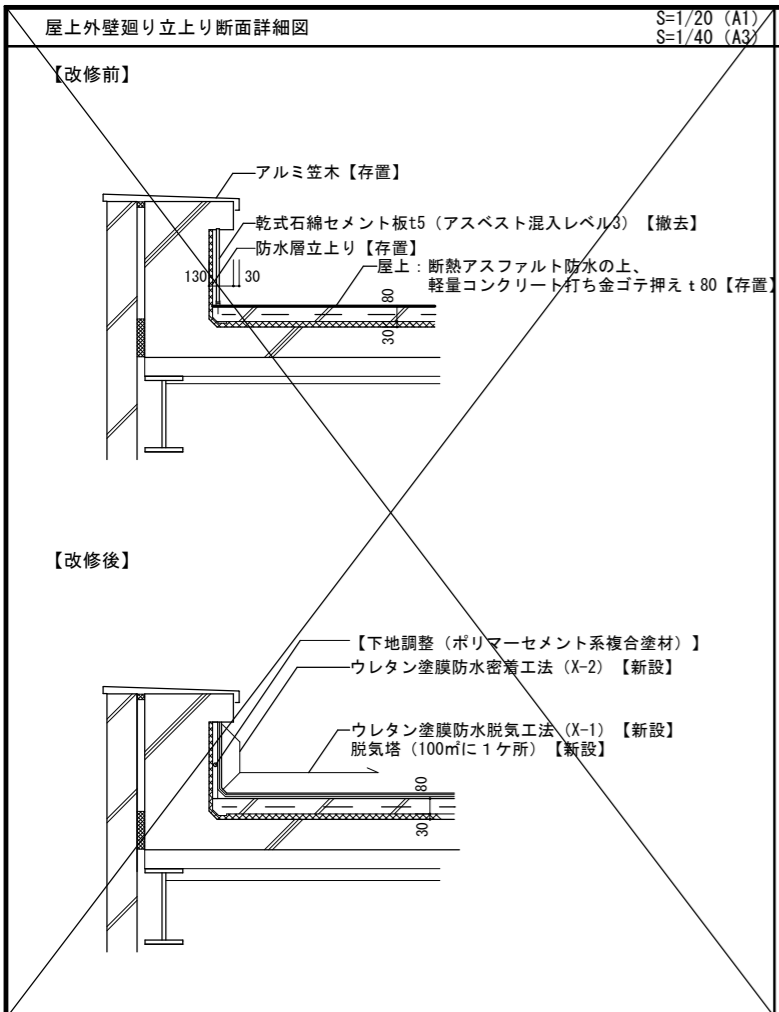
A-26

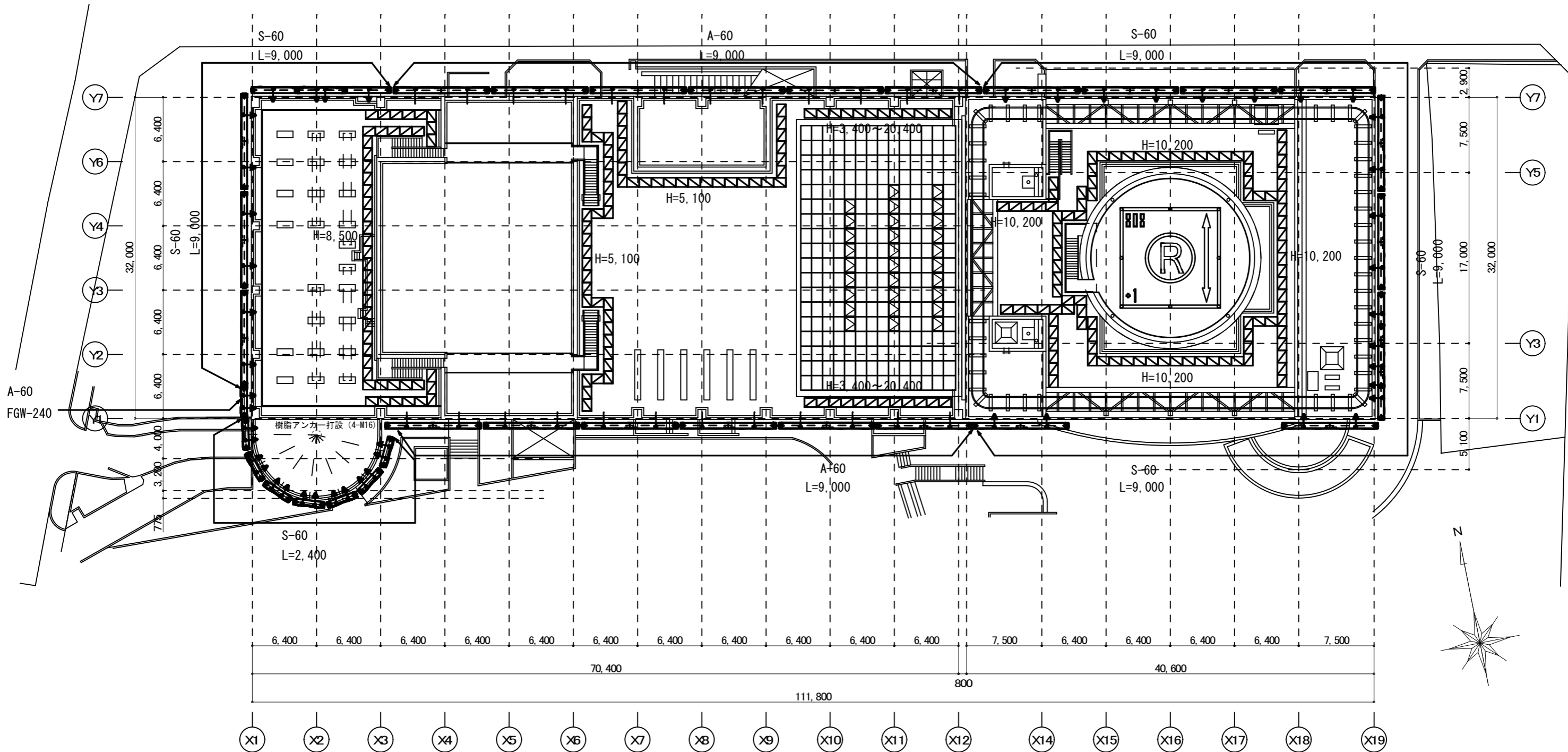


改修仕様【共通】開口部廻り S-03 ・ 【ガラス廻り】 S-06 ・ 【ガラス面】 C-02 ・ 【ACW】 S-08 S-09 S-10







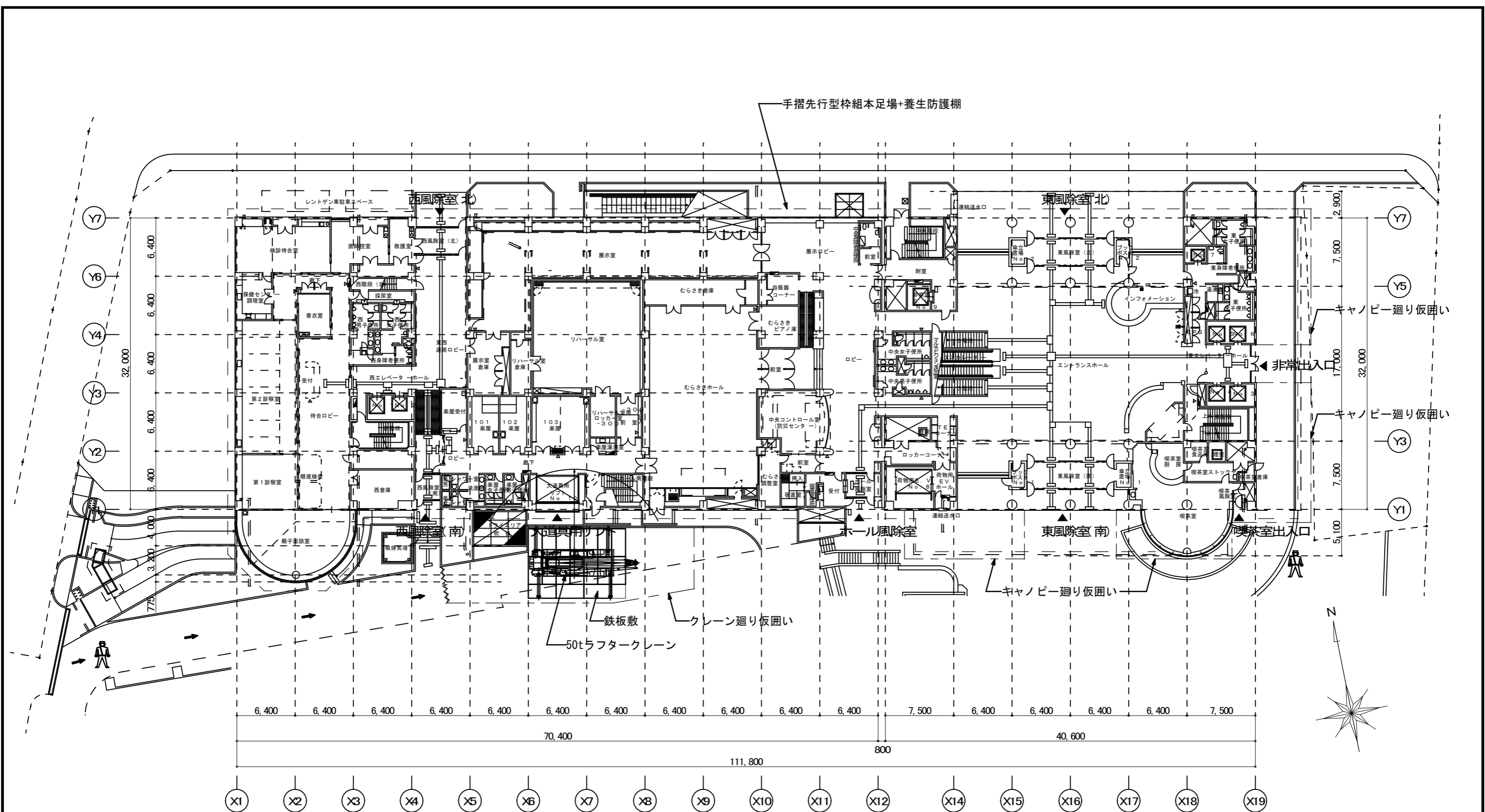


低層棟

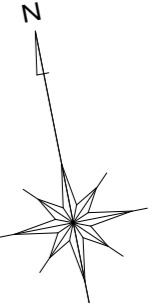
高層棟

凡例

種類	記号	仕様
ゴンドラ		本体 : L=9,000・吊金物 : A-60 設置日数 (180)
ゴンドラ		本体 : L=9,000・吊金物 : S-60 設置日数 (180)
ゴンドラ		本体 : L=2,400・吊金物 : S-60 設置日数 (90)
枠組足場		手摺先行型枠組本足場 W=900 設置日数 (180) 養生シート共

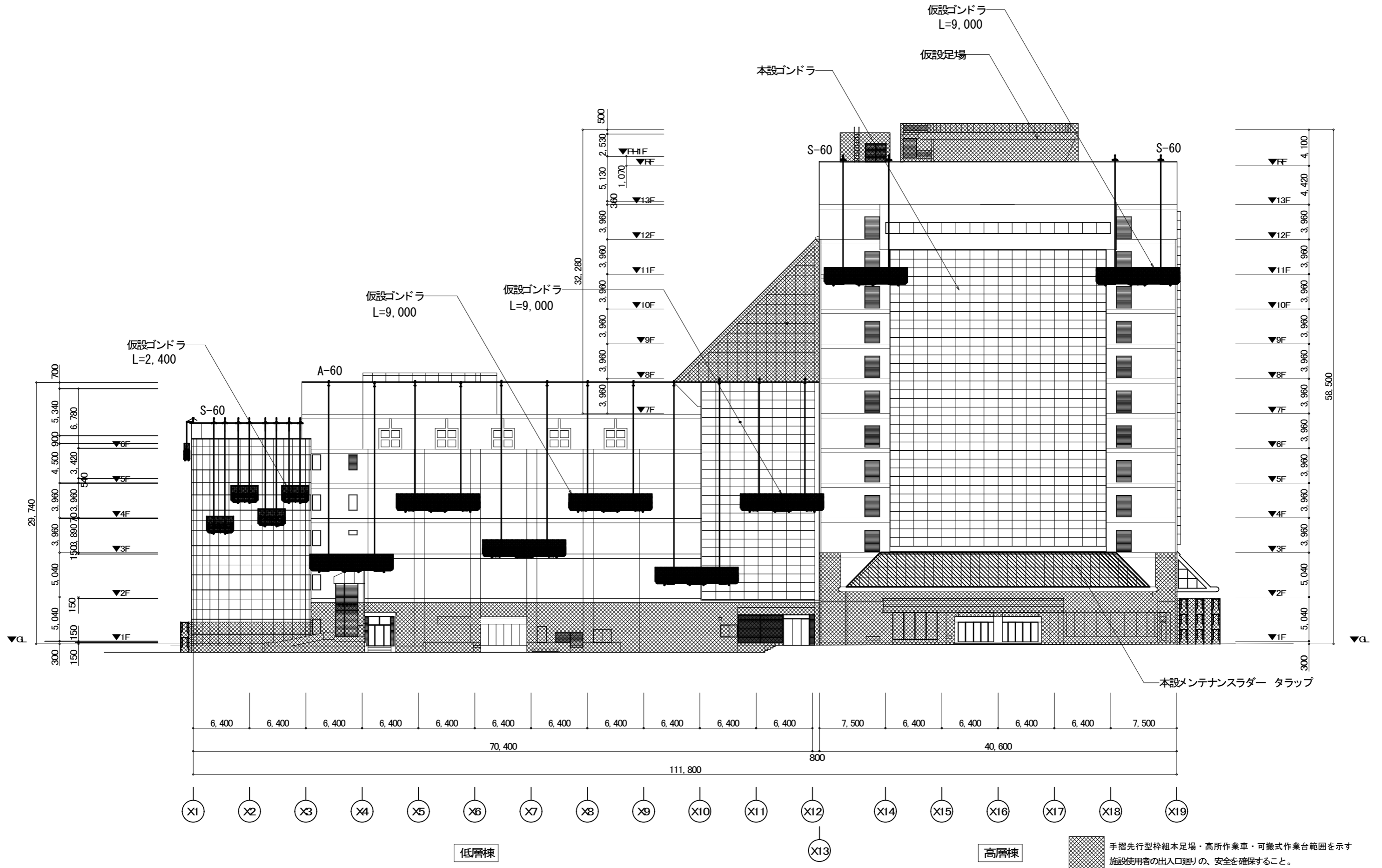


手摺先行型枠組本足場+養生防護棚

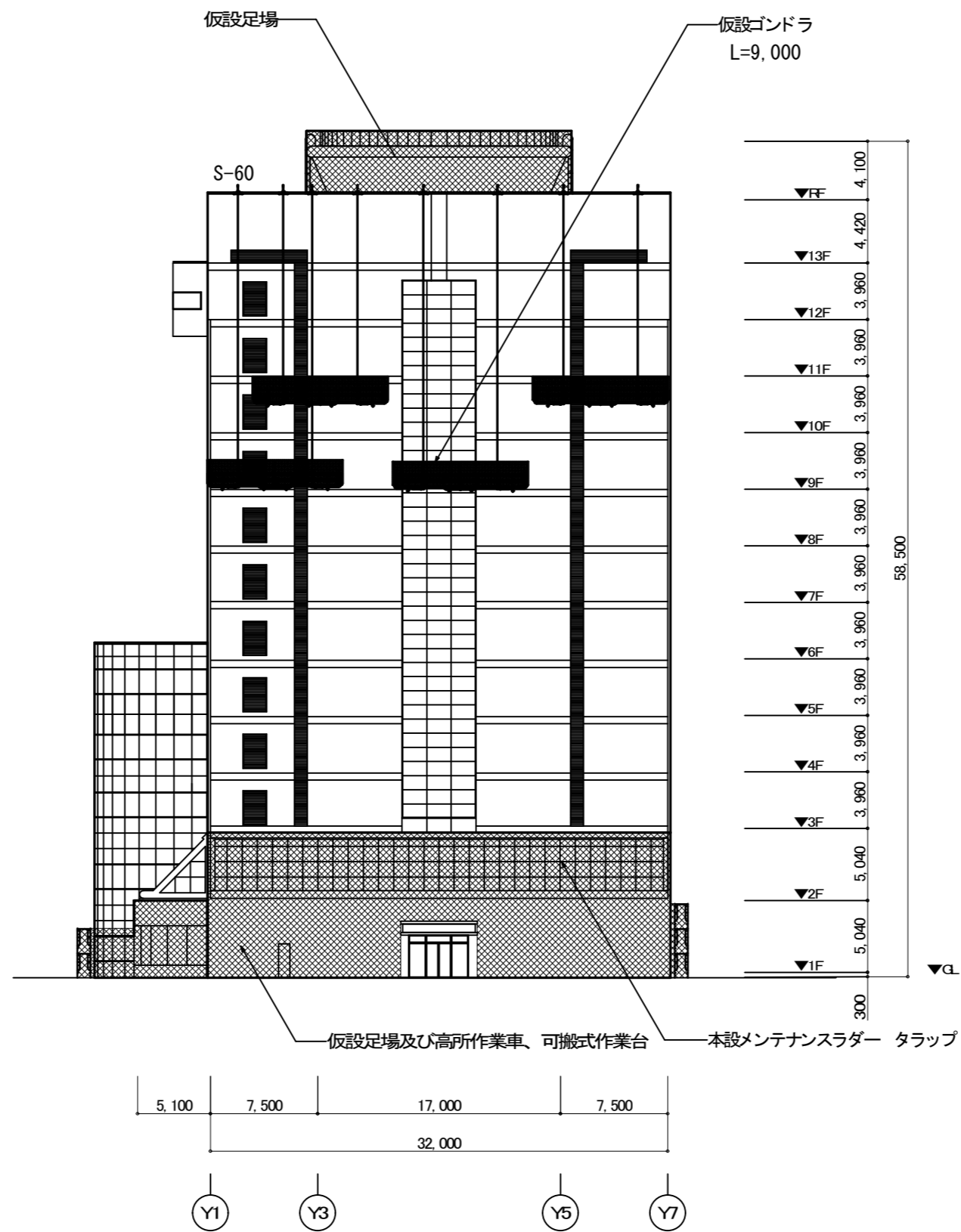


仮設凡例	
	手摺先行型枠組本足場 w900 (存置9ヶ月以上12ヶ月未満)
	金網式養生枠・養生防護棚共
	キャスターゲート (パネル仕様) 1ヶ所 (存置9ヶ月以上12ヶ月未満) W=4,000 H=3,250 D=682
	仮囲い: 成形鋼板 (存置9ヶ月以上12ヶ月未満) (H=2,000)
	鉄板敷き (t=22) 1,524×3,048×17枚 (存置9ヶ月以上12ヶ月未満)
	交通誘導員 (2人×12ヶ月)
	工事車両搬入路を示す。

注1: 仮設工事は、監督員と打ち合わせの上行うこと。  
注2: 構載の移設・復旧および枝払いがある場合は監督員と打ち合わせを行うこと。

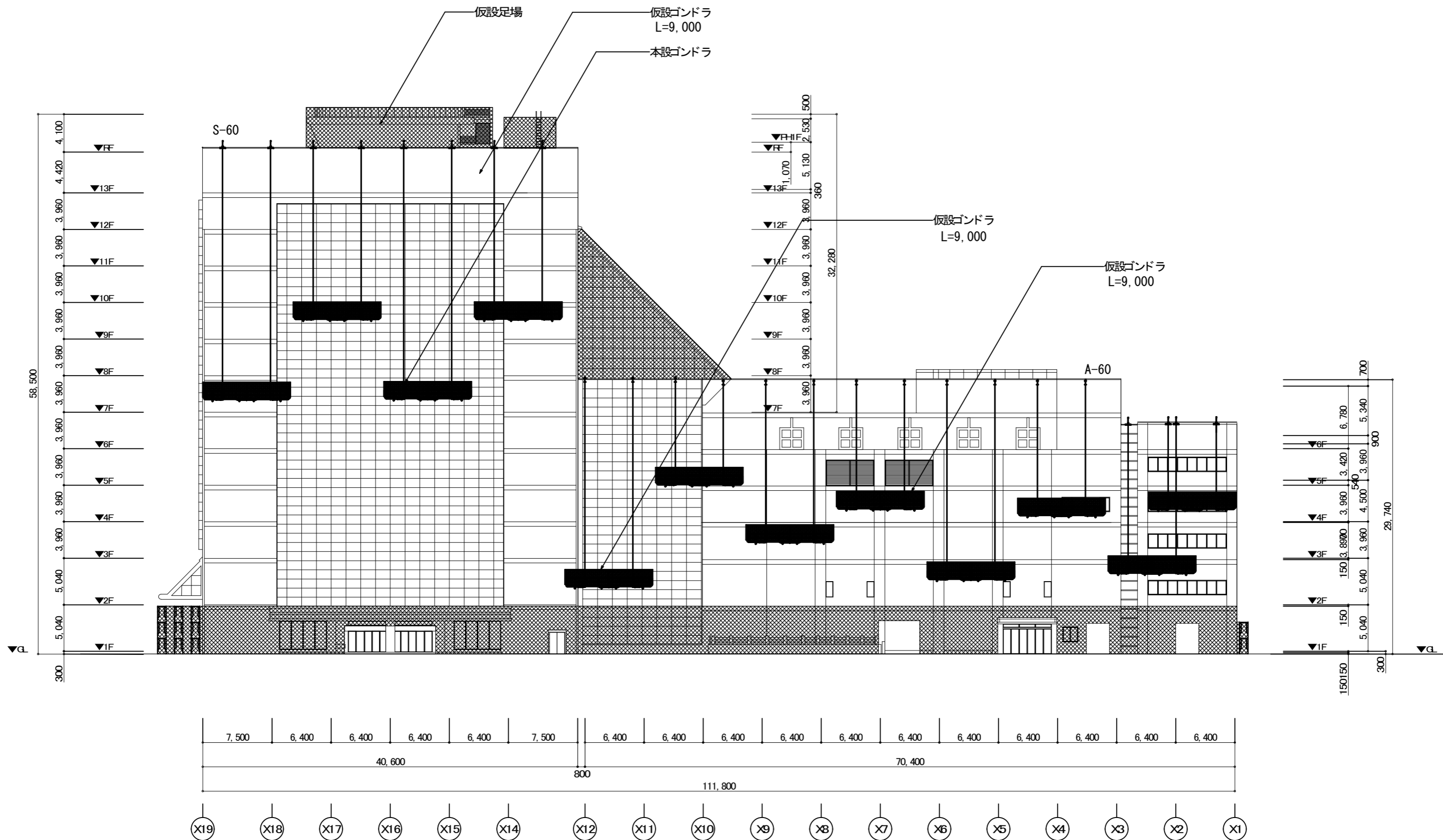


手摺先行型枠組本足場・高所作業車・可搬式作業台範囲を示す  
施設使用者の出入口廻りの、安全を確保すること。

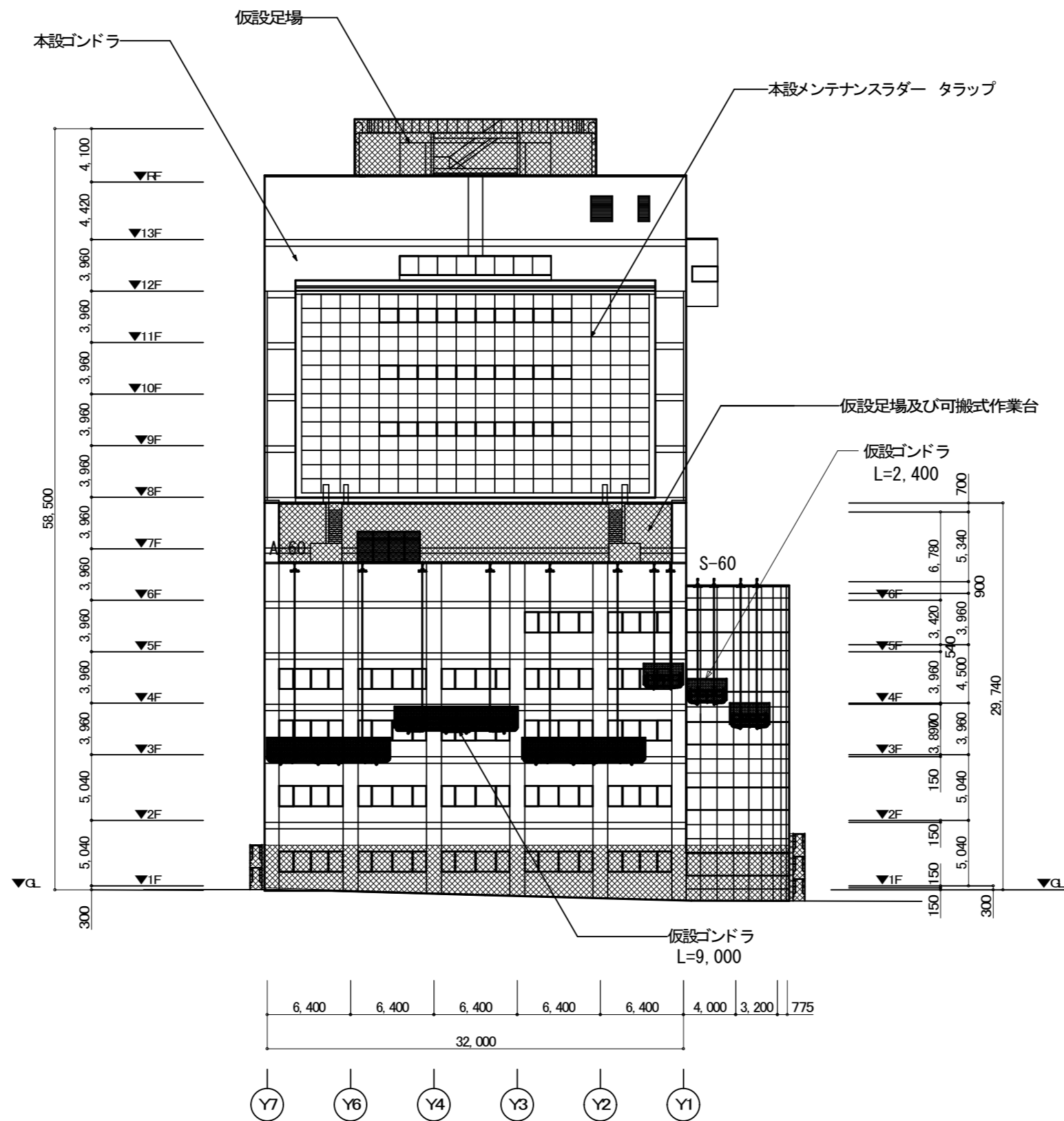


東立面図

手摺先行型枠組本足場・高所作業車・可搬式作業台範囲を示す  
施設使用者の出入口廻りの、安全を確保すること。



手摺先行型枠組本足場・高所作業車・可搬式作業台範囲を示す  
 施設使用者の出入口廻りの、安全を確保すること。



西立面図

手摺先行型枠組本足場・高所作業車・可搬式作業台範囲を示す  
施設使用者の出入口廻りの、安全を確保すること。